

令和4年9月天栄村議会定例会会議録目次

第1号（9月6日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
例月出納検査の結果	5
陳情の付託	5
村長行政報告	5
一般質問	16
大浦 トキ子 君	16
熊田 喜八 君	21
報告第1号の上程、説明、報告	36
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
議案第9号～議案第22号の一括上程、説明	55
延会の宣告	59

第 2 号 (9月7日)

議事日程	6 1
本日の会議に付した事件	6 1
出席議員	6 1
欠席議員	6 1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 2
職務のため出席した者の職氏名	6 2
開議の宣告	6 3
議事日程の報告	6 3
議案第 9 号～議案第 2 2 号の一括上程、説明	6 3
延会の宣告	9 2

第 3 号 (9月8日)

議事日程	9 3
本日の会議に付した事件	9 3
出席議員	9 3
欠席議員	9 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 4
職務のため出席した者の職氏名	9 4
開議の宣告	9 5
議事日程の報告	9 5
議案第 9 号～議案第 2 2 号の説明	9 5
議案第 9 号の質疑	1 2 6
延会の宣告	1 5 1

第 4 号 (9月9日)

議事日程	1 5 3
本日の会議に付した事件	1 5 4
出席議員	1 5 4
欠席議員	1 5 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 5 4
職務のため出席した者の職氏名	1 5 5
開議の宣告	1 5 6

議事日程の報告	1 5 6
議案第 9 号の質疑、討論、採決	1 5 6
議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	1 6 3
議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	1 6 4
議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	1 6 4
議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	1 6 5
議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	1 6 5
議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	1 6 6
議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	1 6 9
議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	1 6 9
議案第 1 8 号の質疑、討論、採決	1 7 0
議案第 1 9 号の質疑、討論、採決	1 7 0
議案第 2 0 号の質疑、討論、採決	1 7 1
議案第 2 1 号の質疑、討論、採決	1 7 4
議案第 2 2 号の質疑、討論、採決	1 7 4
議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 5
議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 0
議案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 2
議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 3
議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 4
議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 6
議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 7
議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 8
議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 0
議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 1
議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 2
議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 3
議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 5
議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 6
陳情審査報告	2 2 8
各委員会閉会中の継続審査申出	2 2 9
日程の追加	2 3 1
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 2

招集者あいさつ.....	2 3 3
閉会の宣告.....	2 3 4

9 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和4年9月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年9月6日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 例月出納検査の結果
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 村長行政報告
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 報告第 1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について
- 日程第 9 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 議案第 1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第 2号 天栄村過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第12 議案第 3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 4号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 5号 天栄村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 6号 字の名称の変更について
- 日程第16 議案第 7号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第 8号 財産の処分について
- 日程第18 議案第 9号 令和3年度天栄村一般会計決算認定について
- 日程第19 議案第10号 令和3年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第20 議案第11号 令和3年度牧本財産区特別会計決算認定について
- 日程第21 議案第12号 令和3年度大里財産区特別会計決算認定について
- 日程第22 議案第13号 令和3年度湯本財産区特別会計決算認定について
- 日程第23 議案第14号 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について
- 日程第24 議案第15号 令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定に

ついて

日程第25	議案第16号	令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について
日程第26	議案第17号	令和3年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について
日程第27	議案第18号	令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について
日程第28	議案第19号	令和3年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について
日程第29	議案第20号	令和3年度天栄村介護保険特別会計決算認定について
日程第30	議案第21号	令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第31	議案第22号	令和3年度天栄村水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克 彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
教 育 長	久 保	直 紀 君	参 事 兼 総 務 課 長	内 山	晴 路 君
参 事 兼 企 画 政 策 課 長 兼 会 計 管 理 者	熊 田	典 子 君	税 務 課 長	塚 目	弘 昭 君
参 事 兼 住 民 福 祉 課 長	小 山	富 美 夫 君	産 業 課 長	黒 澤	伸 一 君
建 設 課 長	櫻 井	幸 治 君	湯 支 所 本 長	星	裕 治 君
教 育 課 長	関 根	文 則 君	代 表 監 査 員 委	猪 越	喜 久 雄 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 北 畠 さ つ き 書 記 石 井 大 輔
事 務 局 長

書 記 森 歩

◎開会の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和4年9月天栄村議会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和4年9月天栄村議会定例会は成立いたしました。

ただいまから令和4年9月天栄村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

3番 大 浦 トキ子 君

4番 小 山 克 彦 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（服部 晃君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、円谷要君。

〔議会運営委員会委員長 円谷 要君登壇〕

○議会運営委員会委員長（円谷 要君） おはようございます。

会期の報告。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る8月30日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和4年9月天栄村議会定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は9月6日より12日までの7日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、円谷要。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、円谷要君から報告がありましたとおり、本日より9月12日までの7日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月12日までの7日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（服部 晃君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆様のお手元に配付しておきました報告書のとおりでございますので、ご了承願います。

◎例月出納検査の結果

○議長（服部 晃君） 日程第4、例月出納検査の結果について。

これらについても、皆様のお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎陳情の付託

○議長（服部 晃君） 日程第5、陳情の付託について。

本日までに受理した陳情は1件で、皆様のお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

なお、この件につきましては、所管の総務常任委員会に付託しましたので、ご報告申し上げます。

◎村長行政報告

○議長（服部 晃君） 日程第6、村長行政報告。

村長より令和4年9月定例会における行政報告の申出がありましたので、これを許します。
村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、令和4年9月天栄村議会定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には、公私ともにお忙しい中ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、報告1件、諮問1件、議案36件を提案し、ご審議いただくわけですが、議案の説明に先立ち、6月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症につきましては、7月以降、全国で感染力の強いオミクロン株B.A. 5系統への置き換わりにより、1日当たりの新規感染者が過去最多を連日更新するなど、第7波はこれまでにない急激な勢いで感染が拡大し、歯止めがかからない状況が続いております。

本県においても、新規感染者数は過去最多を何度も更新し、8月には3,000人を超え、医療体制が危機的な状況にあることから、県では「医療非常事態宣言」及び「感染拡大警報強化版・B.A. 5対策強化宣言」を発令し、強い危機意識を持って基本的な感染対策を徹底するよう呼びかけており、依然として新規感染者が高い水準にあることから、8月末を期限としていた「感染拡大警報強化版・B.A. 5対策強化宣言」は、9月19日まで延長されております。

本村においても、7月下旬から新規感染者が連日確認される状況となり、8月に入ってから家庭内での感染が拡大したため急増し、8月末までの感染者数は334名となっております。

感染された方に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げます。

村民の皆様には、引き続き感染防止に取り組んでいただきますとともに、冷静に行動していただくようお願いいたします。

また、ワクチン接種につきましては、7月16日から60歳以上及び18歳から59歳までの基礎疾患のある方に対する4回目の集団接種を開始し、7月23日からは医療従事者等にも接種を開始いたしました。ワクチン接種後であっても、感染リスクがゼロになることはありませんが、重症化リスクは軽減されると考えられておりますので、積極的なワクチン接種をお願いいたします。

次に、総務関係につきましては、7月27日に本年第3回目の駐在員会議を開催いたしました。災害に備えるための地区防災計画の策定や拡大する新型コロナウイルスの感染防止の取

組、熱中症対策などについてご協力をお願いいたしました。

次に、消防防災関係につきましては、繰越事業として実施しておりました村体育館の照明器具更新工事が7月に完了いたしました。現在、「村体育館空調設備設置工事」及び「ふるさと公園防災備蓄倉庫整備工事」を実施しており、防災体制の強化を図るため、早期完成を目指し進めてまいります。

また、6月19日には、村消防団基礎訓練が村総合農村運動広場駐車場で実施されました。消防操法大会が中止となったため、須賀川消防署長沼分署、湯本分遣所等に協力いただき、団員の消防技術向上を目的とした基礎訓練が行われました。

次に、5月より策定を進めてきた「村過疎地域持続的発展計画」につきましては、8月10日に審議会より審議結果を答申いただき、計画案がまとまったことから、本定例会に上程いたしましたので、ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

次に、地方創生事業につきましては、本村の地方創生総合戦略が7月に国から地域再生計画の認定を受け、「企業版ふるさと納税」により企業から寄附を受け入れることが可能となりました。本制度は、自治体の地方創生の取組に対して寄附をした企業の法人税が税額控除されるもので、今後、広報活動や寄附企業の募集などに注力してまいります。

次に、持続的発展目標「SDGs」に関する事業につきましては、制度や取組の普及啓発を目的に、随時希望のあったところへ出張講座を展開しており、これまで実施してきた小・中学校に加え、6月には寿大学で高齢者を対象に講座を実施いたしました。今後も、村内の幅広い世代が身近に感じることができるよう取組を進めてまいります。

また、村と包括的連携協定を締結している「あいおいニッセイ同和損保」のご協力により、8月にSDGs研修会を開催し、職員や会計年度任用職員など約100名が参加いたしました。SDGsの基礎知識への理解を深めるとともに、ワークショップによる体感型の講義を受講し、SDGsの視点から考える行政の役割などについて学びました。

次に、情報化につきましては、光ファイバーケーブル等設備の民間への譲渡は、7月1日付で東日本電信電話株式会社宮城事業部に譲渡が完了いたしました。

また、住民が道路や上下水道などの破損を発見した場合、LINEを使用し、画像とともに村に連絡することができるシステムを8月に構築いたしました。道路等のきめ細やかな補修、災害時における被害状況の的確な把握や早期対応に活用するため、今後、村民への周知に努めてまいります。

次に、村民の健康づくりにつきましては、6月に住民総合健診を新型コロナウイルス感染防止対策として予約制で実施し、579名が受診いたしました。また同時に、40歳代の方へは、胃がんの早期発見を目的として、血液検査でできる胃がんリスク検診も実施いたしました。総合健診の結果につきましては8月上旬に送付し、保健指導対象者へは直接、健診結果の説

明を行い、早期受診、早期治療を勧めております。

また、7月8日には、乳がん、子宮頸がん検診を実施し、延べ183名が受診いたしました。集団検診の未受診者に対しましては、通知及び訪問活動により、再度、施設検診の受診を勧める予定としております。

また、産後の母親の健康支援や育児不安の解消を図るため、保健師による母子訪問を実施し、希望する世帯に福島県助産師会等の産後ケア事業を活用していただいております。妊娠後期の妊婦の方には、保健師の訪問による保健指導及び育児用品の提供を実施し、出産に向けた不安の解消に努めております。

今後も、感染防止対策を図りながら、訪問や広報等による啓発に取り組み、新しい生活様式に配慮した心と体の健康づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、高齢者福祉関係につきましては、9月に開催予定でありました敬老会を新型コロナウイルス感染防止のため中止といたしました。

また、独り暮らし高齢者等に対する本年度第1回目の配食サービスを8月2日に実施し、37世帯55名に、お弁当を配付しながら健康状態の確認を実施いたしました。

また、高齢者の熱中症対策として、自宅にエアコンがない高齢者世帯に対し、エアコンの購入費用を上限4万円で補助する「高齢者エアコン購入事業補助金」の申請受付を6月1日から開始し、順次、補助金を交付しております。

次に、児童福祉関係につきましては、8月4日に「村要保護児童対策地域協議会」を開催いたしました。児童相談所や警察署、各小・中学校等の代表者の方々に参加いただき、子育て支援や相談体制の確認、個別ケースへの対応などについて意見交換等を行いました。今後も、関係機関と連携を図りながら、子どもたちの支援を行うと考えております。

次に、子育て支援につきましては、7月24日に生涯学習センターにおいて、弁護士の住田裕子氏を講師に「一人ひとりが輝こう・・・私の個性もあなたの個性も」と題した「子育て講演会」を開催し、約50名が参加いたしました。講演では、ご自身の弁護士経験や子育てを踏まえた講話をいただき、今後の子育ての参考となる有意義な講演会となりました。

次に、低所得の子育て世帯に対する生活支援として、高校生までの児童1人当たり5万円を支給する「子育て世帯生活支援特別給付金」につきましては、7月20日に、17世帯、児童29名に対し第1回目の支給を行い、来年2月末まで申請を受け付けることとしております。

次に、生活困窮世帯の生活支援として、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり10万円を支給する「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」につきましては、昨年度より継続して実施しておりますが、令和4年6月1日より支給対象世帯が拡大されたため、新たに対象となった世帯に対し7月27日より支給を開始し、本年9月末まで申請を受け付けることとしております。

次に、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した施策につきましては、昨年に引き続き、村民1人当たり1万円分の商品券を6月11日より各家庭に配布いたしました。コロナ禍における村民の生活支援や村内の経済活性化の一助となるものと考えております。

また、原油価格や物価の高騰による生活困窮世帯の生活支援として、令和3年度以降継続して住民税が非課税の世帯に対し1世帯当たり5万円を支給する「住民税非課税世帯生活支援給付金」につきましては、7月27日より支給を開始し、本年9月末まで申請を受け付けることとしております。

次に、本年度の主要4税目の課税状況につきましては、対前年比で、個人住民税が2.3%減の1億9,064万8,000円、固定資産税が6.0%増の4億3,594万円、軽自動車税が0.9%増の2,169万4,000円、国民健康保険税が8.7%減の1億924万1,000円となっております。

次に、国土調査につきましては、新規地区である大里第29地区の一筆地調査を10月中旬に着手できる見込みとなり、継続調査の牧本第28地区については、現在、一筆地測量を実施しております。

次に、農業関係につきましては、7月以降、高温や好天が続き、本県の水稻の作況は8月4日時点で102の「やや良」とされました。今後、生育状況を注視しつつ、県やJAと連携を図り、刈取り適期などの各種情報提供に努めてまいります。

令和4年産米における本村の「生産数量の目安」につきましては、飼料用米への作付転換が進んだことから、主食用米の作付面積は661ヘクタールとなり、おおむね達成する見込みであります。

また、令和4年産米のモニタリング調査につきましては、円滑な検査が実施できるよう準備を進めております。

園芸作物につきましては、須賀川・岩瀬地区の主力品目であるキュウリ、ナス等の本格出荷を迎える6月下旬から7月にかけて、横浜及び大阪の卸売市場において、管内の市町村長及びJA夢みなみの役員等によるトップセールスを実施し、良食味な農産物と産地をPRいたしました。

また、8月19日に、参議院農林水産委員長である長谷川岳参議院議員をお迎えし、農政懇談会を開催いたしました。農林水産省農産局農産政策部長より最新の米の需要や価格の動向及び今後の見通しなどについて講演をいただくとともに、村の生産者との意見交換を行い、国の農業政策などについて理解を深めていただきました。

次に、鳥獣被害防止対策につきましては、わなによる捕獲や電気柵の設置を継続して進めており、8月15日までの捕獲数は、イノシシ44頭、ニホンジカ39頭、ツキノワグマ15頭、ハクビシン19匹となっております。昨年、被害の減少が見られたイノシシにつきましては、本

年は被害や目撃情報も増加しており、また、ニホンジカの捕獲頭数も増加傾向にあることから、村鳥獣被害対策実施隊及び地域おこし協力隊と連携を図り、被害防止対策に努めてまいりる考えであります。

次に、商工観光関係につきましては、7月23日に、13回目となる「なつの天栄羽鳥湖高原ウオーク」を開催いたしました。3年ぶりに新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しての開催となりましたが、村内外から約650人が参加し、待ちに待った初夏の羽鳥湖高原でウオーキングを楽しんでいただきました。

また、8月9日には、昨年に引き続き、プレミアム率20%の「てんえい商品券」第1弾を商工会及び湯本支所で販売し、コロナ禍で低迷している村内の消費喚起を図っております。

次に、平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故により、本村は基準値を超える放射性物質が測定され、同年の12月28日から「汚染状況重点調査地域」に指定されておりましたが、村内の空間線量率が基準値の毎時0.23マイクロシーベルト未満になっていることが確認されたため、環境省から放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、6月30日付で須賀川市、鏡石町とともに指定解除となりました。

次に、3月に発生した福島県沖地震に伴う災害復旧につきましては、現在も早期復旧に向け工事等を進めており、亀裂や段差などの被害が発生した主要な村道等の緊急性が高い箇所につきましては、おおむね8月末までに完了いたしました。また、被災住宅修理支援事業につきましては、現在までに5件の申請を受け付けております。

次に、災害の拡大防止を目的とした緊急自然災害防止対策事業につきましては、北小屋池堤体改修工事及び板屋々敷地区排水路改修工事を8月に発注いたしました。

次に、防災保全及び堆積土砂による下流域への被害防止を目的とした緊急浚渫推進事業につきましては、8月9日に地蔵池浚渫工事、8月19日に河内川河川浚渫工事の入札をそれぞれ実施いたしました。このうち、河内川河川浚渫工事請負契約の締結について、地方自治法などの規定により、本定例会でご審議いただくこととしております。

次に、上水道事業につきましては、石綿セメント管更新事業配水管布設替工事測量設計業務委託を8月に発注し、早期完了を目指し進めております。

次に、学校教育関係につきましては、8月25日から各幼・小・中学校で2学期が始まりましたが、事前に各校で感染症対策を再確認するとともに、夏休み明けの子どもたちの体調管理や観察をより徹底することを申し合わせ、新学期をスタートいたしました。今後も、感染防止対策を徹底して、学校行事の安全な実施に努めてまいりる考えであります。

6月20日に「幼・小・中学校合同引き渡し訓練」を村内全ての園・学校を対象に実施いたしました。この訓練は、緊急時における避難や引渡しの仕方を確認し、児童・生徒や教職員、保護者の防災意識や知識を高めることを目的としております。本年度で4年目の実施となるた

め、各学校では、昨年までの反省点を踏まえ、感染症対策を講じた訓練を実施し、新たな課題や改善点を確認することができました。

中学校におきましては、昨年度に引き続き、民間塾を活用した補充学習を実施いたしました。この学習は、コロナ禍の中で不安を抱えた高校受験を控える中学3年生を対象に、英語及び数学に特化して学力面をより手厚く支援するもので、7月中の放課後や夏休み期間中の8日間、民間塾の講師による授業を実施いたしました。受講した中学生の多くから充実した講習であったとの声をいただき、学習意欲の向上につながるものと考えておりますので、今後、冬休み期間中にも実施してまいります。

次に、子どもたちの活躍につきましては、天栄中学校の野球部が7月に行われました「福島県少年野球選手権大会」県中地区大会において優勝し、県大会への出場を果たしました。また、同野球部生徒2名が県中地区代表の須賀川選抜チームに選出され、6月に行われました「全国少年軟式野球大会」福島県大会において準優勝、続いて7月9日に行われました東北大会において見事優勝し、全国大会へ出場いたしました。

また、同じく天栄中学校の生徒が、7月10日に行われました「福島県中学生テニス選手権大会」において女子ダブルスで4位に入賞し、東北大会への出場権を獲得するとともに、8月31日に開催されました「岩瀬地区英語弁論大会」暗唱の部で第1位となり、県大会の出場権を獲得し、湯本中学校からも入賞者が出るなど、素晴らしい成績を残しました。

次に、幼稚園につきましては、7月15日に天栄幼稚園において、年長児が保護者と参加した夕涼み会を実施いたしました。ゲームや制作を親子で一緒に行い、関わりや触れ合いを大切にした行事となりました。

次に、生涯学習につきましては、「ふるさと学び教室」を6月に3回開催し、各小学校の6年生が村内の県・村指定文化財を見学いたしました。当日は、村文化財保護審議会委員の方々から説明をいただきながら史跡を回るとともに、ふるさと文化伝承館やノーザンファーム天栄などの見学を行い、愛村心を育む「ふるさと教育」の実践に努めました。

次に、7月15日に天栄中学校において「つなぐ英語教育推進事業」を開催いたしました。この事業は、早稲田大学国際教養学部の学生を中心とした学生団体「セカクル」との共同事業であり、今回のテーマを「SDGs」として、セカクルの学生が制作したプログラムにより、英語を学びながら多様な文化に触れ、国際的な視点に立った考え方について学びました。活動の最後には、天栄村をよりよい村にするための方法を中学生が考え、オリジナルのゴールをグループごとに発表するなど、より発展的な英語学習ができました。今後も、このような学びの機会を提供してまいります。

また、7月21日から8月24日の夏休み期間における子どもたちの安全な居場所として「てんえい子ども教室」を開催いたしました。牧本小学校25名、大里小学校19名の児童が参加し、

牧本小学校と大里小学校を会場に、読書や工作、プールでの活動などを行い、安全管理員及び活動指導員の下、安全・安心に過ごすことができました。

8月15日には、「令和4年度20歳の集い」を、村議会から服部議長にご臨席をいただき、本年度20歳の46名を対象に挙行いたしました。本年度より成人年齢が18歳に引き下げられましたが、20歳の節目に大人の自覚を新たに持っていただくとともに、改めてお祝いをするため20歳を対象とし、感染防止対策を徹底するため、参加者全員に抗原検査を実施するとともに、来賓者を少人数として開催いたしました。昨年度の成人式に続き、名前を入れたオリジナルラベルの日本酒を送り、お祝いすることができました。

また、例年、10歳を対象に実施しておりました2分の1成人式は、「10歳の集い」として別開催することとしております。

次に、湯本公民館事業につきましては、地元のよさの再発見や知識力向上のための伝統的工芸品学び講座や、地元施設を利用した小・中学校合同のスキルアップゴルフ講座を実施いたしました。

また、7月の馬頭観世音祭りに合わせ、農村交流施設においてペットボトル灯籠の制作を行い、8月のお盆期間に参加者の作品を展示いたしました。

続きまして、本定例会に提案いたしました報告1件、諮問1件、議案36件の大要についてご説明申し上げます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員1名の任期が12月31日をもって任期満了となることから、委員を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員1名の任期が9月30日をもって満了となることから、委員を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

議案第2号 天栄村過疎地域持続的発展計画の策定につきましては、本年4月に本村が過疎地域に指定されたことから、国の支援を受けるために必要となる「村過疎地域持続的発展計画」の策定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国の「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」に基づき、国及び県に準じ、会計年度任用職員の育児休業取得要件を緩和するものであります。

議案第4号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例及び議案第5号 天栄村特定事

業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本年4月に本村が過疎地域に指定されたことに伴い、過疎地域における固定資産税の課税免除の規定を定めるものであります。

議案第6号 字の名称の変更につきましては、町村の境界変更がなされただけで、字の名称が変更されていなかった箇所の子名を変更するものであります。

議案第7号 工事請負契約の締結につきましては、河内川河川浚渫工事請負契約の締結について、地方自治法などの規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第8号 財産の処分につきましては、圧雪車の売却について、地方自治法などの規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号 令和3年度天栄村一般会計決算認定から議案第22号 令和3年度天栄村水道事業会計決算認定までの14議案につきましては、一般会計及び12の特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものであります。

令和3年度決算の概要であります。一般会計につきましては、歳入総額は54億244万5,797円、歳出総額は51億6,569万6,450円、歳入から歳出を差し引いた形式収支は2億3,674万9,347円、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源7,819万2,000円を差し引いた実質収支は1億5,855万7,347円であります。

12の特別会計につきましては、合計で歳入総額は19億8,602万542円、歳出総額は18億5,254万2,496円、形式収支は1億3,347万8,046円、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源400万円を差し引いた実質収支は1億2,947万8,046円であります。

会計ごとに申し上げますと、国民健康保険特別会計につきましては、事業勘定におきまして、歳入総額は6億7,683万3,542円、歳出総額は6億4,159万8,396円、形式収支、実質収支はともに3,523万5,146円であります。

診療施設勘定においては、歳入総額は6,750万8,647円、歳出総額は4,545万1,107円、形式収支、実質収支はともに2,205万7,540円であります。

牧本財産区特別会計につきましては、歳入総額は360万3,962円、歳出総額は310万1,229円、形式収支、実質収支はともに50万2,733円であります。

大里財産区特別会計につきましては、歳入総額は31万7,435円、歳出総額は22万2,687円、形式収支、実質収支はともに9万4,748円であります。

湯本財産区特別会計につきましては、歳入総額は95万7,576円、歳出総額は82万6,396円、形式収支、実質収支はともに13万1,180円であります。

工業用地取得造成事業特別会計につきましては、歳入総額は2億3,238万9,409円、歳出総額は2億1,715万2,290円、形式収支、実質収支はともに1,523万7,119円であります。

大山地区排水処理施設事業特別会計につきましては、歳入総額は1,384万3,332円、歳出総

額は1,073万7,773円、形式収支、実質収支はともに315万5,559円であります。

農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入総額は2億2,821万8,243円、歳出総額は2億1,565万2,151円、形式収支、実質収支はともに1,256万6,092円であります。

二岐専用水道特別会計につきましては、歳入総額は262万1,358円、歳出総額は133万5,251円、形式収支、実質収支はともに128万6,107円であります。

簡易水道事業特別会計につきましては、歳入総額は1,737万5,546円、歳出総額は1,094万2,543円、形式収支は643万3,003円、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源400万円を差し引いた実質収支は243万3,000円であります。

簡易排水処理施設特別会計につきましては、歳入総額は221万6,737円、歳出総額は116万6,978円、形式収支、実質収支はともに104万9,759円であります。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額は6億8,836万8,410円、歳出総額は6億5,299万6,179円、形式収支、実質収支はともに3,537万2,231円であります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額は5,176万6,345円、歳出総額は5,135万9,516円、形式収支、実質収支はともに40万6,829円であります。

水道事業会計につきましては、収益的収支においては、収入総額1億4,405万5,205円、支出総額1億3,604万7,323円、収支差額800万7,882円、資本的収支においては、収入総額は5,143万5,000円、支出総額1億4,510万7,254円、収支不足額は過年度損益勘定留保資金8,786万3,254円及び当年度消費税資本的収支調整額580万9,000円で補填しております。

議案第23号 令和4年度天栄村一般会計補正予算につきましては、歳入においては、繰越金及び普通交付税額の確定、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、がんばれ天栄！応援寄附金、ふるさと公園駐車場整備事業に係る村債の増など、歳出においては、てんえいふるさと公園整備に伴う駐車場整備工事請負費及び農林水産物直売所施設備品購入費、統合小学校等基本計画策定業務委託料、原油価格・物価高騰対応給食費補助金、除染土壌等仮置場原形復旧工事請負費の増など、歳入歳出それぞれ2億2,785万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億4,846万6,000円とするものであります。

議案第24号 令和4年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定においては、歳入歳出それぞれ528万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億8,657万3,000円とするものであります。診療施設勘定においては、歳入歳出それぞれ478万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,700万円とするものであります。

議案第25号 令和4年度牧本財産区特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ27万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を91万2,000円とするものであります。

議案第26号 令和4年度大里財産区特別会計補正予算につきましては、歳入予算を組み替えるものであります。

議案第27号 令和4年度湯本財産区特別会計補正予算につきましては、歳入予算を組み替えるものであります。

議案第28号 令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,023万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,575万4,000円とするものであります。

議案第29号 令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ30万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,307万5,000円とするものであります。

議案第30号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ3,198万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億4,413万円とするものであります。

議案第31号 令和4年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ38万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を264万9,000円とするものであります。

議案第32号 令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,508万1,000円とするものであります。

議案第33号 令和4年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ14万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を183万6,000円とするものであります。

議案第34号 令和4年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ3,507万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億1,347万7,000円とするものであります。

議案第35号 令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ39万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,515万2,000円とするものであります。

議案第36号 令和4年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出において60万円、資本的収入及び支出において100万円をそれぞれ減額補正するものであります。

以上、行政報告並びに提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

令和4年9月6日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（服部 晃君） これで村長の行政報告を終わります。

ここで暫時休議いたします。

11時まで休議いたします。

(午前10時46分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時00分)

◎一般質問

○議長（服部 晃君） 日程第7、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

今定例会における一般質問者は2名です。質問は、最初に3番、大浦トキ子君、次に8番、熊田喜八君の順序によって行います。

質問者の質問の持ち時間は1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が outされておりますので、答弁については的確にお答え願います。

◇ 大 浦 トキ子 君

○議長（服部 晃君） 初めに、3番、大浦トキ子君の一般質問の発言を許します。

3番、大浦トキ子君。

[3番 大浦トキ子君質問席登壇]

○3番（大浦トキ子君） 横断歩道の設置について。

1、県道下松本・鏡石停車場線と県道郡山・矢吹線の交差点への横断歩道設置については、何回か質問しているところですが、その後、須賀川警察署への要望はいつ頃したのか伺いたい。

2、大山団地から天栄クリニック等に渡る際に、県道に横断歩道がないため危険である。村民の方からは、横断歩道を早く設置してほしいとの要望が多く寄せられている。早急に設置すべきと思うが、伺いたい。また、須賀川警察署への要望はしたのか伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

1点目の県道下松本・鏡石停車場線と県道郡山・矢吹線との交差点への横断歩道設置につきましては、須賀川警察署へ本年3月に要望を行っておりますが、6月定例会でお答えしたとおり、横断歩道の設置については、設置する場所がないこと、また、現地調査をした限り、利用実態が確認できないことなどから、設置はかなり厳しいとの回答をいただいておりますので、歩行者やドライバーに対する注意喚起などの交通安全対策を行ってまいります。

2点目の大山団地から天栄クリニック側へ渡る横断歩道の設置につきましても、県道下松本・鏡石停車場線と県道郡山・矢吹線との交差点の要望と併せて、須賀川警察署へ要望がある旨をお伝えしておりますが、数ある要望の全てをかなえることは困難であるとの回答をいただいております、引き続き関係機関と共に実態調査などを行ってまいります。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 先ほどは、3月に須賀川警察署に要望に行ったということだったんですが、また、2番の大山団地とクリニック、これの渡る際にもということもやはり要望に行き、実際調査を行うということで答弁でしたが、前もさきの議会で取り上げましたが、大山できてから間もなく、今、天栄クリニックさんがある後ろにパチンコ屋さんがありまして、そのときに、そこに住んでいる方の幼稚園児ですね、大山団地の停留所に降りて、向こう側に、自分の家に渡ろうとしたときに、やはり車にひかれて死亡しました。このような痛ましい事故が起きております。

それで、やはりこれは難しいことかもしれないですけども、今でもそのやっぱり大山団地の近くの方は、いや、大浦さん、何回も同じ質問しているけれども、なかなか取り上げて、役場のほうでもなかなか実施できないでいるんだわねなんていう話で、二度とやっぱりそういう事故のないように、年に1回ぐらいではちょっと駄目だと思いますので、やっぱり須賀川警察署の方と一緒に現場を見てから、私も一緒に同席しても構わないですけども、ちゃんと説明をして、ここに横断歩道が欲しいということで、やはり早急にさせていただきたいと思うんですが、その点はどのように考えておりますか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず1点目ですが、3月の要望以降、なかなか設置が困難であるためという回答をいただいております。こちらにつきましては、また重ねて要望という形で関係機関へ伝えていきたいと考えております。

2点目の部分でございますが、1点目と同様に、まず待避スペースや利用実態、こういったものを調査しながら、利用状況を確認しながら、設置について関係機関のほうに状況をお伝えしていきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 須賀川警察署に来ていただいて現場を見てもらうということで、私も行って同席していいですから、課長さんと一緒に行って、村長さんもしできたらばですけども、課長と一緒に、この場所に欲しいということで、現場、やはり……失礼しました、1番ですね、横断歩道の設置。それは3月1回だけでなく、一緒にやっぱり来てもらっ

て、私も同席して、設置してもらいたいと思います。

何回も毎回毎回、議会のたびにしつこいほどやっているんだけどもなんて言われて、それで、俺、名前出してもいいんだけどもなんて、春日山の方から、ちょうど道にちょっとあそこを通ったときにおりまして、本当に何とかしてもらいたいということ。

それで、前もお話したように、飯豊方面から、結構80代くらいの高齢の方で、自転車で買物に行くんですね、セブンイレブンに。そうすると、あそこに横断歩道がないでしょう、信号機はあっても。どのようにして渡ろうかなんていうことで、もうきょろきょろ右左見て、やはりここは横断歩道欲しいななんていうことで言われました。もう何人かの方からそういう話が出ております。やっぱり大山の方も、セブン近いから、結構年配の方が買物に行くんですね、ちょくちょく。そうすると、やっぱり信号があるのに、横断歩道向こうに渡るのに、どっちもないでしょう。どのようになっているんだべなんて、この天栄村の議会とか執行部の方とは、こういうふうにも言われるし、今度、役場のほうの村長はじめ担当の課長、誰やっているんだいななんて、そういう話まで出ているような状態です。

なかなか難しいとは思いますが、やはり前もお話したように、できてから1人子どもさんが亡くなっておりますので、そういうことをやっぱり考えてみると、やっぱり早めにつくって、なかなか難しいかなとは思いますが、やはり横断歩道を渡る場所、待機場所がないということだったんだけども、結構十分待機場所はありますよ、あれ、スペースが結構広いから。だから、やはりその場所に行って一緒に見てもらって、それでやはりしたほうがもっといいんじゃないかと思うんですけれども、その点はどのように考えておりますか。一緒に須賀川の警察署まで、私、一緒に同行しても構いませんけれども、どのように考えておりますか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

関係機関への要望に同行というふうなことでございますが、まず現地のほうで現地調査といたしますか、利用実態、現地を見ながらというようなことであれば、私のほうからその旨関係機関のほうにお伝えしまして、立会いいただくことは可能かと思えます。そういった場合、日程等調整させていただきまして、現地の確認をさせていただければというふうに考えております。また、その際に、今までの経緯等、こういったものも伝えていただければと考えております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、一緒に須賀川警察署の方が来て現場を見てということなんですけれども、それは大体予定としては、向こうの、ちょっと聞かなくちゃならない

ですけれども、警察署のほうの意向も、ただ、早急にということで、いつ頃大体、早いほうがいいですね、来年に持ち越さないように。雪が降ったりなんかでなかなか難しいんで、早いほうがいいんですが、その辺いつ頃来ていただくかということは、それは確認はしているんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

現地確認の日程ということでございますが、こちらについては、まだご相談はさせていただいておりませんので、今後そういった形でできるかどうかとも相談させていただいて、今後、日程を詰めさせていただければと考えております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、まだ日程調整できないということなんで、早いうちにきていただいて、日程調整して、現場を確認してということをお願いしたいと思います。

1点目は一つ終わります。

2、小学校の統合について。

このことについて村民の方からは、経費はどのくらいかかるのかと心配する声が多く寄せられております。そこで次の点について伺いたい。

1、予算はどのくらいを見込んでいるのか。また、場所はどの辺りを予定しているのか。

2、過疎対策事業債を使った場合、どのくらいの優遇措置が受けられるのか。

○議長（服部 晃君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

1点目の予算見込みにつきましては、現時点では予算額をお示しすることはできませんが、本定例会に上程している補正予算に統合小学校の基本計画を策定する経費を計上しており、その成果により概算の事業費をお示しできるものと考えております。

また、建設場所につきましては、天栄村立小中学校統合委員会からの意見書にありましてとおり、役場周辺もしくは天栄中学校に近い位置で検討しているところであります。

2点目の過疎対策事業債の優遇措置につきましては、本定例会でご審議いただく天栄村過疎地域持続的発展計画に盛り込んでいる学校の校舎、屋内運動場、水泳プール等の施設が過疎対策事業債の対象となります。建設には文部科学省の補助を活用することを検討しておりますが、補助残の事業費に過疎対策事業債を100%充てる予定で、その元利償還金の70%が交付税措置されることとなっております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） それですが、国に申請してから、過疎対策事業債、この許可が下りるまではどのくらいの時間がかかるのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず、建設に関しまして、文科省の補助金を活用するというので先ほど教育長のほうからお話あったかと思いますが、その残分ということですので、まず補助が確定して、事業が確定してからということとなりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 補正予算で取り上げておりますから、その議会の議決をもらってから、その後、国に申請してからになるということは教育課長のほうからちょっと前もって聞かしまして、そういう予算ですから、その後だから、どれくらいかかるか分からないんですけども、過疎対策事業の許可が下りるまでどのくらいの時間がかかるのかということ、もう2年後にはですから、早めにどれくらいの、場所はそこら辺の近くということで、役場周辺ということで聞いてはおりますが、村の財政負担がやっぱり少なくなるように何回でも国のほうに働きかけるということはできますかね。その辺はどのように考えておりますか。大体予算は前は40億くらいかかるということ、ちょっと耳にしたことはあるんですが、その点は、議会の議決をもらって、その後、国に申請だから、いつくらいになりますかね、申請するの。その辺、答弁お願ひします。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

(午前11時19分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時20分)

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 大分結構、2年後の建設予定なんで、時間はかかるとは思いますが、やっぱり村の……

〔発言する声あり〕

○3番（大浦トキ子君） 失礼しました。ちょっと今の消してください。すみません。

村の財政の負担が少なくなるように何回でも国に働きかけて、村の負担が少しでも軽くなるようにお願ひしたいと思ひます。

終わります。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君の一般質問は以上で終了いたします。

◇ 熊 田 喜 八 君

○議長（服部 晃君） 次に、8番、熊田喜八君の一般質問の発言を許します。

8番、熊田喜八君。

[8番 熊田喜八君質問席登壇]

○8番（熊田喜八君） では、通告どおり一般質問を2点ほど質問させていただきます。

第1番目、介護施設について。

村長は、「お年寄りが安心して暮らせる村をつくります」、「福祉施設を増やすことによって若者の雇用の場を広げます」との目標を掲げていましたが、8月1日現在、本村の70代が1,151名、80代が658名、90代が166名の高齢者がいる中で、村長は今後どのような対策を考えているのか伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私は、平成23年の村長選に初めて出馬をした際に、「お年寄りが安心して暮らせる村をつくる」という目標を掲げ、高齢者福祉施設の待機者の解消と若者の雇用の場の創出につながる福祉施設の増設に向けた取組を進めてまいりました。

村民の皆様や議員各位のご理解を賜り、平成29年に特別養護老人ホーム天栄ホームの30床増床と湯本デイサービスセンターの開所を実現することができました。

こうしたことにより、現在、岩瀬福祉会で運営している特別養護老人ホームへの入居待機者は約10名となり、また、岩瀬福祉会にお勤めになって、この2つの施設でご活躍をいただいている方々もおられることから、当初の目標はおおむね達成したものと考えております。

しかしながら、本村の令和4年8月1日現在の住民基本台帳人口5,345人のうち、65歳以上の高齢者は1,989人で、高齢化率は37.2%となっており、今後においても、人口減少に伴う高齢者数の動向や介護給付費と介護保険料負担の状況などを長期的に見通しながら、高齢者の皆様が住み慣れた地域でいつまでも健康で生き生きと過ごすことができる施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 30床増設してというのは、それは分かりましたけれども、今現在90代の高齢者が166名ということは、この方々は、もう介護施設に入れなくて、介護難民になるおそれがある。今後10年、20年、80代、70代の方も、あと10年後、15年後には相当の介護難民が出ると心配しているので、その辺を村長に前にも質問しましたがけれども、湯本中学校が

廃校になるということなので、それをなぜか、老人ホームとか老人センターみたいな、村単
独とか、そういう方法があるかないかというの、あと湯本には診療所があるので、外来で
湯本の診療所の先生が行くと、湯本の診療所の医療費もかさむというんですか、そういうふ
うになるというの、住民福祉課長といろいろそういう話もしましたがけれども、その辺の考
え、そういうふうな何か今後の高齢者に対して、介護難民が出る可能性がありますので、そ
のときに湯本の診療所を兼ねて、湯本中学校の廃校の中学校を活用したらどうかというふう
な考えを前の一般質問で質問しましたがけれども、その後の村のほうの考え方はどのような考
えを持っているのか伺いたいと思います。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

今ほど、湯本中学校の活用というお話でございましたが、先般の定例会でもお話しさせて
いただきましたように、あちらのほうは今後閉校になりまして、その後、普通財産となりま
して、湯本地区の方々とその活用について検討するという答弁をさせていただきましたので、
その後、まだその進展はしておりません。今後そういった形で、湯本地区の方々と湯本中学
校の今後につきましては検討なさるといふふうに承知しているところでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 検討しているということなんですか。湯本中学校に対して、どうい
う施設にするか、また、老後施設のような、老人ホームみたいな、そういうふうに、のほうに
進んでいると取っていいんですか、それとも今検討中で、また別に、またほかに何か、湯本
中学校の廃校の中学校をまた別なほうに考えている、それはどちらのほうなんですか。

検討しているということは、結局、私の聞きたいのは、湯本中学校を活用して老人ホーム
みたいな施設、それはホームでもなく村単独で、そういうふうなアパート方式とかいろいろ
あると思うんですね、そういうふうな方法。私の言いたいのは、老人ホームの場合は、た
しか12、3万、それにおむつ代とかいろいろ含めると14、5万ぐらいの金額がかかるとい
うことなので、結局は、個室でなくて大部屋みたいな感じで、安い値段で入れるような方法を
これから執行部のほうにいろいろ、住民福祉課長ともいろいろ話をしましたけれども、そ
ういう考えで、どのようにその検討というのは、そういうふうな、どのような考えで検討して
いるのかも詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

湯本中学校が廃校になった跡地の利用については、先ほども答弁したように、湯本地区の

方々のご意見を聞いて、どういう利活用の仕方がいいのかと、まだそこまではいっていないので、そういった形で議員からのご提案として、一案として村として承っておきますというようなことで、これから湯本地区の方々と、湯本中学校の閉校後の跡地利用、それについて意見を伺った中で、村として判断してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） まだ進んでいないということですよ。

私から提案なんですけれども、提案って失礼だかもしれないですけども、湯本には診療所があるんですよ。診療所があるということは、これから鳳坂トンネルも開通することだし、そうすると、結局、村長の目標の中にも、若者の雇用の場を広げたいというような話ですから、そうすると、湯本の診療所の、たしか年間2,000万ぐらい払っていますよね、診療所の先生に。そうすると、湯本にそういうふうな、村単独でそういうふうな、社会福祉協議会とかとは別に、そういうふうなアパート方式みたいなことを、湯本中学校を活用した場合には、湯本の診療所の先生が外来で診療すると、その診療費が大分、簡単に言うと収入があがるということも、私もある病院の部長とそういう話をしたことあるんですよ。天栄村の場合には、こういうふうに中学校が廃校になるので、その跡をこういうふうにしたいんですけどもということ、そのときに総務課長も住民福祉課長も同席して、いろいろノウハウですね、経営の。

だから、それに対して、今の湯本中学校を老人ホーム、単独でアパート方式とか、そういうふうに必要なのか、そういうのも住民福祉課長には話はしましたけれども、だから、あれとこれとこれとどういふふうに組み合わせればいいのか、こういう話もしたんですけども、もし天栄村の出身者で村外に出ている人、そして東京でも70歳とか80歳過ぎると、結局はアパートとかマンションなんていうのは再契約してくれない場合が多いんですよ。村長さんはそういう話は知っているか知らないかそれは別として、そういう方が聞いていますので、私の身内でも、結局、78歳ですか、78歳になったんですけども、結局は独り住まいになったので、アパートっていうかハイツですか、再契約してもらえなくて、結局は田舎に帰ってきたという人がいるんですよ。そういう場合も可能なのかと思って、住民福祉課長とも話してみたいですよ。

そうしたら、そういう人を今度呼び込んだ場合には保険料が高くなるから、村の負担が、また別な問題が出てくるという問題を聞いたんですよ。その場合には、そういう方を呼ぶことは、熊田議員さん、国保が天栄村がかさんで、そういうのはちょっと無理じゃないですかということも言われましたけれども、そういうのを何とか組合せして、そういうことも考えてみたらどうかということ、住民福祉課長とも話したんですけども、その後いろいろ考えてみたり、何かこれとこれと組み合わせたらこういうふうになるとかということ、その

後、何か考えがありましたらお聞かせください。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

今ほどお話しいただきましたように、高齢者の方々には、今、後期高齢者という形で医療保険等がございます。その中で、やはり後期高齢者の方々の医療負担等が、これは私ども担当課のほうから申し上げたところでございますが、やはり高齢者お一人当たりの医療費は当然入ってくればかかってくるということはお伝えしたつもりでございます。

ただ、先ほどの湯本地区での高齢者施設という形でございますが、湯本中学校も、開校しまして二十何年ほどたっておりまして、もしそこで事業をやった場合には保守や修繕は出てくると、そういった問題も出てくるのかなということでお伝えしたつもりでございます。

ただ、それ以降、それを組み合わせてどうかというお話でございましたが、大変申し訳ありませんが、その後、ちょっとまだその対策についてはちょっと浮かんでいないというところが現状でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 確かに大変な問題だと分かります。私も住民福祉課長といろいろ1時間ぐらい一応ちょっと話したんですよ、この件に関して、村長。そして、いろいろ、結局はアパート方式にした場合にはどうするとか、社会福祉協議会の場合はどうなるかとかといういろいろ考えてみた。

ただ、私の心配しているのは、今後、介護難民が出る可能性がある。あと、介護難民が出るというのは、例えば、今の大山、飯豊にある老人ホーム、待機者も今五十何名ですか、たしか、待機者が53名ですか。53名いるわけですよ、入れない方が。それは天栄村だけでなく、鏡石、須賀川は入っていないのか、長沼、鏡石にダブってやっている人もいるみたいだから、天栄村だけが53名ではないという話は聞いていますけれども、70歳の年齢層を見ますと、1,451名ですか、今現在70歳以上が。

そうすると、実際に90代以上の高齢者だけでも166名いるということは、実際には、悪く言うわけじゃないけれども、実際に特老には、入って払えない方が何名かいるんじゃないかと思うんですよ。結局は月25万とか30万、この辺だったら26、7万ぐらいですか、報酬は、普通の一般の方が手取り。そうすると、特老に12、3万ぐらいの金かかると生活がやっていけないから、そういう方が私は出てくると思うんですよ。現在も出ていると思うんですよ。

そのためには、やっぱり村長さんが目標にした、目標ということは、結局マニフェストですよ、結局こういう村にしたい。年寄りが安心して暮らせる村にしたいという、そういう村長の志があったので、それを結局、村長は、30床増加したから、自分の考えは何か、自分の

目標は達したみたいなことをさっき答弁していましたがけれども、私はこれからだと思うんですよ。

団塊の世代が今70代、73から75歳ですか。この団塊の世代が、今、人口が多くなるんですよ。簡単に言うと、あれでしょう、敬老会でも、前は70歳からですけども、今はもう75歳でないと呼び切れないぐらい高齢者が増えているということでしょう。ということは、ますますこれから、今は53名ぐらいの老人ホームの待機者がいるかもしれないけれども、これが入りたくても入れないという方に、私は、先ほど言ったように、廃校になった中学校を活用して、そして安い値段、7、8万ぐらいで入れるような、そういうふうな対応はできるかできないかということも住民福祉課長とも相談してきたんですけども、7万とか8万ではちょっと無理ですという話で、最低でもやっぱり10万ぐらいはかかりますということなんですよ。

だから、それをいろいろ組み合わせて、それを今度は、先ほど言ったように、診療所の先生に、外来で行くとまた別な方法の収入が村に入ると思うんです。そういう方法を考えてみてはどうですかということも福祉課長とも話をしたんですけども、1つでは駄目なんですけれども、これとこれと併せた場合にはこういうふうな利益があるとかということも、住民福祉課長と村長とはそういう話はまだしていませんか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えします。

まず、今、議員おっしゃった特老の待機者の部分でございますが、先ほどの村長の答弁にもありましたように、現在、自宅等での待機の方々は今ほどは約10名ほどとなっております。今、特別養護老人ホームの待機者の中で要介護3の方々は23名ほどおりますが、いろいろな施設等も入っておりますので、今、自宅で待機されている方は10名ということで私ども承知しているところでございます。

また、先ほど申しました各ホームの大体の値段でございますが、ホームのほうでございますが、通常の多部屋と申しますか、皆さんで一緒に入っているところが約9万6,000円以上くらいです。長沼、鏡石等が、個室でなくて相部屋と申しますか、そこが約9万6,000円以上くらい、また、天栄村の天栄ホームに関しましては、それぞれ一人一人のお部屋でございますので、そちらのほうは11万5,000円弱からということになっておりますので、それがホームのほうでかかって、それにそのほかに若干かかると思いますが、それが基本的なところだということでございます。

また、今ほど議員のほうからお話いただきました各アパートのほうでございますが、おっしゃるように、アパートの入居代とか月々の光熱費等もかかりますし、また、例えば村内

の方々がそういったところに引っ越した場合には、地元にご自宅等もありますので、そちらのご自宅の経費もまたかかってくる形になりますので、そういったところがプラスアルファになるのかなというふうに考えております。また、それぞれの方々のお住まいの自由と申しますか、私どもの知っている中では、やはり皆さん方、自分の今住んでいるところで末永く健康で暮らしたいというところがアンケートにもあったということでも承知しておりますので、そういったところをやはり重んじながら、私ども今後の老人福祉等の事業活動の参考にさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今、私の聞いたのは、先ほど、一般質問を出したときに、課長と1時間ほどいろいろお話ししましたよね。そのことを村長さんとお話ししましたかということを知ったのね。

今の答弁の中では、長沼ホームの場合は9万6,000円くらい、天栄村の場合は11万5,000円、これはあくまでも入所のお金でしょう。そのほかにおむつ代とかいろいろかかるわけでしょう。これ全部含んでの話なんですか。例えば長沼ホームの場合は、9万6,000円払えば、もう全部それで済むということなんですか。そのほかにも食事代とかおむつ代とか、そういうのも含んでの金額なんだか、長沼ホームとか鏡石ホーム。天栄ホームの場合は11万5,000円だから、何ぼ、3,000円くらい違うのか。だから、それはどこまでいって9万6,000円なのか、どこまでいって11万5,000円なのか、その辺も詳しく教えてもらえるかな。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

ちょっと私、先ほど言い方ちょっと間違ったかもしれないですが、すみません、まず長沼ホームというか、個別の通常何人部屋というところは、介護度にもよりますけれども、大体平均なところでいきますと一月当たり9万6,000円くらいという、それには食費と居住費等も含まれております。ただ、おむつ代……

〔「食費と何」の声あり〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 食費及び居住費等も含んでのお値段でございます。

あと、おむつ代はちょっとここに入っているかどうかちょっと承知していなかったものですが、食費と居住費はそこに入っております。また、天栄ホームに関しましては、一月当たりの料金でございますが、11万5,000円弱ということで、こちらのほうにも食費と居住費等は含まれております。そこのほう訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私の言いたいのは、とにかく、例えば湯本中学校が廃校になって、た

またま湯本に湯本の診療所の先生がいるわけですから、そうすると、アパート方式による村単独で老人ホームができるかできないかというのも、それも可能なか可能でないのか。アパート方式にした場合には家賃方式にして、もっと、普通家賃というのは、例えば大里の住宅ですか、あれは月4万ぐらいでやっているわけですよ、あそこ。そして、20年間払うと残金90万が残って、それで譲渡するという話でしょう。

そうすると、湯本は現在、建物があるわけですから、そこを、結局は、天栄の老人ホームみたく個室にしなくて、大部屋に、長沼みたく何人部屋にすると、もっと安い値段で入って、そして簡単に言うと、お子さんが面倒の見られる範囲、12万とか11万に、ここにおむつ代とか何か入ると、恐らく12、3万かかるわけですよ。そうすると、子どもが親を面倒見るのには、年金の、17、8万とか20万の年金をもらっている人はいいかもしれないけれども、10万未満の年金の人はなかなか入りたくても入れないから、村長さんも自分の村長立候補したときの目標の中には、年寄りが安心して暮らせる村をつくるということ、村長がそういう話をしているから、だから住民福祉課長と1時間半ぐらいいろいろ話をして、これが駄目だったら、これとこれと組み合わせればどうにかなるか、いろいろなことを考えてみてくださいと言ったんですよ、課長さんに。

だから、湯本の診療所にこだわるわけではないけれども、そうすると、湯本の診療所の先生が結局外来に行くと、結局は収入が入るわけですよ。そういうものを活用して、いろいろの組合せをして、そして何とかいい方法はないかということ、課長さんといろいろ話したんですよ。だから、そのことを村長さんと、熊田が来てこういうふうには1時間ほど話をしたんですよけれども、何とか、90代が166名いる方というのは、これほとんど介護認定になるような人ばかりだと思うんですよ。まだまだ90歳でもびんびんしている人はいると思いますけれども、恐らく3分の1ぐらいは老人ホームに入れれば入りたいと。

でも、私の場合は、老人ホームの場合はいろいろあれがあるので、要綱が、こういう場合とか、ここまではないと入れないとかって。そういうのをいろいろクリアしなくても、結局は自分の、今、天栄村で独身者が多くて、独身者が親を面倒見ている方がいっぱいいるわけですよ。そういう方々が安心して暮らせるような村にしてもらいたいから、またさらに、村長さんも、村民が、老人が安心して暮らせる村にしたいということを村長が目標に掲げていたから、その目標に向かって、村長は、30床増設したから、自分の考えは何か達成したような感じに聞こえましたが、私はこれからだと思っているんですよ、この老人対策は。年寄りが安心して暮らせる村にするのにはこれからだと思っています。まだまだだと思っています。

だから、村長さんとそういう話をして、何かいい考えがあるかということ、課長と話して、その話を、村長さんとそういう話は、恐らく今の話はしていないみたいですから、これから

も村長さんもそういうふうに、90代の人だけでも166名いるわけですから、何とかそういう人たちが安心して暮らせる村にするという、村長さんがそういう目標ということは、はっきり言えばマニフェスト、公約まで言わなくても、それに目標なんでしょう。まだまだ達成していないですよ、私から言わせれば。これから、これだけの人数が、38%ですか、高齢者がいるということは、そうすると、これからがこの老人対策というのは、お年寄りが安心して暮らせる村づくりというのはこれからだと思うんですよ。

だから、これから住民福祉課長ばかりでなく、総務課長ともいろいろ考えて、今の診療所の先生に対して、もう少し働いてもらうと言えば語弊があるかもしれないけれども、20人、30人、40人が一ところに行けば、1回の外来で何十名の方も診察できるわけですよ。実際にそういうふうに行っているたしか市町村があるというのは、私も兼子村長のときにそういう質問をしたことあるんですよ。

たしかあのときには、病院の事務局長が、結局は3か月とか何かいると、結局その病院ではいつまでもその病院に置くわけにいかないからと、次の病院を見つけなくちゃ駄目だという、そういうふうな、今、保険制度がそういうふうになっているみたいですよ。そうすると、病院を出てくれと言うのがあまりにも酷だからということで、そういうふうにしてアパート方式で4万円の家賃で、そういうアパートを単独で建てて、そこで外来で収入を得て、そこに食事なり洗濯なりする人を雇用で働いているということ、たしか長野とか富山とか向こうのほうでは、私ももう16、7年前の質問だから、その当時の議事録探してみただけけれども、なかったんですけれども、そういうこともありますからということも、課長にはそういうことは伝えてあります。

現在は村長とはそういう話はしていないみたいですが、今後、村長が、村民の方々、まして老人の方々が安心して暮らせる村づくりをするには、いろいろな方法があると思うんですよ。だから、それを何と何とを組み合わせる場合には経済的にもやっていけるとか、そういうことを考えてくださいということを課長さんをお願いしたわけですよ。その話はまだ村長さんとしていないみたいですが、それは天栄村のそういう村長さんの目標に向かって、これからもまだまだ老人ホームに入れないう介護難民がますます増えてくると思うんですが、私はそのことを心配してこういう質問をしているんです。

時間もあれですけど、村長さんに、今後、今の私の質問を聞いて、さらなる考えをお聞きしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

高齢者の対応、対策というのについては、全くやらないわけじゃなくて、初期の目的とい

うのが、これは待機者の解消というようなことで、この改善に向けて取り組んできましたと。当然、高齢化率が徐々に徐々に上がってきています。独居世帯の見回りであるとか、あとは介護予防のためのもの、こういったものも、湯ったりミニデイであったり、水中ウォークであったり、地域サロンとか、いろんなことをやりながら、自分の生まれ育った地域で健康で暮らせる、そういう村づくり、高齢者もそれがいいというようなことでございます。

あと、議員がご指摘のように、介護が必要になってくる、当然それは健康上の都合もありますので、そういったところも見極めながら、その対応は今後も進めていく考えでございます。

〔「2番目に入っているの。次の質問に入っているの」の声あり〕

○議長（服部 晃君） いや、以上ですか、1番目。1つ目、終わり。

ただいま一般質問の途中でございますが、昼食のため1時30分まで休みます。

（午前 11時54分）

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） じゃ、一般質問を2つ目、質問させていただきます。

8つの目標について。

村長は8つの目標を掲げた中で、農業を元気にします、若者が帰って来られる村をつくります、お年寄りが安心して暮らせる村をつくります、みんなに便利な村営バスを走らせます、村民の声を村政に生かしますと言われましたが、現在の村長の考えと思いを伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

農業を元気にしますという目標につきましては、まずは東日本大震災以降、農作物の放射性物質抑制対策に取り組むとともに、風評の払拭に向け、首都圏等において積極的な村農産物の安全・安心のPRに努めたほか、度重なる災害により被災した農業インフラの速やかな復旧に努めてまいりました。

また、地域農業の担い手である認定農業者や次代を担う新規就農者の育成に積極的に取り組むとともに、農地集積の推進や農業機械導入の助成、価格下落や天災による農家の収入減少に対する支援を行うほか、農業所得、収益性の向上を図るため、3大ブランドをはじめとする村特産品の育成に取り組むとともに、村直売所の整備を推進し、農産物の販路の確保に

も努めてまいりました。

また、日本型直接支払制度の推進により、村内の農地保全の維持形成を図るとともに、環境保全型農業、有機・減農薬の取組による持続可能な農業の推進を図っております。

次に、若者が帰って来られる村をつくりますという目標につきましては、村に転入する若者世帯の住宅取得や引っ越し費用の助成、奨学金の返還支援などを実施しており、若者の帰還と定住を促進する取組を展開しております。

また、ハイテク大山工業団地等への企業誘致に積極的に取り組み、若者の雇用機会の創出に努めたほか、各種イベントの開催や商工観光業者に対する支援も積極的に行い、魅力ある村づくりに努めてまいりました。

お年寄りが安心して暮らせる村をつくりますという目標につきましては、1つ目のご質問でもお答えしましたとおり、天栄ホームの増床と湯本デイサービスセンターの開所を実現することができ、待機者の減少と雇用の場の創出に努めました。

みんなに便利な村営バスを走らせますという目標につきましては、天栄村公共交通検討委員会を立ち上げ、デマンド乗合タクシーの実証実験を2年間にわたり実施いたしました。これらの試験運行の結果から、高齢者や障害者等の交通弱者へのバス、タクシーの利用補助制度を創設し、利用者の負担軽減を図っております。

次に、村民の声を村政に生かしますという目標につきましては、行政区からの要望に応じた集会などにより村民と対話ができる機会を設けるほか、村行政区駐在員会議の回数を増やすなど、村民の声を伺いながら村政の執行に当たってまいりました。

今後も社会経済情勢などを踏まえ、村民との協働により持続可能な活気ある村づくりを進めてまいる考えであります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今、村長の答弁を聞きましたけれども、私の聞きたいのは、村長の8つの目標、この中でいろいろありますけれども、これとこれとこれとこれを組み合わせたらまた別な考えが出てくるんじゃないかなと、そういうふうな考えももって、先ほども1回目の質問をいたしましたけれども、例えば村長さんが言うとおりに、若者が帰って来る雇用の場を増やしますということに対しては、お年寄りが安心して暮らせる場をつくってと。村長は、天栄村では高齢者施設が足りず待機者は200人を超えています、お年寄りや家族も心身の負担のかからない、できるだけ早く公営の施設を増やして、お年寄りが安心して暮らせる村づくりをしますという、そのような内容でした。

それに対して、今度は若者の雇用も増えるというような目標があったということは、今の村長の答弁では、結局は30床増床したから、何かそれで達成したように思われますけれども、先ほどの質問でも、これからますます高齢者が増えていくので、まだまだ考える余地、あ

とはさっきも言ったようにいろいろな考え、これとこれと組み合わせた場合にはこういうふうになるとか、そういうふうな考えを持ってもらいたいために質問して、あとは今後の思い、またいろいろなこれからの村に対しての、若者ばかりでなく、私パンフレットと2枚事務局長のほうからもらったんですけれども、私は7つの目標だったんですけれども、何か8つの目標と2つあったんですね。そのときに、女性が活躍できる村づくりをしますというのも入っているんです。

そうすると、21世紀は女性の時代と言われながら、女性が能力を発揮できる環境が整っていないという、村長のそういうふうな8つの目標の中にある、村の中心部に保育所なり施設などによって、女性が暮らしやすい新しい村づくり、女性の活力を生かしますという、こういう文面は、私はこれは知らなかったんですけれども、これに対してはどのように考えていますか。女性の働く場所というのをどういう場所を考えているんですか、これ。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

女性が活躍できる場というようなことで、村役場がその姿勢を示すというようなことで、女性の管理職にまず活躍をしていただいております。

また、農業に関しましても、今女性が農業に新規就農者として就いて活躍もしております。

それと、先ほど議員がおっしゃったように、高齢者の介護施設というようなことで、女性が中心に活躍する場がございます。社会福祉協議会、社会福祉法人岩瀬福祉会等においても、女性が中心になって活躍しているというような状況で、今後もこのコロナ禍において、直接販売するよりもインターネットを通じて販売とか、そういったところで商工会と連携をしながら、女性が販売の方法であるとか、そういったセミナーを開催して起業できるような、そんな取組もこれまで行ってきておりますし、今後も女性が活躍できる場づくりに取り組んでいく考えであります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村営バスについて、いろいろ実験はしたんですけども、調査したんですけれども、金額的に、それとも天栄村としては村営バスというのは不可能という、やっても無駄と言うのは失礼かもしれませんが、それほど活用、利用もないし、それほどの金額に対して、今聞いてみると、村営バスというのは何かもうなおざりになっているような感じなんですけれども、今後はどういう考えを持っているんですか。これはもう、村営バスというのは、村長は村営バスを走らせるようにするという、その当時は言っているんです。でも、全然進んでいないので、何が原因で進まないんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、村営バスについてはまだ進んでいない状況であります。これは、村の公共交通対策協議会の中でもいろいろ検討させていただきましたが、私が就任した当時については、バスも格安のバスが出ていたり、あって、予算的な、財政的なものがクリアできればある程度可能なところもあるのかというような思いでおりましたが、その後、格安バスにおいてツアーで大きな死亡事故のようなものが発生しまして、国土交通省で見直しをして、バスの料金等そういったものがもろもろ金額が上がりまして、なかなか自前での運行というのは相当な財政負担になるというような結果も出てきました。

それと、アンケート調査によりまして、もう少し利用しやすいもの、よその市町村でもやっているデマンドタクシー、デマンド交通、そういったものというようなご意見もいただいた中で、それに2年間取り組んできましたが、なかなか利用する方が実際少ないというようなこともございました。その中で、いろいろご提案をいただいていた中では公共の交通、バスがありますので、その助成またはタクシーを利用した場合の助成というようなことで、今現在はそちらに至っているというような状況でございます。

今後においても、定期路線バスに村で負担を出しておりますが、あれだけの運行する分について独自にやれば、今出している予算よりも数倍効かないぐらいの費用がないとできないというようなことで、村営のバスについては断念をしまして、それに代わるものというようなことで、今ほど言いましたようにタクシーの助成であるとか定期路線バスへの助成というようなことで、今進めてきております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 例えば、福島交通に年間2,000万ぐらい払っていますよね。あと、今幼稚園の送迎バス、あれも払っていますよね。そういうのをみんな鑑みて、いろいろ計算してみても、それでも結局は村営バスを走らせるというのは負担が大きい。村長が当時言われました村営バスを走らせる、ここを見ますと、現在村の公共交通は不便を極め、交通弱者と言われている子ども、学生、お年寄りも日常の交通を家族の車に頼っています。その送り迎えに家族の負担が大変です。みんなの喜ぶ、活動できる村営バスを運行しますという、そういうふうな村長の目標でありましたけれども、結局は、それはもうあまりにも村の負担が大きくて断念したんですか。

例えば今もし村営バスが走ったのだったら、福島交通は恐らくもう要らなくなるというよりも来ないようになりますよね、村営バスが走っているのに福島交通は来る必要ないんですから。そういう福島交通に払っている負担とか、あと幼稚園のバスの送迎の、幼稚園のバスというのは今現在は、私はよく知りませんが、何台なんですか。そして、そういうの

を全部鑑みて、そして村で村営バスを運行した場合には経済的に、結局村民に逆に負担をかける、だから今のタクシー料金とか、そのほうが財政的には逆に正しいんだと、そういう考えでいるということなんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

現在、幼稚園バスは3台で今運行をしております。湯本地区は1台のバスで子どもたち、幼稚園、小・中学生が利用している状況であります。こちらについては、幼稚園バスも村で独自に運行させていたもの、そして今度は村営バスになりますと福島交通の路線バス、これは3,000数百万、今村で負担はしておりますが、単独でそれを運行するとなりますと全くその金額では追いつかないというようなことで、あまりにも財政負担がかかるというようなことで、村営バスについては断念はしました。

ただ、今後については白タクであるとか、いろいろやり方はあると思いますので、いろいろな先進事例なんかも今取り入れながら、高齢化社会の中で車の免許も返納したりということも出てきておりますので、その辺も含めていろいろとまた検討をしていかなければならないと思っております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村営バス、もしやるとしたらばどのぐらいの村の出費がかかって、例えば中学校、小学校の送迎とか、そういうのもあると思いますけれども、どういうふうな考えの下で考えて、そして断念した理由というのは今はっきり分かりませんでしたけれども、もう15年ぐらい前にそういう話、私したことあるんです、兼子村長時代に。そのときに、たしか3,000万まではいかなかったと思ったな。それは別として、ある業者に私、話したことあるんです、村営バスやるとしたらばやっていますかと。例えば湯本、牧本、広戸、大里、4つの各地区に村営バスを置いて送迎したり、年間どのぐらいの金額ならやっていますかと天栄村のある業者に聞いたことがあるんです。そうしたら、そのときにたしか2,500万だったらばやっていますという話だったです。

村長の答弁を聞いてみますと、どのぐらいの金額とか、今はっきり分からないですけれども、例えば村でやった場合にはどのぐらいの金額がかかって、村の負担は今の幼稚園の送迎バスが3台で年間で幾らなのか。あと、福島交通に払う金が年間幾らなのか。それを全部合算して、それよりもどのぐらい多いんだか、教えてください。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 1時48分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1時52分）

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まず、幼稚園バスにつきましては、朝とあとは帰りの時間、1回、1回、3台でございますが、1,450万円でございます。あとは湯本の小学生、中学生が乗るバスについては、これも朝と帰りで1台900万円でございます。そして、福島交通の定期路線バス、村で出しているお金が3,300万円で、合計が5,650万円であります。

次に、あとは助成金については、タクシーの助成金、これは18万1,970円、バスへの助成金23万1,000円、合計で41万2,970円でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私の聞いたかったのは、これ全部合算した金、幼稚園の送迎が1,450万、湯本のバスが900万円、あと福島交通に3,300万、これ全部合算した金と、例えば村営バスにかかる金は幾らの差が出たんですかということを知りたいんです。それ、今すぐ出せと言っても無理だから、これは後で資料を出してもらえばいいです。

そして、村営バスを最初の自分の村長選に出るとき、それを目標に掲げたけれども、これだけの金額よりも結局は村の負担がかかって、村営バスはなぜ断念したかということを知りたいんです。今日、村営バスまだやる気であるんだらばこういうのは聞きませんけれども、だから、村営バスをやる場合にはこの今言った金額よりも幾らオーバーなのかという、そこを知りたいんです。今すぐ出なかったらば、それは資料に後で出してもらえばいいです。また12月の一般質問でもう少し詳しく、今は時間がないので、こればかり質問するわけにはいかないのです、そのときにはもう一回12月に考えます。

あと、先ほど言った老人ホームに対して、お年寄りが安心して暮らせる村にするには、結局はそのためには若者の雇用の場も、女性の方も働けるというような、3つとかそういうふうに組合せた場合には、例えば湯本中学校ばかりじゃなくて、合併したときに今度は広戸小学校とか、今の大里小学校とか牧本小学校なんかも全部廃校になるわけです、そうなった場合には、今、検討委員会のほうでまだはっきり青写真もできていないから、恐らくあとまだ4、5年はかかると思いますけれども、そうなったときのことも、結局私の言いたいのは、最終的に分かりやすく言いたいのは、天栄村には70歳以上の方が1,200人もいる、そして90歳以上の方でも166名今いるということです。この方々が全部元気であるという可能性はないわけです。

例えば2年でも3年でも、どうしても特養とか、そういうところに預けなければやっていけない家庭がこれからますます増えると思って、それで村長さんがこういうふうに8つの目標の中に入っているから、詳しく、現在は自分の思いはどのぐらい進んでいるか。今実際にはこういうふうに考えているんだとか、そういう話を持ち出したかったんです。現在は30床増えたから、介護難民はもう減っているような答弁、そのような感じに聞こえましたから、私は、ますますこれからが増えるんですよということを分かってもらいたいです。

その場合には、村長の8つの目標の中に3つか4つ重ねると1つに目標ができるということもあるんじゃないですかと。若者の戻って来られる、あと女性が働く場、そしてお年寄りが安心して暮らせる村、そうした場合のことをいろいろなことを兼ね合わせると、1つではなくて、結局は企画政策課なり住民福祉課なり総務課なり、いろいろな課で話し合えば、こういうことが可能になるんじゃないか。1つの課だけでは、私は無理だと思うんです、こういう村長の8つの目標は。その目標を達成するためにはどのようにするかとか、そして、これから私たちも、今74歳ですけども、あと10年後にはどうなるか分からないわけです。そのときに介護難民が出るでは困るから、今のうちに村長の目標を達成してもらいたくて質問しているんです。

だから、その思いを、今現在はこういう考えでこのように進んでいますとか、先ほどの村営バスについても、ざっと考えると5,000万ぐらいかかる、5,000万ではやっていけないというような感じになります。その辺を村長さんがすぐ答弁できないみたいな感じでしたから、だから一応資料だけはつくっておいてください、総務課長。

さっき言った、話ごちゃごちゃになりましたけれども、時間がないので、まだ言おうと思ったけれども、話しているんですけども、とにかく結局は今天栄村でかかっている福島交通に払っているお金、今の幼稚園の送迎バスに払っているお金、あと子どものバスの定期券にかかっている金、結局は交通にかかっている金です。あとタクシーに補助しているお金とか、そういうのを全部合算して、そして村長が言っている村営バスを走らせた場合には幾らぐらいかかるので、村の負担があまりにも大きいので断念したんだという理由を分かるように書類をつくっておいてください。

あと、今言った、時間あと3分しかないからあれですけども、今のお年寄りが安心して暮らせる村にするために、それと若者が帰って来られるような村にしたい、女性が働く場をつくりたいというのは、結局は介護関係の仕事とか、農業というのは農業の経験のある人でないとそんなにできるものでないから、だから、介護の村になるぐらいの、そのぐらいの考えにして、マスコミで報道されるぐらい、天栄村はこれだけ介護に対しては充実している村なんですよ、天栄村はこういうふうに介護に力を入れている村なんですよというような村にしてもらいたくてこういう質問したんですけども、ぜひ村長にそういう村に進んで、自分

の公約でもあるし、村民にもそのように訴えているんですから、それを実現するように向かっていってください。村長の答弁をお願いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今ほど議員からご指摘受けたことについてでございますが、この少子高齢化、人口減少についてはなかなか改善というのは見いだせないところではございますが、やれるところ、各課連携しながら、一つ一つここについては取り組んではきております。

介護につきましても、取り組めば取り組むほど個人負担の介護保険料が上がったりというようなことも出てきます。その辺のバランスを見ながら、村民の皆様に負担のかからないような、そしてよりいい生活ができるような形で、この公共交通機関なども含めながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） とにかく駄目じゃなくて、どうすればそれが可能になるかということを考えてください。これとこれを組み合わせれば可能になるとか、一面じゃなくて、別なほうの考えとかこちらのほうの考え、いろいろあると思うんです、方法は。ただ、なぜ駄目なのかじゃなくて、駄目なのを可能にするのにはどうすればいいかと、こういうふうにご考えてください。もうこれは駄目だから断念だとかじゃなくて、それを可能にする場合にはどうするかということを考えて、これからも村民のために一生懸命頑張ってください。お願いします。

以上です。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君の一般質問は以上で終了いたします。

以上をもちまして一般質問を終わります。

◎報告第1号の上程、説明、報告

○議長（服部 晃君） 日程第8、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条及び第22条の規

定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり報告する。

なお、これらの比率についての同法第3条及び第22条の規定による監査委員の意見は、別冊のとおりである。

令和4年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

まず、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支が黒字であるため算定されませんでした。このため、前年度比皆減となっております。実質公債費比率につきましては7.8%で、前年度比0.3ポイントの減でございます。将来負担比率につきましては、財政調整基金をはじめとする各種基金など、充当可能財源等が地方債の現在高や農業集落排水事業等で借り入れている公営企業債等繰入見込額などから算定した将来負担額を上回ったため、比率は算定されませんでした。

なお、実質公債費率につきましては、国の基準を下回っております。

資金不足比率でございますが、水道事業会計から最後の工業用地取得造成事業特別会計までの全ての会計において資金剰余であったため、比率は算定されませんでした。

説明は以上でございます。

○議長（服部 晃君） これをもって報告を終わります。

ここで村代表監査委員から、令和3年度天栄村財政健全化判断比率並びに水道事業会計等特別会計資金不足比率に関する審査意見書が提出されておりますので、その報告を求めます。

代表監査委員、猪越喜久雄君。

[代表監査委員 猪越喜久雄君登壇]

○代表監査委員（猪越喜久雄君） 令和3年度天栄村の財政健全化判断比率及び資金不足比率に対する審査意見を申し上げます。

お手元の資料の令和3年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書をご覧いただきたいと思います。

1ページ、まず、健全化判断比率に関する審査意見でございます。

審査期間につきましては令和4年7月25日、26日、28日の3日間でございます。

審査の結果につきましては、先ほど総務課長のほうから申し上げたとおりでございますが、実質赤字比率、これにつきましては1億5,855万7,000円の黒字であることから表示されておせん。連結実質赤字比率につきましては、4億4,334万8,000円の黒字であることから、これも表示されておせん。実質公債費比率につきましては、7.8%で早期健全化基準を17.2ポイントほど下回っておりまして、前年度より0.3ポイント減少しており、良好であります。将来負担比率につきましては、充当可能財源等が将来負担額を上回ったために算定されませ

ん。前年度より14.5ポイント減少しております。

いずれの比率につきましても、基準の範囲内であることから財政は健全な状態であると認められます。引き続き財政の健全化を維持されたいと思います。

次に、資金不足比率に対する審査意見でございます。

審査期日につきましては、先ほどの審査と同様、7月25、26、28日の3日間で行いました。

審査の結果につきましては、水道事業会計から工業用地取得造成事業特別会計までの各会計ともに資金不足は生じておらず、資金剰余であるために資金比率は表示されておられません。

いずれも健全な状態であると認められます。引き続き経営の健全状態を維持されたいと思います。

以上であります。

○議長（服部 晃君） 大変ご苦労さまでございました。

以上で報告を終わります。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第9、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

諮問を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 北島さつき君登壇〕

○議会事務局長（北島さつき君） 4ページをお願いいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、天栄村大字大里字西小屋125番地。

氏名、春日富夫。

生年月日、昭和36年11月20日生まれ。

○議長（服部 晃君） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

本村の人権擁護委員のうち、大木喜寿さんが12月31日をもって任期満了となりますので、

後任に春日富夫さんを新たに候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

春日富夫さんの主な経歴を申し上げますと、昭和56年3月に東北測量専門学校を卒業後、昭和56年4月から測量事務所に勤務され、現在測量会社を経営されております。春日さんは人格高潔にして社会的信望も厚く、人権擁護委員として適任者と存じ、候補者として提案するものであります。

なお、任期は令和5年1月1日から3年間であります。

以上、上程いたしますので、議員各位のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案について、春日富夫君を人権擁護委員として適格適任と認める旨、答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本件は春日富夫君を人権擁護委員として適格適任と認める旨を答申することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第10、議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 北畠さつき君登壇〕

○議会事務局長（北畠さつき君） 議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本村の教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、天栄村大字湯本字下二俣22番地6。

氏名、桑名裕昌。

生年月日、昭和47年4月3日生まれ。

○議長（服部 晃君） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

本村、教育委員会委員のうち、桑名裕昌委員が、本年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

桑名裕昌さんは、教育委員会委員を平成26年10月から務められており、人格、識見に優れ、また、教育に関する経験も豊かであり、本村教育委員会委員として適任と存じ、提案するものであります。

なお、任期は10月1日から4年間であります。

以上、上程いたしますので、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第11、議案第2号 天栄村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） 議案第2号 天栄村過疎地域持続的発展計画の策定について。

天栄村過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

本村は令和2年、国勢調査の結果により、令和4年4月から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域に指定されたことから、同法第8条第1項の規定により、県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、下記のとおり計画を策定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

計画期間は令和4年度から令和7年度までの4年間です。

対象地域は村内全域となります。

計画内容につきましては、記載のとおり、村の概況や持続的発展方針等を記載した基本的な事項と、それから持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として、移住・定住や産業の振興、生活環境の整備、教育の振興など12分野の項目について現状と問題点、その対策、そして取り組む事業といったようにそれぞれ計画を策定しております。

また、内容につきましては、今年度からスタートしました第5次天栄村総合計画後期基本計画及び天栄村公共施設等総合管理計画に即して、天栄村の持続的発展に向けた計画を策定しております。

なお、本計画につきましては8月22日付で県知事との協議が整っておりますので、本定例会へ上程し、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

2時35分まで休みます。

(午後 2時20分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時35分)

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第12、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 7ページをお願いいたします。

議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例（平成29年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

3号、非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員。

ア、次のいずれにも該当する非常勤職員。（1）、その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から六月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては、当該子が2歳に達する日までにその任期、任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員。（2）、勤務日の日数を考慮して村長が規則で定める非常勤職員。

イ、次のいずれかに該当する非常勤職員。（1）、その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（1）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの。（2）、その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの。

第2条の3第3号を次のように改める。

3号、1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）当該子の1歳6か月到達日。

ア、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者

がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合。

イ、当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日である場合にあつては、当該末日とされた日)において、地方等育児休業をしている場合。

ウ、当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として村長が規則で定める場合に該当する場合。

エ、当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合。

第2条の4を次のように改める。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別な事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

1号、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期日の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合。

2号、当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合。

3号、当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として村長が規則で定める場合に該当する場合。

4号、当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合。

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号を次のように改める。

8号、任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第3条第8号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2、育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

附則。

施行期日、1項、この条例は令和4年10月1日から施行する。

経過措置、2項、この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定については、なお従前の例による。

提案理由を申し上げます。

別紙、議案第3号説明資料をご覧ください。

国の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に基づき、職員の育児休業取得要件を緩和するため、国及び県に準拠し、所要の改正をするものであります。

説明資料の2条から第3条の2の改正内容につきましては、育児休業の取得回数制限や会計年度任用職員の取得要件を緩和するものであります。また、会計年度任用職員の育児休業について、夫婦交代での取得が可能となるものであります。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第13、議案第4号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 議案第4号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例。

天栄村税特別措置条例（昭和58年天栄村条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第1号、地域経済牽引事業促進区域。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）第4条第2項第1号に規定する促進区域をいう。

第2号、過疎地域。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域をいう。

第3号、青色申告者等。所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号もしくは法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第37号に規定する青色申告書を提出する個人もしくは法人又は同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。

第4号、減価償却資産。法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる資産をいう。

第5条を第6条とする。

第4条中「第3条」の下に「及び第3条の2」を加え、同条を第5条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(過疎地域における課税免除)

第3条の2、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下この条において「法」という。）第2条第2項の規定による公示の日（以下この条において「公示日」という。）から令和6年3月31日までの期間（当該地域が当該期間内に当該過疎地域に該当しないこととなる場合には、当該公示日からその該当しないこととなる日までの期間）内に、同条第1項に規定する過疎地域の区域のうち法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。以下この条において「省令」という。）第1条第1号イに規定する特別償却設備（以下この条において「特別償却設備」という。）の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。）をした青色申告者等に対しては、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることになった年度から3か年度分のものに限り、課税を免除するものとする。

(適用)

第4条、第3条、前条及び天栄村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例（令和3年天栄村条例第28号）の規定による固定資産税の課税免除については、納税義務者の選択により、いずれか1つの規定を適用する。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域に令和4年4月1日付で本村全域が指定されたことに伴い、同法第24条に基づく固定資産税の課税免除を実施するため、所要の改正を行うものであります。

改正点につきましては、お手元の資料8ページをお願いいたします。

第2条の定義につきましては、各用語の意義を定めたものであります。

第3条の2につきましては、過疎地域における課税免除の内容を定めております。

次のページ、第4条につきましては、天栄村特定事業振興計画に基づく村税の特例に関する条例の課税免除との重複選択ができない規定であります。

第5条につきましては、課税免除の申請について定めております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第14、議案第5号 天栄村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 議案第5号 天栄村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例（令和3年天栄村条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「又は天栄村税特別措置条例（昭和58年条例第24号）第3条」を「並びに天栄村税特別措置条例（昭和58年条例第24号）第3条及び第3条の2」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域に令和4年4月1日付で本村全域が指定されたことに伴う天栄村税特別措置条例の改正に併せ、所要の改正を行うものであります。

改正点につきましては、お手元の資料10ページをお願いいたします。

第3条につきましては、天栄村税特別措置条例の改正にありました第3条の2の過疎地域における課税免除を追加したものであります。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第15、議案第6号 字の名称の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第6号 字の名称の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、字の名称を次のとおり変更するものとする。

なお、当該字の名称の変更は、同法同条第2項の規定による告示の日から施行するものとする。

令和4年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

新、大字、小字、旧、地番、高林、北向、境町、445、446、457-2、462-2、467-2。
提案理由を申し上げます。

議案第6号説明資料をご覧ください。

11ページと記載してあるものが位置図でございます。その次のページ、12ページでございますが、この赤で囲ってあるものがこのたび字名変更する土地でございます。隣接する土地は、字北向と白地の部分は矢吹町でございます。過去に行われました国営総合開発事業矢吹西部の土地改良事業等の施行に関連し、矢吹町から天栄村へ編入する土地の町村境の境界変更について、平成3年12月の議会で議決をいただき、町村の境界が変更となりました。しかし、当時字名を変更しないまま編入してしまった箇所があったことから、このたび隣接する字名と同じ字北向として字名を変更するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第16、議案第7号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 19ページをお願いいたします。

議案第7号 工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、契約の目的、河内川河川浚渫工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、5,445万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、495万円。

4、契約の相手方、住所、福島県岩瀬郡天栄村大字田良尾字黒沢67番地、氏名、柿沼林業建設株式会社天栄村支店、支店長、桐山成彦。

提案の理由について、お手元の議案第7号説明資料によりご説明申し上げます。

13ページでございますが、こちらは工事請負仮契約書でございます。令和4年8月22日付で柿沼林業建設株式会社天栄村支店と仮契約を締結したところでございます。

工事箇所につきましては、天栄村大字湯本字関場地内外で、工期につきましては、着工が議会の議決を得た日から3日を経過した日。完成は令和5年3月17日であります。

次のページをお願いいたします。

こちらは工事入札経過書でございます。令和4年8月19日に入札を行った経過書でございます。

次のページにつきましては、入札に参加した業者の氏名及び開札の結果でございます。8社が参加しまして、柿沼林業建設株式会社天栄村支店が落札をしております。

次のページをお願いいたします。

こちらが位置図でございます。次のページにつきましては、平面図でございまして、着色している部分が今回施工する部分で、鶴沼川合流地点から300メートルが施工延長となりま

す。

今回の河川浚渫工事につきましては、経年的に河道内に堆積した土砂や岩石を撤去し、適切な河道断面とすることで大雨等の水害などの被害防止を目的として緊急浚渫推進事業債を活用し、行うものでございます。

なお、緊急浚渫推進事業債の起債充当率は100%、交付税措置率は70%でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） この工事に関しまして、118号の橋の建設が遅れていますが、それとの関連性というのはあるんですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

県の道路橋梁整備工事との関係はありません。工事も同じ箇所となるものですから、連絡を密にして滞りなく進めていくような形で進めたいと思います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） それと、橋の工事の遅れにつきまして、途中経過はどういうふうになっているか、お答え願います。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

県の工事につきましては、今年は橋の橋台部分が軟弱であるということで、測量設計を再度見直すということでただいま実施をしていると県のほうから聞いております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 設計を見直すということで、大体いつ頃再着工になるとかという予定は聞いていないですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

着工につきましては現在設計中でございまして、これといった日にちまではまだ聞かされておりません。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。

なお、県のほうにどのぐらいのめどで再着工かというのを1回聞いていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第17、議案第8号 財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 議案書の20ページをお開きください。

議案第8号 財産の処分について。

次により財産を処分したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、処分する財産の名称及び数量、ケースボーラー社圧雪車（ピステンブーリー P B 400 スタンダード）1台。

2、処分金額、957万円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税相当額、87万円。

3、処分の相手方、住所、東京都千代田区内神田一丁目4番2号、氏名、スノーシステムズ株式会社、取締役社長、大久保雅史。

お手元の議案第8号説明資料をご覧ください。

18ページをお開きください。

提案理由についてご説明申し上げます。

まず、18ページが売買仮契約書でございます。令和4年8月26日付でスノーシステムズ株式会社と仮契約を締結したところでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらにつきましては、令和4年8月24日に入札を行った、その経過書でございます。

次のページにつきましては、入札に参加した業者の氏名及び開札の結果でございます。入札に関しましては、本年8月1日に公告後、村ホームページに掲載の上、8月2日から8月15日の期間、入札の申込みを受付いたしました。入札資格としましては、東北及び関東地方に本店を有するケースボーラー社圧雪車の輸入総代理店、正規代理店もしくは正規サービス工場、販売、仲介、整備等をなりわいをするものとして募集を行いました。圧雪車はケースボーラー社、年式は2016年製、使用期間は平成29年1月から令和3年3月まで使用したものです。天栄村営湯本スキー場の営業休止に伴い、売却を行うものでございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） ちょっとお聞きしたいんですが、売買仮契約書の中で、3番の引渡し箇所、これが耶麻郡磐梯町になっているんです。ということは、これは向こうに運搬していくとか引き渡すという感覚でいいんでしょうか。そうした場合の運搬費用はどこで見ているのか、お願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらの引渡し箇所につきましては、この圧雪車につきましてはスキー場の営業終了後、常にこちらの箇所管理会社のほうに管理していただいております。その箇所がこちらですので、わざわざこちらまで、天栄村に戻すんじゃなくて、そちらの今の保管場所のほうに引取りに行ってくださいというようなことでございます。

なお、費用等につきましては、落札業者さんの費用負担ということになります。

○議長（服部 晃君） 1番、北嶋正君。

○1番（北畠 正君） そうすると、距離的にはそんなに離れていないということで理解していいんですね。同じ保管場所ということですね。分かりました。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号～議案第22号の一括上程、説明

○議長（服部 晃君） 日程第18、議案第9号 令和3年度天栄村一般会計決算認定について、日程第19、議案第10号 令和3年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について、日程第20、議案第11号 令和3年度牧本財産区特別会計決算認定について、日程第21、議案第12号 令和3年度大里財産区特別会計決算認定について、日程第22、議案第13号 令和3年度湯本財産区特別会計決算認定について、日程第23、議案第14号 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について、日程第24、議案第15号 令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について、日程第25、議案第16号 令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について、日程第26、議案第17号 令和3年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について、日程第27、議案第18号 令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について、日程第28、議案第19号 令和3年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について、日程第29、議案第20号 令和3年度天栄村介護保険特別会計決算認定について、日程第30、議案第21号 令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第31、議案第22号 令和3年度天栄村水道事業会計決算認定について、以上14議案を一括議題といたします。

ここで、決算書の提案理由の説明に入るに先立ち、代表監査委員より、令和3年度決算審

査意見書についての報告を求めます。

代表監査委員、猪越喜久雄君。

〔代表監査委員 猪越喜久雄君登壇〕

○代表監査委員（猪越喜久雄君） それでは、令和3年度天栄村決算審査意見を申し上げます。

お手元の資料の定額運用基金の運用状況審査意見書付という別冊をご覧いただきたいと思
います。

令和3年度天栄村一般会計決算及び特別会計決算並びに定額運用基金の運用状況の審査意
見を申し上げます。

まず、審査の概要であります。

審査の対象につきましては、

- (1) 令和3年度天栄村一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和3年度天栄村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和3年度牧本財産区特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和3年度大里財産区特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和3年度湯本財産区特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 令和3年度天栄村二岐専用水道特別会計歳入歳出決算
- (10) 令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 令和3年度天栄村簡易排水処理施設特別会計歳入歳出決算
- (12) 令和3年度天栄村介護保険特別会計歳入歳出決算
- (13) 令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (14) 各会計に係る歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書
- (15) 財産に関する調書
- (16) 定額運用基金の運用状況を示す書類

審査の期間につきましては、令和4年7月25、26、28日の3日間でございます。

審査の手續につきましては、この審査にあたっては、村長から提出された各会計歳入歳出
決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金
の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、
財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に行われているかなどに主眼をおいて、
関係諸帳簿、証拠書類との照合等通常実施すべき審査手續を実施したほか、必要と認めるそ
の他の審査手續を実施しました。

第2、審査の結果についてでございますが、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿と証拠書類と照合した結果誤りのないものと認められました。また各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認められた。

なお、2ページから7ページまでにつきましては決算の状況でありますので、後からお目通しをお願いしたいと思います。

8ページをご覧いただきたいと思います。

審査意見

(1) 一般会計

財政構造については、財政力指数は前年度と比較して0.02ポイント下がっているが財政の健全性の範囲であり、経常収支比率では4.3ポイント改善された。実質公債費比率についても、前年度より改善され健全性を維持していると認められる。

しかしながら、歳入の根幹をなす村税は、前年度と比較して調定額が2,455万3,000円の減となり、個人村民税の所得割、法人村民税の法人税割、新型コロナウイルス感染症対策に伴う固定資産税の特例措置による減が主な要因となっている。調定額が下がったため徴収率は1.8ポイント増加したが、収納額は478万8,000円の減となっている。

また、村税の収入未済額は、1億1,888万1,759円と依然として高額であり、村自主財源の確保及び負担の公平の観点からも、地方税法に基づく厳正な滞納処分並びに不納欠損処分により収入未済額の縮減やさらなる徴収率の向上を図るべきである。

村営住宅・定住促進住宅の使用料については前年度と比較して未納者は減っているが収入未済額では増加している。引き続き早期の回収に努められたい。

次に公共施設関係では、公共施設のあり方検討委員会の提言により方向性が示されたことから、廃止や転用とされた施設についての対応を速やかに実施し、費用対効果を高められたい。

当村における少子化の進行は顕著であり、子どもを持つ若い世代は、将来を見据え村外に転出してしまふことが懸念されている。村の基本的な方向である「未来につなぐ村づくり」を実現すべく、次世代のために住宅団地造成関連、小学校統合等の課題に対しスピード感をもって対策を講じるべきである。

(2) 各特別会計

特別会計では、おおむね良好に事業を実施されているところであるが、国民健康保険税、大山地区排水使用料及び農業集落排水使用料、各水道使用料の収入未済額が年々増加の傾向にある。コロナ禍や物価高騰の中、生活が厳しい状況下での徴収は難しい面はあるが、公平

性を保ちつつ引き続き厳正な態度で徴収にあたっていただきたい。

また、介護保険特別会計では給付費の増加に伴い、高齢者等の介護保険料や一般会計の負担分も増加傾向にあることから、給付費抑制に重点を置いた総合的な事業等の取組が求められる。

今後も各特別会計においては、バランスの取れた財政運営に努められ、より効果的な事業推進を図られたい。

3、定額運用基金の運用状況審査意見

基金の内訳については表のとおりでございます。

審査意見

地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金の運用状況は、関係帳簿等を審査した結果、その運用状況は適正であった。

次に、水道事業会計について申し上げます。

別冊をご覧ください。

令和3年度天栄村水道事業会計決算審査意見

審査概要につきましては、

- 1、令和3年度天栄村水道事業会計決算書
- 2、令和3年度天栄村水道事業会計決算付属書類

審査の期間につきましては、令和4年7月25日、26日、28日の3日間でございます。

審査の手續につきましては、村長から提出された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表、関係法令に準拠して調整されているか、経営状況及び財政状態は健全か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおいて、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手續を実施したほか、必要と認められるその他の審査手續を実施しました。

第2、審査の結果

審査に付された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表は法令に準拠して作成されており、決算係数は関係帳簿と証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。

なお、決算概要及び審査意見は次のとおりであります。

それぞれの数字は2ページ以降に記載しておりますが、ご覧いただきたいと思ます。

8ページ、お開き願います。

第3、審査意見

令和3年度分については、おおむね適正に会計処理されているが、水道使用料金の未収金については、前年度比137万円の増となっており、過年度分では約1,000万余りが計上され

年々増加の傾向にある。所在不明者など徴収が困難な場合は、不納欠損の手続等を進め、収入未済額の圧縮を図り、住民から不公平感を持たれないよう未納者対策の強化を図られたい。
以上です。

- 議長（服部 晃君） 大変ご苦勞さまでございました。
令和3年度決算審査意見書の報告が終わりました。
-

◎延会の宣告

- 議長（服部 晃君） お諮りいたします。

日程の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

大変ご苦勞さまでございました。

なお、明日は午前10時から開催いたします。よろしくお願いいたします。

（午後 3時32分）

9 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和4年9月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年9月7日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 9号 令和3年度天栄村一般会計決算認定について
日程第 2 議案第10号 令和3年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について
日程第 3 議案第11号 令和3年度牧本財産区特別会計決算認定について
日程第 4 議案第12号 令和3年度大里財産区特別会計決算認定について
日程第 5 議案第13号 令和3年度湯本財産区特別会計決算認定について
日程第 6 議案第14号 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について
日程第 7 議案第15号 令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について
日程第 8 議案第16号 令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について
日程第 9 議案第17号 令和3年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について
日程第10 議案第18号 令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について
日程第11 議案第19号 令和3年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について
日程第12 議案第20号 令和3年度天栄村介護保険特別会計決算認定について
日程第13 議案第21号 令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第14 議案第22号 令和3年度天栄村水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田勝幸君	副村長	揚妻浩之君
教育長	久保直紀君	参事兼 総務課長	内山晴路君
参事兼 企画政策 課長兼会 計管理者	熊田典子君	税務課長	塚目弘昭君
参事兼 住民福祉 課長	小山富美夫君	産業課長	黒澤伸一君
建設課長	櫻井幸治君	湯支所 本長	星裕治君
教育課長	関根文則君		

職務のため出席した者の職氏名

議事 局長	北嶋さつき	書記	石井大輔
書記	森		歩

◎開議の宣告

- 議長（服部 晃君） おはようございます。
ただいまより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名でございます。
よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

- 議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。
-

◎議案第9号～議案第22号の一括上程、説明

- 議長（服部 晃君） 日程第1、議案第9号 令和3年度天栄村一般会計決算認定についてから日程第14、議案第22号 令和3年度天栄村水道事業会計決算認定についてまで、一括議題となっておりますので、昨日に引き続き議題といたします。

これより、令和3年度天栄村一般会計決算から順次提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

- 参事兼総務課長（内山晴路君） おはようございます。

歳入歳出決算書10ページをお願いいたします。

議案第9号 令和3年度天栄村一般会計決算認定について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。

1 款村税、1 項村民税、1 目個人分、予算現額1億9,236万円、調定額2億729万3,548円、収入済額1億9,494万1,211円、収入未済額1,235万2,337円。1 節現年度分226万3,627円、2 節滞納繰越分1,008万8,710円でございます。

2 目法人分、予算現額3,126万円、調定額3,273万900円、収入済額、同額でございます。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、予算現額4億1,771万4,000円、調定額5億2,830万9,214円、収入済額4億2,442万2,647円、収入未済額1億388万6,567円。1 節現年分834万2,862円、2 節滞納繰越分9,554万3,705円。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、予算現額1,676万9,000円、調定額、収入済額ともに1,676万9,200円。

3項軽自動車税、1目環境性能割、予算現額78万4,000円、調定額、収入済額ともに93万8,700円。

2目種別割、予算現額2,100万2,000円、調定額2,159万6,840円、収入済額2,113万5,600円、収入未済額46万1,240円。1節現年度課税分20万300円、2節滞納繰越分26万940円。

4項村たばこ税、1目村たばこ税、予算現額4,423万円、調定額、収入済額ともに4,433万9,791円。

5項入湯税、1目入湯税、予算現額924万4,000円、調定額1,260万8,490円、収入済額1,042万6,875円、収入未済額218万1,615円。収入未済額は全額、2節滞納繰越分でございます。

なお、恐れ入りますが、別冊の主要施策の成果9ページをお願いしたいと思います。

村税等の収入未済額の内訳をご説明申し上げます。

上から1項村民税、1目個人分、1節現年度課税分、収入未済額226万3,627円、均等割額が10万1,500円、29名29件でございます。所得割額普通徴収分212万72円、45名、96件。所得割額特別徴収分4万2,055円、2社、5件でございます。2節滞納繰越分、収入未済額1,008万8,710円、81件、359件でございます。

2項固定資産税、1目固定資産税、1節現年度課税分、収入未済額834万2,862円。土地222万2,381円、家屋351万5,606円、償却資産260万4,875円、171件の603件でございます。2節滞納繰越分、収入未済額9,554万3,705円、延べとしまして227名、4,654件。

3項軽自動車税、2目種別割、1節現年課税分、収入未済額20万300円、17名、21件。2節滞納繰越分、収入未済額26万940円、10名、24件。

5項入湯税、1目入湯税、2節滞納繰越分、収入未済額218万1,615円、1社、延べ180件でございます。

説明は以上でございます。

もう一度、決算書のほうにお戻りいただきたいと思っております。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、予算現額1,992万4,000円、調定額、収入済額ともに2,158万2,000円。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、予算現額5,795万円、調定額、収入済額ともに6,171万円。

3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、予算現額606万8,000円、調定額、収入済額ともに599万5,000円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、予算現額36万2,000円、調定額、収入済額ともに34万4,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、予算現額143万1,000円、調定

額、収入済額ともに238万2,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、予算現額104万9,000円、調定額、収入済額ともに251万4,000円。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金、予算現額562万1,000円、調定額、収入済額ともに773万2,000円。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、予算現額1億1,313万6,000円、調定額、収入済額ともに1億3,075万4,000円。

8款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、予算現額979万6,000円、調定額、収入済額ともに1,068万600円。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、予算現額435万円、調定額、収入済額ともに536万2,783円。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、予算現額775万1,000円、調定額、収入済額ともに同額でございます。

11款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、予算現額486万5,000円、調定額、収入済額ともに同額でございます。

2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、予算現額2,737万8,000円、調定額、収入済額ともに同額。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、予算現額21億6,611万5,000円、調定額、収入済額ともに21億6,650万4,000円。

13款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、予算現額81万7,000円、調定額、収入済額ともに79万円。

14款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、予算現額23万2,000円、調定額、収入済額ともに同額。

2目農業費分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

3目総務費分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4目教育費分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

5目消防費分担金、予算現額94万9,000円、調定額、収入済額ともに94万9,834円。

2項負担金、1目総務費負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2目民生費負担金、予算現額921万6,000円、調定額、収入済額ともに889万2,768円。

3目教育費負担金、予算現額55万円、調定額、収入済額ともに54万9,390円。

4目農業費負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

5目衛生費負担金、予算現額10万4,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

15款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、予算現額224万9,000円、調定額、収入済額ともに224万8,324円。

2目民生使用料、予算現額4万4,000円、調定額、収入済額ともに2万9,930円。

3目農林水産使用料、予算現額62万1,000円、調定額、収入済額ともに46万7,681円。

4目土木使用料、予算現額959万2,000円、調定額1,077万5,602円、収入済額805万1,202円、収入未済額272万4,400円。収入未済額でございますが、こちら1節住宅使用料のうち、村営住宅の現年度分が10万3,600円、過年度分が20万800円、定住促進住宅の現年度分が140万円、過年度分が102万円でございます。

5目教育使用料、予算現額114万6,000円、調定額、収入済額ともに125万1,300円。

6目衛生使用料、予算現額26万4,000円、調定額、収入済額ともに27万7,200円。

2項手数料、1目総務手数料、予算現額295万円、調定額、収入済額ともに306万7,910円。

2目民生手数料、予算現額8万円、調定額、収入済額ともに7万6,572円。

3目衛生手数料、予算現額38万6,000円、調定額、収入済額ともに42万2,622円。

4目農林水産手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

5目商工手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

6目土木手数料、予算現額5万1,000円、調定額、収入済額ともに4万6,850円。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、予算現額1億2,052万5,000円、調定額、収入済額ともに1億2,055万4,172円。

2目衛生費国庫負担金、予算現額3,229万6,000円、調定額、収入済額ともに3,175万3,134円。

3目土木費国庫負担金、予算現額1,067万3,000円、調定額、収入済額ともに728万6,000円。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、予算現額4億2,930万4,000円、調定額4億2,897万8,142円、収入済額2億2,230万1,142円、収入未済額2億667万7,000円。こちらは、2節総務費補助金の社会保障税番号制度システム整備費補助金、地方創生拠点整備交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、令和4年度へ繰り越すものでございます。

2目民生費国庫補助金、予算現額1億3,189万6,000円、調定額、収入済額ともに1億3,483万1,593円。

3目衛生費国庫補助金、予算現額9,426万8,000円、調定額9,603万円、収入済額7,655万4,000円、収入未済額1,947万6,000円。1節衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金で、令和4年度へ繰り越すものでございます。

4目農林水産業費国庫補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

5目土木費国庫補助金、予算現額7,782万8,000円、調定額9,191万6,000円、収入済額6,756万2,000円、収入未済額2,435万4,000円。1節土木費補助金の社会資本整備総合交付金で、令和4年度へ繰り越すものでございます。

6目教育費国庫補助金、予算現額4,478万円、調定額4,404万1,000円、収入済額4,084万1,000円、収入未済額320万円。1節の教育費補助金、学校保健特別対策事業費補助金、教育支援体制整備事業費補助金で、令和4年度へ繰り越すものでございます。

7目消防費国庫補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

8目労働費国庫補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

3項委託金、1目総務費委託金、予算現額24万7,000円、調定額、収入済額ともに同額で
ございます。

2目民生費委託金、予算現額157万8,000円、調定額、収入済額ともに167万8,722円。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、予算現額7,428万8,000円、調定額、
収入済額ともに7,430万4,387円。

2目衛生費県負担金、予算現額4万8,000円、調定額、収入済額ともに4万6,944円。

3目土木費県負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4目消防費県負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2項県補助金、1目総務費県補助金、予算現額6万4,000円、調定額、収入済額ともに同
額でございます。

2目民生費県補助金、予算現額3,976万9,000円、調定額、収入済額ともに3,529万1,524円。

3目衛生費県補助金、予算現額2億3,576万4,000円、調定額、収入済額ともに2億3,024
万6,359円。

4目農林水産業費県補助金、予算現額3億1,893万3,000円、調定額3億3,160万6,702円、
収入済額2億2,111万2,762円、収入未済額1億1,049万3,940円。収入未済額につきましては、
3節林業費補助金の福島森林再生事業補助金で、令和4年度に繰り越すものでございます。

5目商工費県補助金、予算現額138万5,000円、調定額、収入済額ともに138万4,000円。

6目消防費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

7目教育費県補助金、予算現額600万円、調定額、収入済額ともに634万5,000円。

8目災害復旧費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

9目労働費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

10目土木費県補助金、予算現額480万1,000円、調定額、収入済額ともに同額。

3項委託金、1目総務費委託金、予算現額2,027万1,000円、調定額、収入済額ともに
2,027万2,440円。

2目農林水産業費委託金、予算現額367万4,000円、調定額、収入済額ともに同額。

- 3目土木費委託金、予算現額685万6,000円、調定額、収入済額ともに633万6,186円。
- 4目教育費委託金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。
- 5目消防費委託金、予算現額1万1,000円、調定額、収入済額ともに1万1,900円。
- 6目民生費委託金、予算現額1万1,000円、調定額、収入済額ともに1万1,000円。
- 18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額1,450万7,000円、調定額、収入済額ともに1,451万5,206円。
- 2目利子及び配当金、予算現額4万3,000円、調定額、収入済額ともに5万2,543円。
- 2項財産売払収入、1目不動産売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。
- 2目物品売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。
- 3目生産物売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに187万1,838円。
- 4目除雪車売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。
- 19款寄附金、1目一般寄附金、予算現額3,350万円、調定額、収入済額ともに3,308万1,000円。
- 2目教育費寄附金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。
- 20款繰入金、1項特別会計繰入金、1目湯本財産区特別会計繰入金、予算現額63万1,000円、調定額、収入済額ともに63万175円。
- 2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、予算現額1億7,338万4,000円、調定額、収入済額ともに同額。
- 3目国保（事業勘定）特別会計繰入金、予算現額18万1,000円、調定額、収入済額ともに17万6,000円。
- 4目後期高齢者医療特別会計繰入金、予算現額3,000円、調定額、収入済額ともに同額。
- 5目介護保険特別会計繰入金、予算現額223万6,000円、調定額、収入済額ともに223万6,860円。
- 2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額、収入済額ともにゼロ円。
- 2目人材育成基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。
- 3目減債基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。
- 4目地域福祉基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。
- 5目がんばれ天栄応援基金繰入金、予算現額3,530万円、調定額、収入済額ともに同額。
- 6目東日本大震災復興基金繰入金、予算現額368万7,000円、調定額、収入済額ともに368万7,758円。
- 7目こども未来基金繰入金、予算現額905万円、調定額、収入済額ともに同額。
- 8目公共施設整備基金繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともにゼロ円。

9目天栄村除雪車整備基金繰入金、予算現額1,980万円、調定額、収入済額ともにゼロ円。
21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額2億2,955万9,000円、調定額、収入済額ともに2億2,955万9,471円。

22款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、予算現額2万7,000円、調定額、収入済額ともに3万863円。

2目加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

3目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに24万9,000円。

2項村預金利子、1目村預金利子、予算現額6,000円、調定額、収入済額ともに9,265円。

3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、予算現額10万円、調定額、収入済額ともに10万708円。

4項雑入、1目弁償金、予算現額2,716万円、調定額、収入済額ともに2,715万9,716円。
こちら原子力損害賠償金でございます。

2目雑入、予算現額1,431万円、調定額、収入済額ともに1,732万8,982円。

3目過年度収入、予算現額905万5,000円、調定額、収入済額ともに930万6,255円。

23款村債、1項村債、1目総務債、予算現額2億4,969万円、調定額、収入済額ともに2億1,109万円。

2目土木債、予算現額7,900万円、調定額、収入済額ともに5,050万円。

3目衛生債、予算現額590万円、調定額、収入済額ともに同額。

4目農林水産業債、予算現額1億9,810万円、調定額、収入済額ともに440万円。

5目災害復旧事業債、予算現額470万円、調定額、収入済額ともに390万円。

6目教育債、予算現額3,440万円、調定額、収入済額ともに3,280万円。

歳入合計、予算現額59億8,803万5,000円、調定額58億8,825万2,896円、収入済額54億244万5,797円、収入未済額4億8,580万7,099円でございます。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましては、順次所管課長より、支出額がゼロ、または不用額がおおむね10万円を超えた節、さらにその目における特徴的な支出についてご説明をさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、予算現額6,804万円、支出済額6,781万5,589円、不用額22万4,411円でございます。不用額につきましては、各節の積み上げによるもので、おおむね予算どおりの執行でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額2億6,177万1,000円、支出済額2億5,771万9,090円、不用額405万1,910円。不用額でございますが、3節職員手当等の中で一般職退職手当組合負担金など各手当の積み上げによるもので、年度末の額の確定により見込みを下回ったものでございます。9節につきましては、福島県沖地震に係る災害見舞金、

10節需用費につきましては例規集の追録代、11節役務費につきましては郵便料がそれぞれ見込みを下回ったものでございます。

次に、主な支出でございますが、14節工事請負費、防犯カメラ設置工事請負費251万200円、主要道路の市町村境7か所のほか、施設2か所に設置しております。18節負担金、補助及び交付金の集会施設整備事業補助金としまして、今坂集会所の施設修繕等に関する補助金521万9,000円を支出しております。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

- 参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） 2目文書広報費、予算現額432万1,000円、支出済額431万8,912円、不用額2,088円。こちらは毎月発行の広報てんえいに係る経費であります。おおむね予算どおりの執行です。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

- 参事兼総務課長（内山晴路君） 3目財政管理費、予算現額464万9,000円、支出済額448万9,628円、不用額15万9,372円。おおむね予算どおりの執行でございます。

4目会計管理費、予算現額266万6,000円、支出済額254万6,738円、不用額11万9,262円。おおむね予算どおりの執行でございます。

5目財産管理費、予算現額8億585万円、支出済額8億356万4,299円、不用額228万5,701円。

不用額につきましては、10節需用費、ガソリン代などが見込みを下回ったものでございます。また、12節委託料では財産台帳補正業務委託、13節使用料及び賃借料では高速道路利用料、14節では役場庁舎冷暖房設備改修工事請負費に係る請差、24節ではこども未来基金積立金が見込みを下回ったものでございます。

次に、主な支出でございますが、14節工事請負費の非常照明LED交換工事186万8,900円、役場庁舎冷暖房設備改修工事費3,571万7,000円、役場庁舎LAN設備更新工事費572万円を支出しております。

次に、24節積立金でございますが、減債基金積立金としまして3,219万2,810円、財政調整基金積立金としまして5億4,800万円、公共施設整備基金積立金としまして1億3,391円を積立しております。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

- 参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） 6目企画費、予算現額1億5,999万9,000円、支出済額1億5,534万3,177円、不用額465万5,823円。

不用額の主なものにつきましては、地方バス路線対策事業補助金が約400万円の不用が生じたことによるものでございます。こちらは、新型コロナウイルス対応の事業者向けの支援金が委託事業者へ県より交付されたことにより、村から交付される補助金が減額となったも

のでございます。

続きまして、主な事業につきましては、12節委託料で、テレワーク環境構築業務委託ですが、新型コロナウイルス感染予防のため分散勤務や在宅ワークなどの対策を行うため、職員のテレワークの環境を整えたものでございます。次に、情報発信アプリケーション構築業務委託ですが、こちらは住民への情報発信の強化を図るため公式LINEを拡充したものでございます。次に、セキュリティクラウド次期システム移行業務委託ですが、こちらは県内の市町村がインターネットに接続するための県が構築しているセキュリティクラウドを更新したことに伴い、役場内のシステムを対応させるための設定変更を行ったものでございます。

次のページをお願いします。

14節の工事請負費の地上デジタル放送受信設備工事ですが、こちらは鳳坂トンネル整備に伴い地デジの伝送ルートが使用できなくなることから、新たに受信点を設け地上デジタル放送の視聴環境を整備したものでございます。辺地債を活用して実施いたしました。次に、公共施設公衆無線LAN整備工事ですが、こちらは災害時の避難所となっております湯本の高齢者コミュニティセンター、それから湯本体育館の通信環境整備を行ったものでございます。新型コロナウイルス臨時交付金を活用して整備いたしました。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

- 湯本支所長（星 裕治君） 7目支所及び出張所費、予算現額2,488万、支出済額2,400万5,869円、不用額87万4,131円。

次のページをご覧ください。

不用額の主な理由としましては、10節需用費、非常用発電機用に灯油代を取っておりましたが、停電がなく稼働しなくて済み、また電気料金が見込みより少なく、また施設修繕があまりなかったためです。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

- 参事兼総務課長（内山晴路君） 8目交通安全対策費、予算現額276万6,000円、支出済額263万3,497円、不用額13万2,503円。おおむね予算どおりの執行でございます。

次に、主な支出につきましては、14節工事請負費のカーブミラー設置工事91万3,550円、こちらは6か所設置更新等を行いました。また、18節負担金、補助及び交付金におきましては、サポカー購入補助金、21件、82万円を支出しております。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

- 参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） 9目地方創生費、予算現額460万2,000円、支出済額441万6,100円、不用額18万5,900円。不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。

主な支出といたしましては、12節委託料の移住定住促進事業委託につきましては移住相談

業務でございますが、昨年度の移住相談は延べ170件で、主に電話相談または空き家の案内などでした。空き家の案内などにつきましては、コロナ感染の多い首都圏はリモートでの案内、近隣の方につきましては現地案内等を、コロナ禍の中、可能な限り実施いたしました。また、昨年度は東京での移住相談を1回実施し、13人の移住相談がありました。関係人口創出のためのイベントにも参加し、現在、ファンクラブの会員も年々増加傾向にあります。

次のページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金、結婚新生活支援補助金ですが、こちらは2世帯の方が利用されました。新生活・住まいづくり応援助成金につきましても、2世帯の方が利用され移住されました。

それから、10目ふるさと納税費、予算現額4,667万9,000円、支出済額4,534万2,147円、不用額133万6,853円。不用額につきましては、返礼品やふるさと納税業務に係る諸経費の不用額でございます。

25節の昨年度のがんばれ天栄応援基金への積立金は2,893万3,904円で、一昨年度より約800万円の増でございます。

○議長（服部 晃君） ここで暫時休議いたします。11時まで休みます。

(午前10時44分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時00分)

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 引き続き、70ページをお願いいたします。

2項徴税費、1目税務総務費、予算現額6,631万6,000円、支出済額6,468万4,168円、不用額163万1,832円。

不用額の主な理由としましては、3節職員手当等につきまして、時間外勤務手当が見込みより下回ったためでございます。13節使用料及び賃借料につきましては、家屋評価システム再リースにより電算業務機器賃借料が見込みより下回ったものであります。22節償還金利子及び割引料につきましては、年度末に確定する法人村民税などの過年度還付金が見込みより少なかったものであります。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

2目賦課徴収費、予算現額647万4,000円、支出済額635万6,376円、不用額11万7,624円。不用額につきましては、各節の積み上げによるものであり、おおむね予算どおりの執行でございます。

[参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 74ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、予算現額3,073万5,000円、支出済額2,763万8,448円、繰越明許費266万2,000円、不用額43万4,552円。こちらは主に窓口業務に係る経費でございます。

不用額につきましては、76ページ、18節負担金、補助及び交付金の中に個人番号カード関連事務負担金がございますが、そちらにおきましてマイナンバーカードの発行事務に要する負担金が予定より少なかったため生じたものでございます。そのほかに関しましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） 76ページをお願いします。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、予算現額42万9,000円、支出済額42万7,199円、不用額1,801円。おおむね予算どおりの執行でございます。

2目衆議院議員総選挙費、予算現額881万2,000円、支出済額880万3,301円、不用額8,699円。予算どおりの執行でございます。

[参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇]

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） 5項統計調査費、1目統計調査総務費、予算現額2万7,000円、支出済額1万9,516円、不用額7,484円。

2目総務統計費、予算現額27万8,000円、支出済額27万6,748円、不用額1,252円。昨年度は経済センサスの統計がございました。1節の調査員報酬を含め、ほぼ予算どおりの執行となっております。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） 6項監査委員費、1目監査委員費、予算現額48万円、支出済額47万9,186円、不用額814円。予算どおりの執行でございます。

[参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 80ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、予算現額1億1,019万9,000円、支出済額1億894万3,527円、不用額125万5,473円。こちら福祉業務全般に要する経費でございます。

不用額の主な要因でございますが、まず3節の職員手当等におきまして時間外勤務手当が見込みを下回ったため、また、次のページ、82ページをお願いします。

82ページの18節負担金、補助及び交付金のうち、令和2年度から20万円の予算を繰り越した新生児臨時給付金、これは備考には掲載されておりませんが、令和2年度国の新型コロナ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として子育て世帯の経済支援のために実施した事業でございますが、その支給対象者がいなかったため、20万円が不用となったものでございます。また、19節扶助費におきまして、生活困窮世帯を対象に実施した灯油購入費助成事業の支給者が見込みを下回ったことが主な要因でございます。そのほかに関しましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

続きまして、2目老人福祉費、予算現額1億3,763万2,000円、支出済額1億3,308万704円、繰越明許費396万円、不用額59万1,296円。こちらは主に高齢者福祉に要する経費でございます。

不用額につきましては、次ページ、84ページをお願いいたします。

84ページの19節扶助費におきまして、寝たきり老人等介護激励手当の支給対象者が見込みを下回ったため生じたものでございます。そのほかにおきましては、各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

3目老人福祉施設費、予算現額595万1,000円、支出済額576万1,284円、不用額18万9,716円。こちらは主に老人福祉センターと高齢者コミュニティセンターの維持管理に要する経費でございます。

不用額につきましては、10節需用費におきまして、老人福祉センターの灯油代が見込みより少なかったことが主な要因でございます。そのほかに関しましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

続きまして、4目福祉医療費、予算現額7,922万2,000円、支出済額7,920万6,026円、不用額1万5,974円。こちらは後期高齢者医療に係る費用でございます、おおむね予算どおりの執行でございます。

5目障害対策費、予算現額1億4,258万3,000円、支出済額1億3,909万8,918円、不用額348万4,082円。こちらは障害をお持ちの方々への対策に要する経費でございます。

不用額につきましては、19節扶助費の各事業におきまして見込みを下回ったために生じたものでございます。そのほかに関しましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

6目放射能対策費、予算現額363万4,000円、支出済額363万3,350円、不用額650円。こちらは職員の安全管理のため放射能の簡易分析装置を設置し、その運用に要する経費でございます。予算どおりの執行でございます。

7目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費、予算現額4,148万2,000円、支出済額3,986万200円、繰越明許費150万円、不用額12万1,800円。こちらは新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に1世帯当たり10万円を支給した事業でございます。不用額につきましては、それぞれの節の積み上げにより生じたものでござい

まして、ほぼ予算どおりの執行でございます。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、予算現額5,694万7,000円、支出済額5,248万1,068円、不用額446万5,932円。こちらは主に子育てを支援するために要する経費でございます。

不用額につきましては、まず、1 節報酬及び7 節報償費につきましては、放課後児童クラブの支援員及び支援補助員の勤務時間が少なかったため生じたものでございます。

また、次のページ、92ページをお願いいたします。

92ページの18節負担金、補助及び交付金、この中の施設型給付費が見込みを下回ったため、また、その次の19節扶助費及び27節繰出金につきましては、こども医療費の支給が見込みを下回ったため生じたものでございます。

続きまして、2 目児童措置費、予算現額6,782万1,000円、支出済額6,781万9,232円、不用額1,768円。こちらは児童手当の支給に要する経費でございます。予算どおりの執行でございます。

3 目保育所施設費、予算現額6,610万5,000円、支出済額6,168万3,080円、繰越明許費374万円、不用額68万1,920円。こちらは天栄保育所の運営に要する経費でございます。

不用額につきましては、まず1 節報酬につきましては、会計年度任用職員の勤務数が少なかったため、また、3 節職員手当等につきましては、時間外勤務手当が見込みより少なかったため生じたものでございます。

また、94ページでございますが、10節需用費でございますが、3月に臨時休所を行いまして、そのときに、給食を5日間休んだため、10節の一番下に賄材料費がございますが、その材料費が見込みより少なかったため不用額が生じたものでございます。そのほかに関しましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

96ページをお願いいたします。

4 目放射能対策費、予算現額40万7,000円、支出済額39万8,629円、不用額8,371円。こちらは天栄保育所の子どもたちの食の安全を確保するための測定器に要する経費でございます。予算どおりの執行でございます。

続きまして、5 目子育て世帯生活支援特別給付金事業費、予算現額339万9,000円、支出済額329万6,261円、不用額10万2,739円。こちらは令和3年6月定例会におきまして議決をいただきました事業で、低所得の子育て世代に対しまして子ども1人当たり5万円を給付した事業でございます。

不用額につきましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、給付金の対象者が見込みより少なかったため生じたもので、そのほかに関しましては、予算どおりの執行でございます。

6 目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、予算現額7,438万7,000円、支出済額7,368万

2,011円、不用額70万4,989円。こちらは昨年のコロナ禍で子育て世代に対しまして生活の支援を行う観点から、その対象者に対しましてこの給付金を支給する事業に要する経費でございました。

不用額につきましては、98ページの18節負担金、補助及び交付金におきまして、給付金の支給者が見込みより少なかったため生じたものでございます。そのほかに関しましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

続きまして、3項国民年金費、1目国民年金費、予算現額492万3,000円、支出済額479万2,372円、不用額13万628円。こちらは国民年金事務に要する経費でございます。不用額につきましては、各節の積み上げによるもので、ほぼ予算どおりの執行でございます。

4目災害救助費、1目災害救助費、予算現額2,958万2,000円、支出済額2,755万2,080円、不用額202万9,920円。こちらは令和3年2月に発生いたしました福島県沖地震により被災した住居等の復旧に要する経費でございます。

不用額につきましては、まず12節委託料の中で被災住宅被害認定調査料におきまして、調査対象物件が見込みより少なかったため、また、14節工事請負費の中の被災家屋等解体撤去工事請負費におきまして、実施件数が見込みより少なかったため生じたものでございます。そのほかに関しましては、予算どおりの執行でございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、予算現額4,952万1,000円、支出済額4,907万4,070円、不用額44万6,930円。こちらは主に保健事業や自殺対策事業に要する経費でございます。

不用額につきましては、3節職員手当等の中の時間外勤務手当が見込みより下回ったことが主な要因でございます。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

102ページをお願いいたします。

2目予防費、予算現額1億2,744万4,000円、支出済額9,675万5,787円、繰越明許費2,708万2,000円、不用額360万6,213円。こちらは主に母子の健診や各種予防接種及び新型コロナワクチン接種に要する経費でございます。

不用額につきましては、まず7節報償費の中の医師報償費におきまして、コロナワクチン接種時の医師の派遣回数が予定より少なく実施できたため不用額が生じたものでございます。次に、10節需用費におきましては、ワクチン接種に係るワクチンの冷蔵庫の設置に伴うコンセント修繕を行ったわけですが、その請差のため不用額が生じたものでございます。

また、次のページ、104ページをお願いいたします。

104ページの12節委託料の中の母子保健事業委託料におきまして、各健診等の受診者が見込みより少なかったため、また、13節使用料及び賃借料におきましては、夏場のワクチン接種におきまして、空調機器の賃借料期間が予定より短かったため不用額が生じたものでござ

います。また、一番下の18節負担金、補助及び交付金の中の予防接種交付金におきまして、接種者が予定より少なかったため不用額が生じました。

また、106ページをお願いいたします。

106ページの一番上でございます。19節扶助費におきましては、養育医療費の支給がなかったために不用額が生じたものでございます。そのほかにおきましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

続きまして、3目環境衛生費、予算現額6,263万2,000円、支出済額6,079万9,856円、不用額183万2,140円。こちらは主に村内の環境保全や狂犬病対策等に要する経費でございます。

不用額におきましては、22節償還金利子及び割引料におきまして、令和2年度に厚生労働省から交付を受けました診療所に対する発熱外来診療体制確保事業の補助金の返還の請求が国のほうから令和3年度になされなかったため、不用額が生じたものでございます。また、27節繰出金の中の国保（事業勘定）特別会計繰出金におきまして不用額が生じておるところでございますが、こちらは特別会計の中の一般管理費分の支出が見込みを下回ったことによりまして繰出金を減したことが主な要因でございます。

4目健康増進事業費、予算現額1,419万5,000円、支出済額1,374万7,300円、不用額44万7,700円。こちらは主に住民の健康を守るための各種健診等に要する経費でございます。

不用額につきましては、108ページをお願いいたします。

108ページの12節委託料におきまして、がん検診委託料がございますが、こちらのほうの受診者が予定者数より少なかったため残額が生じたものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

5目保健センター施設費、予算現額2,351万1,000円、支出済額2,283万4,078円、不用額67万6,922円。こちらは健康保健センターの維持管理に要する経費でございます。

不用額につきましては、10節の灯油代及び電気料が見込みより少なかったため、また、12節委託料の中の施設管理業務委託料が見込みより少なかったため生じたものでございます。そのほかに関しましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

続きまして、110ページ、6目墓地公園施設費、予算現額73万8,000円、支出済額72万2,979円、不用額1万5,021円、こちらは墓地公園の施設管理に要する経費でございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 続きまして、7目放射能対策費、予算現額2億3,303万2,000円、支出済額2億2,738万321円、不用額565万1,679円。

こちらは除染事業における仮置場の管理及び原状回復等に係る経費でございまして、12節委託料におきまして、除染土壌等仮置場の管理や除染事業進捗管理の委託を行うとともに、

次のページになりますが、14節工事請負費においては、小川地区、上松本地区、土橋地区と前年度からの繰越事業でありました丸山地区の原状回復工事を実施いたしました。

また、不用額の主な理由のものにつきましては、13節使用料及び賃借料におきまして、仮置場原状回復工事完了による返地により土地賃借料が見込みより少なかったこと、14節工事請負費におきまして、仮置場原状回復工事の請差によるものでございます。その他につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

- 参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 続きまして、2項清掃費、1目ごみ処理費、予算現額1億5万5,000円、支出済額9,903万7,324円、不用額101万7,676円。こちらは村内の一般廃棄物等に要する経費でございます。

不用額につきましては、12節委託料の災害廃棄物運搬業務委託料、こちらは令和3年2月13日に発生いたしました福島県沖地震により排出された災害廃棄物を繰越明許により繰り越して実施したものでございますが、その費用が予定より少なかったため生じたものでございます。そのほかに関しましては、予算どおりの執行でございます。

2目し尿処理費、予算現額1,636万9,000円、支出済額1,636万9,000円、不用額ゼロ。予算どおりの執行でございます。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

- 建設課長（櫻井幸治君） 3目合併処理浄化槽設置整備事業費、予算現額57万7,000円、支出済額57万3,000円、不用額4,000円。こちらは合併処理浄化槽の普及整備に係る費用でございます。18節負担金、補助及び交付金におきまして、次のページになりますが、合併処理浄化槽設置整備事業補助金として3件の補助金を支出いたしました。ほぼ予算どおりの執行でございます。

3項上水道費、1目上水道施設費、予算現額2,180万1,000円、支出済額2,180万1,000円、不用額ゼロ。水道事業会計の繰出金でございます。予算どおりの執行でございます。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

- 産業課長（黒澤伸一君） 続きまして、5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、予算現額1万1,000円、支出済額1万300円、不用額700円。おおむね予算どおりの執行でございます。

続きまして、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、予算現額1,164万5,000円、支出済額1,134万7,546円、不用額29万7,454円。こちらは農業委員会の運営費でございます。

不用額につきましては、1節報酬において、農地利用最適化推進委員の活動日数が当初計画より減少したため、能率給が減少となりました。それ以外につきましては、おおむね予算

どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

2目農業総務費、予算現額5,027万6,000円、支出済額4,971万3,674円、不用額56万2,326円。こちらは生産組合長の報酬及び人件費等でございます。不用額につきましては、人件費、各種積み上げによるものでございます。それ以外につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

続きまして、3目農業振興費、予算現額5億7,981万5,000円、支出済額1億7,497万5,023円、繰越明許費4億296万3,000円。こちらにつきましては、今年度に繰り越しました農林水産物直売施設の建築費用等でございます。

不用額は187万6,977円、不用額につきましては次の次のページ、121ページ、こちらのほうで18節、環境保全型農業直接支払交付金のほうがあると思うんですが、こちらのほうにつきまして取組中止者の申入れが6名あったため、見込みより交付金が少なくなったことが主な原因でございます。

すみません、117ページにお戻りください。

まず、主な支出でございます。1節報酬につきましては、営農指導員1名の報酬でございます。

次のページをお開きください。

続きまして、12節委託料におきましては、農業促進ハウス67万5,000円及びオートキャンプ場の400万円をそれぞれ指定管理委託料として支出しております。なお、農業促進ハウスにつきましては、指定管理者として管理運営を行っていたNPO法人が令和4年1月に解散したことから、令和3年12月末をもって指定管理を終了いたしました。

続きまして、同じく委託料におきまして、道の駅「季の里天栄」農林水産物直売施設の建築に係る設計業務費用654万5,000円、それから、それに係る地質調査業務委託に429万9,900円、また、駐車場の舗装設計業務の委託につきまして35万2,000円を支出しております。

続きまして、14節工事請負費においては、道の駅「季の里天栄」整備工事として老朽化したエアコンの更新に220万円を支出しております。また、ふるさと公園造成の第3期工事として2,862万900円を支出しております。

次のページをお開きください。

羽鳥湖畔オートキャンプ場の合併浄化槽の送風機の更新工事に148万5,000円を支出しております。

続きまして、18節負担金、補助及び交付金につきましては、まず一番上で、土地改良施設維持管理適正化事業補助金、こちらにつきましては広戸川土地改良区が行った小川地区の水路機補修に係る費用の20%、108万8,780円を補助金として支出いたしました。

次に、4番目、中山間地域等直接支払交付金として19地区の各部会に6,519万2,901円を支出いたしました。次に、その2つ下、天栄ブランド化推進事業補助金として、天栄ブランド化推進協議会に対しまして335万2,000円を支出しております。こちらにつきましては、天栄米食味コンクールの開催及び実証作物であるマカの資材の購入補助等に充てております。次に、その2つ下、緊急病虫害防除対策事業補助金として、キュウリのネコブセンチュウ、ホモプシス根腐病、ナスの半身萎凋病の防除の補助金として82万円を支払っております。次に、その4つ下、環境保全型農業直接支払交付金として、交付対象者53名に対して577万5,160円を支出しております。次に、その下、新規農産物の栽培実証事業補助金として、昨年新たに栽培に取り組んでいただいた生産者の方1名に対して、ビニールハウスの資材及びかん水施設等の購入補助として80万2,000円を支出しております。次に、多面的機能支払交付金として、18地区の資源保全会に対して4,142万6,417円を支出しております。次に、産地パワーアップ事業の負担金として、JAの野菜協議会エコ園芸部会に対して、キュウリの防除機の導入に係る負担金として6万8,000円を支出しております。次に、畑作暗渠排水整備事業補助金として、村内2件の生産者に対して34万4,000円を補助しております。次に、凍霜害緊急対策事業補助金につきましては、昨年度、凍霜害に見舞われた村内果樹農家に対して、資材の購入費の一部を4件の生産者に対し99万6,000円を補助しております。

続きまして、22節償還金利子及び割引料につきましては、多面的機能支払交付金に係る協定面積の変更による5地区分の精算返納金を7万5,240円支出しております。

続きまして、4目畜産業費、予算現額44万2,000円、支出済額44万2,000円。予算どおりの執行でございます。こちらにつきましては畜産振興組合への運営補助及び優良繁殖牛6頭の導入に係る補助として43万円を支出しております。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 5目農業施設費、予算現額1億8,697万1,000円、支出済額1億8,223万610円、不用額474万390円。

不用額の主なものにつきましては、10節需用費におきましては参考図書等の購入がなかったこと、12節委託料におきまして、次のページになりますが、前年度からの繰越事業でありました機能保全計画策定業務委託料に不用額が生じたもの、13節使用料及び賃借料におきましては緊急を要する重機借り上げが見込みより少なかったこと、14節工事請負費におきましては維持工事などの請差等によるもの、15節原材料費におきましては購入資材等が見込みより少なかったこと、18節負担金、補助及び交付金におきましては行政区協働の里づくり交付金の申請が見込みより少なかったことによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

また、主な事業としましては、12節委託料におきまして、農業施設測量設計業務委託とし

て前年度からの繰越し事業でありました北小屋池耐震性調査、同じく繰越し事業の鈴ヶ崎堰、飯白堰及び用水路の機能保全計画策定業務委託などを実施、14節工事請負費におきましては、村単独事業による農道整備事業や用排水路整備事業の工事を行い、農道や用排水路の維持のため適切な管理に努めました。18節負担金、補助及び交付金では、行政区が主体となり区内の整備等を実施する行政区協働の里づくり交付金事業において17件の助成をいたしました。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 続きまして、6目水利施設管理費、予算現額3,262万1,000円、支出済額3,243万5,243円、不用額18万5,757円。不用額につきましては、人件費及び光熱水費の積み上げによるものでございます。こちらにつきましては、龍生ダムの維持管理費でございます。

次のページをご覧ください。

12節委託料においては、ダムの電気工作物の保守に係る経費ということで381万8,048円を支出しております。また、18節負担金、補助及び交付金におきましては、県営で実施しております防災ダム事業の村負担金として1,880万円を支出しております。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 7目国土調査費、予算現額2,391万円、支出済額2,371万4,033円、不用額19万5,967円。不用額につきましては、各節の積み上げによるものであり、おおむね予算どおりの執行でございます。

国土調査事業につきましては、牧本第27地区の測量調査及び本閲覧等を行い、牧本第28地区につきましては、長狭物や各土地の一筆地調査を実施いたしました。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 続きまして、8目水田農業構造改革対策費、予算現額5,328万2,000円、支出済額5,326万1,000円、不用額2万1,000円。

18節、水田利活用推進助成金として飼料用米116.5ヘクタールに対して582万3,000円の支出を行っております。また、経営所得安定対策等推進事業補助金として331万2,000円、こちらにつきましては地域農業再生協議会への運営補助金の支出でございます。また、米価の下落対策として水稻の種子購入等助成金として752万8,000円、それから、農業経営安定対策支援金として3,659万8,000円をそれぞれ支出しております。おおむね予算どおりの執行でございました。

続きまして、9目地域農政特別対策推進活動費、予算現額2,024万7,000円、支出済額2,002万2,604円、不用額22万4,396円。

不用額につきましては、次のページをご覧ください。こちらは3月末までに申請を受け付けておりました大型特殊免許の取得費用補助金について、見込みより申請が少なかったこと

による不用となりました。

前のページにまたお戻りください。

主な支出の内容でございますが、18節、まず天栄村新規就農者支援センター補助金につきましては、新規就農者支援センターの運営に係る補助として112万4,000円を支出いたしました。こちらは主に新規就農者の就農相談会の実施や研修受入れ農家への謝金の支払いに支出いたしました。次に、農業次世代人材投資事業補助金につきましては、新規認定就農者9名に対する補助金936万9,304円の支出。

次のページをお開きください。

農業経営規模拡大支援事業につきましては、農地の集積を図った担い手10経営体に対する機械の購入補助752万9,000円を支出しております。次に、大型特殊免許の取得費用補助につきましては、一定の大きさ以上のトラクターの道路走行に際し、農耕用の大型特殊免許が必要となる法改正を受けて、免許の取得費用の一部を補助したものでございます。96名に対し177万6,500円を補助しております。次に、農業収入保険加入促進対策事業補助金につきましては、農業者が価格下落や災害等のリスクに備え自ら加入する農業収入保険の加入を促進するため保険料の一部を補助するもので、9件の農家に対し11万9,000円を支出しております。

続きまして、10目開発センター費、予算現額963万6,000円、支出済額959万6,776円、不用額3万9,224円。おおむね予算どおりの執行でございます。

こちらの主な事業につきましては、14節工事請負費において、センターの調理室及び機械室の修繕工事に906万4,000円を支出しております。

続きまして、11目羽鳥湖高原交流促進センター費、予算現額633万1,000円、支出済額606万7,065円、不用額26万3,935円。こちらは羽鳥の交流促進センターに係る運営経費でございます。不用額につきましては、主に電気料、ガス代等の光熱水費の不用額の積み上げによるものでございます。

次のページをご覧ください。

12節委託料で、施設の管理業務委託に90万円、多目的広場の芝生の管理委託に79万9,700円をそれぞれ支出しております。

続きまして、12目放射能対策費、予算現額50万6,000円、支出済額50万6,000円、予算どおりの執行でございます。11節役務費において、放射能測定器3台の校正を実施いたしました。

続きまして、2項林業費、1目林業総務費、予算現額2億3,039万円、支出済額9,766万3,617円、繰越明許費1億3,248万5,000円。こちらにつきましては、福島森林再生事業の八石地区の委託費の繰越しでございます。

不用額につきましては24万1,383円、不用額の主な原因については、次のページ、18節の中の電気柵の購入補助金、こちらのほうの申請件数が見込みより少なかったことによるもの

でございます。

前のページにお戻りください。

まず、主な支出についてでございます。1節報酬においては、村鳥獣被害対策実施隊隊員15名に対する報酬21万739円を支出しております。2節報償費においては、鳥獣被害パトロール報償費として、有害鳥獣捕獲の立会い及び特別出動に延べ118回分の出動費17万7,000円を支出しております。12節委託料においては、福島森林再生事業、牧之内字東矢中入の約8ヘクタール、こちらの森林整備と、それから大里の八石地区の発注支援等に7,854万5,000円を支出いたしました。

次のページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金においては、電気柵の購入補助ということで、ちょうど中頃でございますが、こちらを29件、133万3,700円を交付いたしました。また、イノシシの捕獲管理事業として60頭に対し69万円、それから、有害鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金として、イノシシ58頭、ツキノワグマ13頭、ニホンジカ71頭、ハクビシン28匹に対して295万2,000円の補助金を交付しております。

また、次の段、こちらにつきましては新規狩猟者の育成事業補助金として、2名の新規狩猟者の猟銃所持に係る費用の一部14万6,000円を補助いたしました。それから、次の段につきましては、湯本スキー場の管理負担金として、昨年度、湯本のスキー場の電気料や電話料、こちらを4月から9月までの間、指定管理しなかったことによりまして発生したものについての固定費、それから機械の警備にかかった経費を村振興公社のほうに負担金として87万8,913円を支出しております。

次の段、ニホンジカ捕獲管理事業として、ニホンジカ32頭の捕獲に対し73万6,000円を支払っております。こちらは昨年度より猟期期間中のニホンジカの捕獲に対して新規で補助を行ったものでございます。

24節積立金につきましては、森林環境譲与税の基金へ599万5,175円を積み立てております。

○議長（服部 晃君） ただいま議案説明の途中であります。昼食のため、午後1時30分まで休みます。

(午前 11時45分)

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 132ページをお願いいたします。

2目林業振興費、予算現額1,105万円、支出済額684万6,890円、繰越明許費300万円、不用額120万3,110円。繰越明許費につきましては、治山事業として、下二俣地区小規模治山工事を翌年度へ繰り越したものでございます。

次に、不用額の主な理由につきましては、14節工事請負費におきまして、治山事業工事及び維持工事における請差等によるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

また、主な事業といたしましては、小規模治山事業として、12節委託料において下二俣地区の測量設計業務委託、14節工事請負費において中郷地区ののり面工事を行い、治山林道の適切な維持管理に努めたところでございます。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 続きまして、3項水産業費、1目水産業総務費、予算現額7万7,000円、支出済額7万7,000円。予算どおりの執行でございます。こちらは、南会東部漁協組合に対する活動補助金の支出でございます。

続きまして、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、予算現額37万8,000円、支出済額37万1,000円、不用額7,000円。

次のページをお開きください。

22節償還金及び割引料におきましては、令和2年度に実施しました緊急雇用事業の精算返納金37万1,000円を支出いたしました。おおむね予算どおりの執行でございます。

2目商工業振興費、予算現額5,380万円、支出済額3,957万5,703円、繰越明許費115万1,000円。こちらにつきましては、年度末に行いました泊まってエールの補助金を次年度に繰り越したものでございます。不用額1,307万3,297円。

不用額の主な要因は、昨年度繰越しにて行いました18節、新型コロナウイルス感染症対策支援金の申請が見込みを下回ったことによるものでございます。10節需用費及び11節役務費におきましては、新型コロナウイルス対策学生生活応援事業といたしまして、村出身の学生等34件に対しまして、米などの村特産品を送付いたしました。18節負担金、補助及び交付金においては、従来の商工会活動補助、それから各種利子補給事業に加えまして、新型コロナウイルス感染症対策支援金として1,725万円の支出。こちらにつきましては、コロナ禍前からの売上げが一定以上減少した115の事業者に対しまして15万円の支給を行いました。

続いて、各支援の相談窓口を商工会に設けた相談窓口支援事業として25万円の支出。それから、20%のプレミアムつき商品券の発行事業補助金として450万円、泊まってエールキャンペーン補助金として、第1弾から第3弾まで1,015万9,000円を支出しております。泊まってエールキャンペーンにつきましては、宿泊事業者に対して1泊当たり3,000円を補助するとともに、第2弾からは新たに、村内商店で使える1泊当たり1,000円のクーポン券を利用

者に付与したもので、延べ2,696泊分の利用がございました。

次に、地元産品ふるさと小包事業として、村の農産物や特産品を2,000セット限定でお得に販売する地場産品の支援補助金として47万4,000円を支出しております。次に、天栄村持続化補助金として20万円の支出。こちらにつきましては、国の持続化補助金を受けてコロナ対策を行った2件の事業者に対して、上限を10万として補助したものでございます。

続きまして、3目観光費、予算現額912万7,000円、支出済額889万1,462円、不用額23万5,538円。不用の主な要因といたしましては、年度末に首都圏で予定されておりました観光PR事業が中止になったことによりまして、旅費が不要となったものでございます。

次のページをお開きください。

12節委託費においては、着地型誘客促進事業委託料として419万6,000円を支出しております。この事業は、アフターコロナ、ウィズコロナに際して、村に訪れていただくことを目的としてモニターツアーやオンラインツアーを実施する事業で、天栄村ふるさと夢学校に委託し実施しているものでございます。モニターツアーが2回の開催で参加人数は59名、オンラインツアーが4回の開催で延べ69名が参加いたしました。

続きまして、4目地域開発費、予算現額1,403万7,000円、支出済額1,370万7,608円、不用額32万9,392円。不用額につきましては、主に地域おこし協力隊の住居に係る光熱水費や電話料の不用額の積み上げによるものでございます。

1節報酬におきましては、有害鳥獣対策に従事している地域おこし協力隊2名に加え、昨年度より観光支援部門として新たに採用した1名の計3名の報酬684万円を支出しております。10節それから11節、次のページ、役務費におきましては、地域おこし協力隊に係る各活動経費等を支出してございます。12節委託料においては、湯本古民家の指定管理委託料22万5,000円を支出しております。こちらにつきましては、指定管理者として管理を行っていたNPO法人が令和4年1月に解散したことから、令和3年12月をもって指定管理を終了いたしております。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、予算現額981万円、支出済額963万7,912円、不用額17万2,088円。各期成同盟会及び協議会職員の人件費等に要する経費でございます。

不用額につきましては、次のページをご覧ください。18節負担金、補助及び交付金におきまして、国道118号道路改良促進期成同盟会の負担金が新型コロナウイルス感染拡大防止による活動自粛により繰越金が増加したため、請求がなかったことが主な要因となっております。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、予算現額1億6,907万1,000円、支出済額1億

4,715万8,417円、繰越明許費1,980万円、不用額211万2,583円。

繰越明許費につきましては、次のページの17節備品購入費におきまして、除雪車整備事業を翌年度へ繰り越したものでございます。

次に、不用額の主な理由につきましては、10節におきまして、公用車や部品の修繕が見込みより少なかったこと、12節委託料におきましては、敷砂利委託料及び除雪委託料が見込みより少なかったこと、13節使用料及び賃借料につきましては、緊急を要する重機借り上げが見込みより少なかったこと、14節工事請負費におきましては、維持工事等における請差などによるもの、15節原材料費におきましては、スノーポール及び凍結防止剤の購入額が見込みを下回ったことにより、不用額が生じたものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

また、主な事業といたしましては、除雪事業及び舗装打換工事、側溝敷設替工事や道路区画線工事を行い、交通安全施設や生活環境道路の整備に努めたところでございます。

2目道路新設改良費、予算現額1億7,256万7,000円、支出済額1億2,124万4,257円、繰越明許費5,053万3,000円、不用額78万9,743円。

繰越明許費につきましては、次のページになりますが、14節工事請負費におきまして、村道児渡滝田線道路改良工事及び村道飯豊赤坂線ほか通学路交通安全対策工事を翌年度へ繰り越したものでございます。

次に、不用額の主な理由につきましては、3節職員手当等におきまして、時間外勤務手当が見込みより少なかったこと、14節工事請負費におきまして、前年度から繰り越した社会資本整備総合交付金事業における黒沢2号橋の橋梁補修工事に不用額が生じたものや、舗装打換工事などによる請差によるものでございます。その他につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

また、主な事業といたしましては、12節委託料におきまして、橋梁長寿命化計画に基づき年次計画で実施しております橋梁詳細点検業務委託を40か所で実施いたしました。14節工事請負費におきましては、橋梁補修工事や舗装打換工事などを実施し、主要村道の整備に努めたところでございます。

3項河川費、1目河川費、予算現額7,089万円、支出済額5,243万2,396円、繰越明許費1,788万3,000円、不用額57万4,604円。

繰越明許費につきましては、次のページになりますが、14節工事請負費におきまして、二俣川河川浚渫工事を翌年度へ繰り越したものでございます。

次に、不用額の主な理由につきましては、14節工事請負費における請差によるものでございます。その他につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

また、主な事業といたしましては、河川の除草工事や緊急浚渫推進事業として細野川ほか

における測量設計業務委託及び浚渫工事を実施いたしまして、河川の浄化に努めたところでございます。

4項住宅費、1目住宅費、予算現額604万5,000円、支出済額603万6,037円、不用額8,963円。おおむね予算どおりの執行でございます。

主な事業といたしましては、12節委託料におきまして、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震診断の申請が1件ありまして実施したほか、18節負担金、補助及び交付金におきまして、空き家改修事業等補助金を3件交付いたしました。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 9款消防費、1項消防費、1日常備消防費、予算現額1億4,772万6,000円、支出済額1億4,772万6,000円、不用額ゼロ。須賀川地方広域消防組合の分担金でございます。予算どおりの執行でございます。

2目非常備消防費、予算現額1億431万7,000円、支出済額5,511万3,560円、翌年度繰越額4,870万4,000円、不用額49万9,440円。

不用額でございますが、次のページ、149ページ、10節需用費、消防団活動に係るガソリン代が見込額を下回ったものでございます。また、14節工事請負費でございますが、役場西側の防災備蓄倉庫改修事業等に係る請差等によるものでございます。

なお、翌年度繰越額につきましては、てんえいふるさと公園内の防災備蓄倉庫整備工事に係るものでございます。

主な支出としましては、てんえいふるさと公園内の防災備蓄倉庫整備に係る費用でございます。まず、12節の防災備蓄倉庫設計委託料、防災備蓄倉庫地質調査委託料、14節のてんえいふるさと公園内の防災備蓄倉庫整備工事、そのほか役場西側の防災備蓄倉庫の屋外ヤード整備のための改修工事でございます。

150ページをお願いします。

3目消防施設費、予算現額3,947万2,000円、支出済額3,927万1,650円、不用額20万350円。不用額につきましては、14節の消防施設工事の請差でございます。

主な支出でございますが、14節の消防施設工事請負費は、飯豊地内の防火水槽を耐震性防火水槽に更新したものでございます。また、17節の消防ポンプ自動車につきましては、下松本地区第2分団第5班のポンプ自動車を更新したものでございます。18節の水道事業会計負担金につきましては、老朽化した消火栓5か所の更新工事を行ったものでございます。

4目水防費、予算現額6,000円、支出済額ゼロ円、不用額6,000円。

5目防災行政無線管理費、予算現額585万3,000円、支出済額、578万8,137円、不用額6万4,863円。おおむね予算どおりの執行でございます。

主な支出でございますが、12節の防災行政無線保守点検委託料、14節の戸別受信機設置工

事請負費でございます。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 続きまして、10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、予算現額95万1,000円、支出済額89万2,585円、不用額5万8,415円。各節ともおおむね予算どおりの執行でございます。

2目事務局費、予算現額1億8,251万9,000円、支出済額1億7,589万7,698円、繰越明許費546万円、不用額116万1,302円。

3節、職員手当等の不用額につきましては、見込みを下回ったことによる各手当の積み上げによるものでございます。

次のページの7節報償費につきましては、天栄村立小中学校統合委員会による先進地視察を行い、取組事例の検証を行いました。

10節需用費の消耗機材につきましては、感染症対策として、補助金により各学校へ消毒用アルコールやマスクなどを購入いたしました。繰越明許費につきましては、国の補助事業である学校保健特別対策事業を活用し、感染症対策に必要なアルコール消毒液などを購入する費用を翌年度に繰越したものでございます。

次のページの12節委託料におきましては、下から3番目に記載の学習支援業務委託としてコロナ禍の中で学習面に不安を抱える中学3年生に民間塾から講師を派遣して補充学習を行いました。こども映画学校業務委託料につきましては、子どもたちのキャリア教育及びふるさと教育として、小中学生が本格的なプロの方々に指導を受けながら実際に映画を撮影し、それらを発表するまでの体験活動を実施しました。

17節備品購入費につきましては、前年の繰越事業として、児童・生徒1人1台のタブレット端末等の購入費を支出しております。繰越明許費につきましては、補助事業を活用し、感染症対策に必要な施設備品を購入する費用を翌年度に繰越したものでございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、次のページに記載の給食費等補助金として、給食食材費の保護者負担のうち3分の1を村から補助を実施しております。

2項小学校費、1目学校管理費、予算現額9,549万8,000円、支出済額9,260万8,783円、不用額288万9,217円。

主な不用額につきましては、1節報酬におきまして、会計年度任用職員の勤務日数が確定したことによる各職員報酬の積み上げにより不用となったものでございます。

次のページ、14節工事請負費の不用額につきましては、小学校空調機器改修工事の請負差額により不用となったものでございます。そのほか、各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

2目教育振興費、予算現額1,310万6,000円、支出済額1,291万1,139円、不用額19万4,861

円。不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。

次のページの12節委託料の小学生異文化体験事業委託料につきましては、小学生の全学年を対象にブリティッシュヒルズでの異文化体験を実施しております。そのほか、各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

3項中学校費、1目学校管理費、予算現額2,549万9,000円、支出済額2,518万255円、不用額31万8,745円。不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

166ページをお願いいたします。

2目教育振興費、予算現額1,427万8,000円、支出済額1,418万6,156円、不用額9万1,844円。不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。

12節委託料の中学生異文化体験事業委託料につきましては、中学2年生を対象にブリティッシュヒルズへの宿泊体験学習を実施しております。そのほか、ほぼ予算どおりの執行でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、予算現額1億289万7,000円、支出済額9,435万3,609円、繰越明許費787万3,000円、不用額67万391円。

不用額につきましては、1節報酬及び3節職員手当等におきまして、見込みを下回ったことによる不用額のそれぞれの積み上げによるものでございます。

次のページの10節需用費の消耗機材につきましては、感染症対策として、補助金により消毒用アルコールやマスクなどを購入しております。また、繰越明許費につきましては、国の補助事業である教育支援体制整備事業を活用し、感染症対策の消耗機材を購入する費用を翌年度に繰り越したものでございます。

次のページの12節委託料におきましては、通園バスを引き続き運行しております。

14節、工事請負費の繰越明許費につきましては、滑り台設置工事及びトイレ改修工事の費用を翌年度に繰り越したものであります。

18節備品購入費の繰越明許費につきましては、感染症対策に必要な施設備品を購入する費用を翌年度に繰り越したものであります。そのほか、各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、予算現額1,222万9,000円、支出済額1,211万479円、不用額11万8,521円。不用額につきましては、各節の積み上げによるものであり、ほぼ予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

2目生涯学習費、予算現額201万6,000円、支出済額188万1,450円、不用額13万4,550円。各種講座を開催する費用及び文化祭による支出で、各節ともほぼ予算どおりの執行ござい

ます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 3目湯本公民館費、予算現額118万2,000円、支出済額114万5,028円、不用額3万6,972円。こちらの経費につきましては、文化祭、各種講座、公民館運営に関する経費でございます。各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 4目文化財保護費、予算現額209万6,000円、支出済額170万7,790円、繰越明許費34万6,000円、不用額4万2,210円。

18節負担金、補助及び交付金におきましては、村指定文化財3件について保全のための補助金を支出しております。繰越明許費につきましては、1件分の補助金を翌年度に繰り越したものでございます。そのほか、各節とも予算どおりの執行でございます。

5目伝統文化施設費、予算現額502万8,000円、支出済額496万8,951円、不用額5万9,049円。各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

次のページになります。

6目生涯学習センター費、予算現額1,236万円、支出済額1,225万5,412円、不用額10万4,588円。次のページの14節工事請負費におきましては、執務室の改修工事を実施しております。そのほか、各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、予算現額409万円、支出済額401万9,873円、不用額7万127円。こちらは体育協会補助など各種体育事業に要する経費でございます。令和3年度の羽鳥湖マラソン大会は中止としております。各節ともおおむね予算どおりの執行でございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 2目湯本保健体育費、予算現額367万8,000円、支出済額149万9,008円、繰越明許費215万6,000円、不用額2万2,992円。こちらにつきましては、運動会、バレー大会、体育館に要する経費でございます。なお、運動会とバレー大会につきましては中止となりました。

繰越明許費でございますが、14節工事請負費の中で体育館の施設改修の経費を翌年に繰り越したものでございます。

主な事業としましては、10節需用費で体育館の漏水修理等を行いました。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 3目学校給食センター費、予算現額3,473万5,000円、支出済額3,420万1,701円、不用額53万3,299円。

不用額の主なものにつきましては、1節報酬におきまして、給食センター運営協議会を書面開催としたため委員報酬が不用になったものであります。

次のページの12節委託料の不用額につきましては、給食業務委託料の請負差額によりまして不要となったものであります。そのほか、各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

4目天栄体育施設費、予算現額5,904万5,000円、支出済額5,579万5,958円、不用額324万9,042円。

主な不用額につきましては、次のページの14節工事請負費におきまして、繰越事業であります屋内スポーツ運動場トイレ設置工事の請負差額によるものでございます。そのほか、屋内スポーツ運動場の空調機器設置工事などを実施しております。そのほかの予算につきましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、予算現額720万円、支出済額527万7,800円、不用額192万2,200円。

こちらは令和3年2月に発生した本県沖地震における災害復旧費として前年度から繰り越したもので、14節工事請負費におきまして、農地等災害復旧工事を5件、18節負担金、補助及び交付金におきましては、被災を受けた農地等において農業者が個人で復旧する場合、1か所当たり13万円以上40万円未満の工事であれば2分の1を補助する農地等災害復旧事業費補助金の申請が2か所ございまして交付したものでございます。不用額につきましては、前年度からの繰越事業における繰越し残でございます。

次のページをお願いいたします。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、予算現額2,350万1,000円、支出済額2,002万9,566円、不用額347万1,434円。

こちら令和3年2月に発生した本県沖地震における災害復旧費として前年度から繰り越したもので、補助災害復旧費として、村道沖内・久来石線の測量設計業務委託及び災害復旧工事と単独災害復旧工事で2件実施いたしました。不用額につきましては、前年度からの繰越事業における繰越し残でございます。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、予算現額178万3,000円、支出済額169万9,500円、不用額8万3,500円。

14節工事請負費において、2月の地震により被害を受けた天栄中学校及び幼稚園の復旧工事を行いました。ほぼ予算どおりの執行でございます。

続きまして、2目社会教育施設災害復旧費、予算現額486万1,000円、支出済額414万7,000円、不用額71万4,000円。

14節工事請負費において、同じく2月の地震により被害を受けた生涯学習センター及び天栄村体育館の復旧工事を行いました。不用額は、請負差額によるものでございます。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 4項その他公共・公用施設災害復旧費、1目公共施設・公用施設災害復旧費、予算現額60万8,000円。消防施設災害復旧工事請負費としまして、福島県沖地震により被災した上松本地区の防火水槽の復旧工事及び西郷地区の消防用ホース乾燥等の復旧工事費でございます。

12款公債費、1項公債費、1目元金、予算現額3億6,321万2,000円、支出済額3億6,321万1,433円、不用額567円。

2目利子、予算現額1,798万8,000円、支出済額1,798万6,611円、不用額1,389円。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

2目建物取得費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額344万1,000円、支出済額ゼロ円、不用額344万1,000円。

歳出合計59億8,803万5,000円、支出済額51億6,569万6,450円、繰越明許費7億3,129万8,000円、不用額9,104万550円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額54億244万5,797円、歳出総額51億6,569万6,450円、歳入歳出差引額2億3,674万9,347円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額7,819万2,000円、実質収支額1億5,855万7,347円。

一般会計の説明は以上でございます。

◎延会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

説明の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 2時06分）

9 月 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和4年9月天栄村議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年9月8日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 9号 令和3年度天栄村一般会計決算認定について
日程第 2 議案第10号 令和3年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について
日程第 3 議案第11号 令和3年度牧本財産区特別会計決算認定について
日程第 4 議案第12号 令和3年度大里財産区特別会計決算認定について
日程第 5 議案第13号 令和3年度湯本財産区特別会計決算認定について
日程第 6 議案第14号 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について
日程第 7 議案第15号 令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について
日程第 8 議案第16号 令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について
日程第 9 議案第17号 令和3年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について
日程第10 議案第18号 令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について
日程第11 議案第19号 令和3年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について
日程第12 議案第20号 令和3年度天栄村介護保険特別会計決算認定について
日程第13 議案第21号 令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第14 議案第22号 令和3年度天栄村水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田勝幸君	副村長	揚妻浩之君
教育長	久保直紀君	参事兼 総務課長	内山晴路君
参事兼 企画政策 課長兼会 計管理者	熊田典子君	税務課長	塚目弘昭君
参事兼 住民福祉 課長	小山富美夫君	産業課長	黒澤伸一君
建設課長	櫻井幸治君	湯支所 本長	星裕治君
教育課長	関根文則君		

職務のため出席した者の職氏名

議事 局長	北嶋さつき	書記	小針陽平
書記	森		歩

◎開議の宣告

- 議長（服部 晃君） おはようございます。
ただいまより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。
よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

- 議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。
-

◎議案第9号～議案第22号の説明

- 議長（服部 晃君） 日程第1、議案第9号 令和3年度天栄村一般会計決算認定についてから日程第14、議案第22号 令和3年度天栄村水道事業会計決算認定についてまで、一括議題となっておりますので、昨日に引き続き議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

- 参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） おはようございます。

それでは、決算書の200ページをお願いいたします。

議案第10号 令和3年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

事業勘定、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、予算現額1億1,898万5,000円、調定額1億6,969万4,215円、収入済額1億2,255万194円、収入未済額4,714万4,021円。

2目退職被保険者等国民健康保険税、予算現額6,000円、調定額、収入額ともにゼロ。

1款の収入未済の内訳でございますが、令和3年度主要施策の成果102ページをお願いいたします。主要施策の成果102ページのほうに国民健康保険特別会計の収入未済額の内訳を掲載させていただいております。102ページでございます。こちらに収入未済額の内訳を計上しておりますので、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、1目の一般被保険者国民健康保険税のうち、1節医療給付費現年課税分383万2,466円の収入未済額がございます。こちらは59世帯、222件分でございます。続きまして、2節後期高齢者支援金分現年課税分でございますが、136万2,774円の収入未済でございます、

こちら59世帯、222件分でございます。3節介護納付金分現年課税分でございますが、67万6,003円の収入未済でございます。こちらは35世帯、136件分でございます。4節医療給付費分滞納繰越分でございますが、2,820万6,052円でございます。96世帯、延べ1,699件分でございます。5節後期高齢者支援金分滞納繰越分でございますが、823万2,164円の収入未済でございます。こちらは93世帯、延べ1,475件分でございます。6節介護納付金分滞納繰越分でございますが、こちらは483万4,562円の収入未済でございます。65世帯、延べ1,293件分でございます。

2目の退職被保険者等国民健康保険税でございますが、こちらはいずれも収入未済額はございませんので、割愛をさせていただきます。

申し訳ありませんが、決算書の200ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、予算現額5万円、調定額、収入済額ともに4万7,740円。こちらは、滞納者から徴収いたしました督促手数料でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金、予算現額3,000円、調定額、収入済額ともに3,000円。

202ページをお願いいたします。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、予算現額4億8,309万3,000円、調定額、収入済額ともに4億5,303万6,810円。こちらは、保険給付に対する普通交付金と、村の財政状況や事業等に応じた特別交付金の2種類がございます。

2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、予算現額101万5,000円、調定額、収入済額ともに101万4,711円。こちらは、療養給付費国庫負担金の子ども医療費助成分の減額調整に対する福島県の補助金でございます。

2項財政安定化基金交付金、1目財政安定化基金交付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、予算現額2,000円、調定額、収入済額ともに3,100円。こちらは、国民健康保険基金の利息分でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額4,549万3,000円、調定額、収入済額ともに4,419万7,691円。こちらは、一般会計から通常経費分、子どもの医療費の国保被保険者分、また、保険基盤財政安定分として繰入れされております。

2項基金繰入金、1目国保基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。204ページをお願いいたします。

7款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金、予算現額5,579万7,000円、調定額、収入済額ともに5,579万7,300円。こちらは、前年度からの繰越金でございます。

8款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金、予算現額4,000円、

調定額、収入済額ともに3,900円。

2目退職被保険者等延滞金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3目一般被保険者加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4目退職被保険者等加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項村預金利子、1目村預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに38円。こちらは、高額療養費基金の利息分でございます。

3項雑入、1目滞納処分費、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目一般被保険者第三者納付金、予算現額4万5,000円。調定額、収入済額ともに4万4,170円。こちらは、交通事故等により発生した被害者の医療給付分を加害者に請求し、回収した納付金でございます。令和3年度は3件分を回収いたしました。

3目退職被保険者等第三者納付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

次のページをお願いいたします。

4目一般被保険者返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5目退職被保険者等返納金、予算現額3,000円、調定額、収入済額ともに2,034円。こちらは、退職被保険者が受けた保険給付の過誤による返納金でございます。

6目雑入、予算現額13万2,000円、調定額、収入済額ともに13万2,845円。こちらは、国保診療報酬の過誤により納付されたものでございます。

9款市町村債、1項財政安定化基金貸付金、1目財政安定化基金貸付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入合計、予算現額7億463万9,000円、調定額7億2,397万7,563円、収入済額6億7,683万3,542円、収入未済額4,714万4,021円。

208ページをお願いいたします。

続きまして歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額370万3,000円、支出済額337万8,568円、不用額32万4,432円。不用額につきましては、12節の電算委託料におきまして受診件数が見込みより少なかったため生じたものでございます。そのほかに関しましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

2目連合会負担金、予算現額83万6,000円、支出済額77万8,550円、不用額5万7,450円、ほぼ予算どおりの執行でございます。

2項徴税费、1目賦課徴収費、予算現額280万円、支出済額278万3,694円、不用額1万6,306円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

3項運営協議会費、1目運営協議会費、予算現額16万5,000円、支出済額10万1,000円、不

用額6万4,000円。こちらは、国保運営協議会に要する経費でございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

210ページをお願いいたします。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、予算現額9万7,000円、支出済額8万3,542円、不用額1万3,458円。こちらは、国保事業の普及に要する経費でございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、予算現額3億9,802万8,000円、支出済額3億7,394万9,908円、不用額2,407万8,092円。こちらは、一般の国保被保険者が診療を受けた際の一部負担金を除いた医療費でございます。

2目退職被保険者等療養給付費、予算現額10万円、支出済額ゼロ、不用額10万円。こちらは、退職被保険者が診療を受けた際の一部負担金を除いた医療費でございます。対象者がいなかったため10万円の不用となりました。

3目一般被保険者療養費、予算現額302万6,000円、支出済額251万5,975円、不用額51万2500円。こちらは、一般の国保被保険者の柔道整復や補装具の費用から一部負担金を除いた医療費でございます。

4目退職被保険者等療養費、予算現額3万円、支出済額ゼロ、不用額3万円。こちらは、退職被保険者の柔道整復師等の医療費でございます。対象者がいなかったため不用額が残ったものでございます。

1目と3目の不用額につきましては、各給付費が見込みを下回ったことが要因でございます。

続きまして、5目審査支払手数料、予算現額151万4,000円、支出済額144万7,082円、不用額6万6,918円。こちらは、各医療機関の請求を審査していただくための手数料でございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、次のページでございます。予算現額4,654万3,000円、支出済額4,418万2,400円、不用額236万2,976円。こちらにつきましては、次のページにおきまして療養費が見込みを下回ったことが要因でございます。

2目退職被保険者等高額療養費、予算現額10万円、支出済額ゼロ、不用額10万円。不用額につきましては、該当者がいなかったため、支出がなかったことが要因でございます。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、予算現額5万1,000円、支出済額5万997円、不用額3円。予算どおりの執行でございます。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。不用額につきましては、該当者がいなかったため支出がなかったことが要因でございます。

3項移送費、1目一般被保険者移送費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

2目退職被保険者等移送費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。1目、2目とも該当者がいなかったため支出がございませんでした。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、予算現額42万円、支出済額42万円、不用額ゼロ。こちらは、国保の出産費用に対する一時金でございまして、1件分の支出でございました。予算どおりの執行でございます。

214ページをお願いいたします。

2目審査支払手数料、予算現額2,000円、支出済額210円、不用額1,790円。こちらは、出産育児一時金の審査に係る手数料でございます。1件分の支出でございました。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、予算現額75万円、支出済額70万円、不用額5万円。こちらは、国保の葬祭費でございます。昨年度は14件分の支出でございました。

6項傷病手当金、1目傷病手当金、予算額20万円、支出済額ゼロ、不用額20万円。こちらは、対象者がいなかったため支出がございませんでした。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分、予算現額1億2,774万8,000円、支出済額1億2,774万7,109円、不用額891円。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、予算現額3,900万2,000円、支出済額3,900万1,523円、不用額477円。

3項介護納付金分、1目介護納付金分、予算現額1,732万4,000円、支出済額1,732万3,365円、不用額635円。

この3款につきましては、県から提示された納付額を納付するものでございまして、予算どおりの執行でございます。

216ページをお願いいたします。

4款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円でございます。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、予算現額983万4,000円、支出済額882万4,564円、不用額100万9,436円。こちらは、主に国保被保険者の健診等に要する経費でございました。こちらの不用額につきましては、10節需用費におきまして、健診用の消耗器材が見込みより少なかったため、また11節の役務費におきましては、受診券の郵送部数が予定より少なかったため、12節の委託料におきましては、特定健康診査の施設検診の受診者が見込みを下回ったことが要因でございます。

続きまして、2項保健事業費、1目保健衛生普及費、予算現額73万6,000円、支出済額54万4,640円、不用額19万1,360円。こちらの不用額につきましては、10節の需用費におきまして健康カレンダーの制作費が見込みを下回ったことが要因でございます。

次のページをお願いいたします。

2目疾病予防費、予算現額353万1,000円、支出済額327万8,805円、不用額25万2,195円。こちらの不用額につきましては、人間ドック委託料が見込みを下回ったことが要因でございます。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目国保基金積立金、予算現額4,000円、支出済額3,100円、不用額900円。こちらは、国保基金の利息分を積み立てるものでございます。

7款公債費、1項公債費、1目元金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

2目利子、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

2項財政安定化基金償還金、1目財政安定化基金償還金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、予算現額100万円、支出済額29万5,250円、不用額70万4,760円。こちらは、被保険者の資格を遡って喪失させた場合の保険税の還付金で、見込みを下回ったため生じたものでございます。

2目退職被保険者等保険税還付金、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

220ページをお願いいたします。

3目償還金、予算現額7万円、支出済額7万円、不用額ゼロ。こちらは、令和2年度の災害臨時特例補助金等の精算による返還金でございます。

4目小切手支払未済償還金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

5目一般被保険者還付加算金、予算現額3万円、支出済額1,500円、不用額2万8,500円。こちらは、保険税を還付した際の加算金でございます。

6目退職被保険者等還付加算金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

7目保険給付費等交付金償還金、予算現額39万6,000円、支出済額39万6,000円、不用額ゼロ。こちらは、令和2年度特定健康診査分の交付金の精算による返還金でございます。

2項延滞金、1目延滞金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

3項繰出金、1目一般会計繰出金、予算現額18万1,000円、支出済額17万6,000円、不用額5,000円。

続きまして、2目診療施設勘定繰出金、予算現額1,354万7,000円、支出済額1,354万7,000円、不用額ゼロ。こちらは、県からの特別調整交付金のうち、へき地直診運営費分を繰り出した分でございます。

9款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額3,283万3,000円、支出済額ゼロ、不用額3,283万3,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出合計、予算現額7億463万9,000円、支出済額6億4,159万8,396円、不用額6,304万604

円。

224ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額6億7,683万3,542円、2、歳出総額6億4,159万8,396円、3、歳入歳出差引額3,523万5,146円、5、実質収支額、同額でございます。

続きまして、226ページをお願いいたします。

診療施設勘定、歳入、1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、予算現額256万円、調定額、収入済額ともに254万9,189円。こちらは、診療所で受診した方々のうち、国保に加入されていた方々の診療報酬でございます。

2目社会保険診療報酬収入、予算現額175万7,000円、調定額、収入済額ともに203万9,346円。こちらは、社会保険に加入されていた方々の診療報酬でございます。

3目後期高齢者診療報酬収入、予算現額1,002万2,000円、調定額、収入済額ともに993万388円。こちらは、後期高齢者の方の診療報酬でございます。

4目一部負担金収入、予算現額265万4,000円、調定額、収入済額ともに266万1,930円。こちらは、診療所で受診した方々の一部負担金でございます。

5目その他の診療報酬収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、予算現額20万9,000円、調定額、収入済額ともに37万7,555円、こちらは、主に保険適用しなかった方々の自費診療代と各種健診の受託費でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、予算現額8万2,000円、調定額、収入済額ともに10万300円。こちらは、診断書等の文書等を発行した際の手数料でございます。

3款寄付金、1項寄付金、1目寄付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額2,066万6,000円、調定額、収入済額ともに2,588万8,267円。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、予算現額1,354万7,000円、調定額、収入済額ともに1,354万7,000円。

3項介護保険特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

次のページをお願いいたします。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額940万2,000円、調定額、収入済額ともに940万2,674円。こちらは、前年度からの繰越金と繰越明許費の繰越金でございます。

続きまして、6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額100万5,000円、調定額、収入済額ともに101万1,998円。こちらは、薬の容器代と任意のインフルエンザ等の予防接種代でござ

ございます。

歳入合計、予算現額6,190万7,000円、調定額、収入済額ともに6,750万8,647円でございます。

230ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、予算現額3,495万2,000円、支出済額3,460万9,487円、不用額34万2,513円。こちらは、診療所の施設等に要する経費でございます。不用額につきましては、232ページをお願いいたします。10節需用費の中の修繕費におきまして、請け差が生じたため、また、11節の役務費の委託料について電話代が見込みを下回ったことが要因でございます。こちらのほう、修繕でございますが、診療所の待合室の床の修繕を行ったものでございます。

続きまして、2 項研究研修費、1 目研究研修費、予算現額7万7,000円、支出済額6,270円、不用額7万730円。こちらは、医師の研修等に要する経費でございます。不用額につきましては、医師の参考図書の購入が少なかったことが要因でございます。

2 款医業費、1 項医業費、1 目医療用機械器具費、予算現額311万8,000円。支出済額242万8,734円、不用額68万9,266円。こちらは、診療所内の医療機器等に要する経費でございます。不用額につきましては、次のページ17備品購入費でございますが、令和2年度からの繰越明許費で購入した医療器具に請け差が生じたことが主な要因でございます。昨年度は分包機と滅菌器を購入いたしました。

2 目医療用消耗器材費、予算現額30万1,000円。支出済額20万3,155円、不用額9万7,845円。こちらは、診療所内で使用するレントゲンフィルムや注射器等の消耗器材を購入する経費でございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

3 目医薬品衛生材料費、予算現額904万円、支出済額805万8,674円、不用額98万1,326円。こちらは、患者さんに提供する薬剤等の購入に要する経費でございます。不用額につきましては、購入数が見込みを下回ったことが要因でございます。

4 目委託料、予算現額30万円、支出済額14万4,787円、不用額15万5,213円。こちらは、診療所内での血液等の検査の委託に要する経費でございます。不用額につきましては、検査数が見込みより少なかったものが主な要因でございます。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額1,411万9,000円、支出済額ゼロ、不用額1,411万9,000円。

歳出合計、予算現額6,190万7,000円、支出済額4,551万1,107円、不用額1,645万5,893円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額6,750万8,647円、2、歳出総額4,545万1,107円、3、歳入歳出差引額2,205万7,540円。5、実質収支額、同額でございます。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） 242ページをお願いいたします。

議案第11号 令和3年度牧本財産区特別会計決算認定について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2項県委託金、1目県委託金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1,000円。

2目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに346円。

3款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額58万8,000円、調定額、収入済額ともに58万8,635円。前年度の繰越金の確定によるものでございます。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額49万9,000円、調定額、収入済額ともに同額でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額241万5,000円、調定額、収入済額ともに251万4,981円、こちらにつきましては、東京電力送電線下の接近樹木の伐採補償料と、線下補償料でございます。

歳入合計、予算現額350万7,000円、調定額、収入済額ともに360万3,962円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額243万8,000円、支出済額235万8,403円、不用額7万9,597円。こちらは、管理会委員報酬、会議費及び基金積立金などでございます。

2目財産管理費、予算現額83万5,000円、支出済額74万2,826円、不用額9万2,174円。おおむね予算どおりの執行でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額23万4,000円、支出済額ゼロ円、不用額23万4,000円。

歳出合計、予算現額350万7,000円、支出済額310万1,229円、不用額40万5,771円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額360万3,962円、歳出総額310万1,229円、歳入歳出差引額50万2,733円、実質収支額、同額でございます。

牧本財産区特別会計についての説明は以上でございます。

続きまして、252ページをお願いいたします。

議案第12号 令和3年度大里財産区特別会計決算認定について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに160円。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額4万5,000円、調定額、収入済額ともに4万5,275円。前年度繰越金の確定によるものでございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額27万2,000円、調定額、収入済額ともに同額でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

歳入合計、予算現額32万1,000円、調定額、収入済額ともに31万7,435円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額26万3,000円、支出済額19万2,519円、不用額7万481円。こちらは、管理会委員報酬及び会議費などがございます。

2目財産管理費、予算現額4万8,000円、支出済額3万168円、不用額1万7,832円。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

歳出合計、予算現額32万1,000円、支出済額22万2,687円、不用額9万8,313円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額31万7,435円、歳出総額22万2,687円、歳入歳出差引額9万4,748円、実質収支額、同額でございます。

大里財産区特別会計につきましては、以上でございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 262ページをご覧ください。

議案第13号 令和3年度湯本財産区特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入

額ともにゼロ円でございます。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、予算現額3,000円、調定額、収入済額ともに3,720円でございます。これにつきましては、電柱用地の貸付収入でございます。

2 目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1円でございます。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

2 目生産物売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

2 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額60万円、調定額、収入済額ともに60万円でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額35万4,000円、調定額、収入済額ともに35万3,855円でございます。

歳入合計、予算現額96万2,000円、調定額、収入済額ともに95万7,576円でございます。

次のページをお開きください。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額20万円、支出済額19万6,121円、不用額3,779円でございます。こちらは、財産区の委員報酬等に係る経費でございます。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

2 款事業費、1 項財産造成費、1 目造林振興費、予算現額4万円、支出済額ゼロ円。こちらにつきましては、つる切りを予定しておりましたが、天候の関係で中止となり、執行いたしませんでした。

3 款諸支出金、1 項繰出金、1 目繰出金、予算現額63万1,000円、支出済額63万175円、不用額825円でございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額9万1,000円、支出済額ゼロ円、不用額9万1,000円でございます。

歳出合計、予算現額96万2,000円、支出済額82万6,396円、不用額13万5,604円でございます。

次のページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額95万7,576円、2、歳出総額82万6,396円、3、歳入歳出差引額13万1,180円、実質収支額、同額でございます。

以上でございます。

○議長（服部 晃君） ここで暫時休議いたします。11時まで休みます。

(午前10時45分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時00分)

[産業課長 黒澤伸一君登壇]

○産業課長（黒澤伸一君） 272ページをお開きください。

議案第14号 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目商工費補助金、予算現額1,000円、調定額収入済額ともにゼロ。

2款財産収入、1項財産収入、1目土地売払収入、予算現額1億9,537万2,000円、調定額、収入済額ともに1億9,537万2,500円です。こちらは、工業団地内に新規で進出企業があったため、土地の売払いをしたものの収入でございます。

2項財産運用収入、1目財産運用収入、予算現額3,013万3,000円、調定額、収入済額ともに3,013万3,944円。こちらにつきましては工業団地内の企業への土地の貸付収入でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともにゼロ。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額688万2,000円、調定額、収入済額ともに688万2,965円でございます。こちらは、前年度の繰越金でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入の合計、予算現額2億3,238万9,000円、調定額、収入済額ともに2億3,238万9,409円。次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額2億2,761万4,000円、支出済額2億1,715万2,290円、不用額1,046万1,710円。こちらは、ハイテク大山工業団地の維持管理及び販売促進に係る経費でございます。12節委託料におきましては、団地内の草刈りなどの環境整備等のほか、企業の新規立地箇所の地質調査の委託に392万4,800円、また、駐車場測量業務等に451万円、新規企業に分譲するための登記委託料に237万6,716円を支出いたしました。不用額につきましては、登記委託料について想定を下回ったため不用となったものでございます。14節工事請負費においては、新規立地企業の進入箇所への2か所の進入路の取付け、道路設置工事に568万400円、駐車場の造成工事に2,430万2,300円を支出しております。こちらにも不用額につきましては、駐車場の工事が冬季間であり完了が年度末の完成

であったため、請け差が生じたものでございます。21節補償補填及び賠償金は、駐車場の造成に係る支障電柱の移転補償料58万2,500円支出しております。27節繰出金においては、一般会計に1億7,338万4,000円を繰り出しております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額477万5,000円、支出済額ゼロ、不用額477万5,000円。

歳出合計、予算現額2億3,238万9,000円、支出済額2億1,715万2,290円、不用額1,523万6,710円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額2億3,238万9,409円、2、歳出総額2億1,715万2,290円、3、歳入歳出差引額1,523万7,119円、5、実質収支額、同額でございます。

説明は以上でございます。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 282ページをお願いいたします。

議案第15号 令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目加入分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額1,007万1,000円、調定額1,264万9,197円、収入済額1,001万5,527円、収入未済額263万3,670円。収入未済額につきましては、別冊の主要施策の成果116ページをご覧ください。収入未済額の内訳でございますが、現年度排水処理施設使用料31万2,950円、13名、78件、過年度排水処理施設使用料232万720円、14名、637件でございます。

歳入歳出決算書へお戻り願います。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、予算現額7,000円、調定額、収入済額ともに6,449円。基金利子でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額377万2,000円、調定額、収入済額ともに377万2,956円。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに4万8,400円。こちらは、原子力災害の損害賠償金でございます。

歳入合計、予算現額1,385万3,000円、調定額1,647万7,002円、収入済額1,384万3,332円、

収入未済額263万3,670円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額1,238万1,000円、支出済額1,073万7,773円、不用額164万3,227円。不用額の主な理由につきましては、10節需用費におきまして緊急を要する施設修繕が少なかったことや、14節工事請負費においても緊急を要する維持工事がなかったことから、不用額が生じたものでございます。また、27節繰出金につきましては、農業集落排水事業と事務を兼務しておりますので、職員人件費分として、農業集落排水事業特別会計へ按分により支出しております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額147万2,000円、支出済額ゼロ円、不用額147万2,000円。

歳出合計、予算現額1,385万3,000円、支出済額1,073万7,773円、不用額311万5,227円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額1,384万3,332円、歳出総額1,073万7,773円、歳入歳出差引額310万5,559円、実質収支額、同額でございます。

続きまして、292ページをお願いいたします。

議案第16号 令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目農林水産使用料、予算現額6,294万2,000円、調定額7,653万6,754円、収入済額6,282万3,144円、収入未済額1,371万3,610円。収入未済額につきましては、別冊の主要施策の成果119ページをご覧ください。収入未済額の内訳でございますが、現年度排水処理施設使用料143万2,000円、56名、329件、過年度排水処理施設使用料1,228万1,610円、66名、2,649件でございます。

歳入歳出決算書へお戻りください。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目農林水産業国庫補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

3款県支出金、1項県補助金、1目農林水産業県補助金、予算現額1,300万1,000円、調定額、収入済額ともに1,300万円。前年度から繰り越しました最適化整備構想策定業務に伴う県補助金でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額1億2,642万7,000円、調定額、収入済額ともに1億2,642万7,000円。

2目大山地区排水処理施設事業特別会計繰入金、予算現額157万1,000円、調定額、収入済額ともに157万1,000円。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額2,080万6,000円、調定額、収入済額ともに2,080万6,199円。

6 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目工事負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

7 款諸収入、1 項雑入、次のページをお願いいたします。1 目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに35万900円。原子力災害の損害賠償金でございます。

2 項加入金、1 目加入金、予算現額12万円、調定額、収入済額ともに24万円。新規加入 2 件分の収入でございます。

8 款村債、1 項村債、1 目事業債、予算現額300万円、調定額、収入済額ともに300万円。
歳入合計、予算現額 2 億2,787万円、調定額 2 億4,193万1,853円、収入済額 2 億2,821万8,243円、収入未済額1,371万3,610円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額8,904万円、支出済額 8,460万4,839円、不用額443万5,161円。不用額の主な理由につきましては、10節事業費におきまして緊急を要する施設修繕が少なかったこと、11節役務費においては、し尿・汚泥汲取り料が見込みより少なかったこと、次のページをお願いいたします。14節工事請負費においては、緊急を要する維持工事が少なかったことにより、不用額が生じたものでございます。22節償還金利子及び割引料につきましては、事業債の利子償還金でございます。また、26節公課費につきましては、消費税及び地方消費税を支出したものでございます。

2 款事業費、1 項農業集落排水事業費、1 目農業集落排水事業費、予算現額 1 億3,194万4,000円、支出済額 1 億3,104万7,312円、不用額89万6,688円。不用額の主な理由につきましては、12節委託料におきまして、前年度から繰り越した最適整備構想策定業務委託に不用額が生じたものでございます。また、委託料では、地方公営企業法の適用範囲が拡大することにより、令和 5 年度までに公営企業会計へ移行を行うため、公営企業会計法適用化業務委託を実施しております。22節償還金利子及び割引料につきましては、事業債の元金償還金でございます。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額688万6,000円、支出済額ゼロ円、不用額 688万6,000円。

歳出合計、予算現額 2 億2,787万円、支出済額 2 億1,565万2,151円、不用額1,221万7,849円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額 2 億2,821万8,243円、歳出総額 2 億1,565万2,151円、歳入歳出差引額1,256万

6,092円、実質収支額、同額でございます。

続きまして、306ページをお願いいたします。

議案第17号 令和3年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額61万円、調定額81万716円、収入済額72万3,884円、収入未済額8万6,832円。収入未済額につきましては、別冊の主要施策の成果122ページをご覧ください。収入未済額の内訳につきましては、過年度使用料でございます、8万6,832円、1名、47件でございます。

歳入歳出決算書へお戻り願います。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額103万9,000円、調定額、収入済額ともに103万9,000円。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額85万5,000円、調定額、収入済額ともに85万5,090円。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに3,384円。原子力災害の損害賠償金でございます。

歳入合計、予算現額250万6,000円、調定額270万8,190円、収入済額262万1,358円、収入未済額8万6,832円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、予算現額215万6,000円、支出済額133万5,251円、不用額82万749円。不用額の主な理由につきましては、10節需用費におきまして緊急を要する施設修繕がなかったことによるもの、12節委託料において水質検査が見込みより下回ったこと、14節工事請負費において漏水等の緊急を要する工事が少なかったことから不用額が生じたものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額35万円、支出済額ゼロ円、不用額35万円。

歳出合計、予算現額250万6,000円、支出済額133万5,251円、不用額117万749円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額262万1,358円、歳出総額133万5,251円、歳入歳出差引額128万6,107円、実質収支額、同額でございます。

続きまして、316ページをお願いいたします。

議案第18号 令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について、歳入歳出決算事

項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2項分担金、1目加入分担金、予算現額3万円、調定額、収入済額ともに3万円。新規加入1件分でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額575万円、調定額560万6,084円、収入済額537万3,698円、収入未済額23万2,386円。収入未済額につきましては、別冊の主要施策の成果124ページをご覧願います。収入未済額の内訳は、現年度使用料分8万9,036円、5名、13件、過年度使用料14万3,350円、4名、30件でございます。

歳入歳出決算書へお戻り願います。

2項手数料、1目施設手数料、予算現額2,000円、調定額、収入済額ともに2,500円。新規1件分の設計審査手数料でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目保健衛生費補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額456万1,000円、調定額、収入済額ともに456万1,000円。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額420万円、調定額、収入済額ともに420万383円。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,747万8,000円、調定額1,661万9,152円、収入済額120万7,965円、収入未済額1,541万1,187円。収入未済額につきましては、国道118号道路橋梁整備事業に係る県補償費の翌年度繰越し分でございます。また、原子力災害損害賠償金及び県からの補償金として、令和2年度分の仮設配水管賃借料を収入しております。

7款村債、1項村債、1目事業債、予算現額200万円、調定額、収入済額ともに200万円。
次のページをお願いいたします。

歳入合計、予算現額3,402万3,000円、調定額3,301万9,119円、収入済額1,737万5,546円、収入未済額1,564万3,573円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、予算現額946万3,000円、支出済額765万3,543円、不用額180万9,457円。不用額的主要理由につきましては、10節需用費におきまして緊急を要する施設修繕がなかったことや、水道水の消毒液である塩素の購入が在庫使用等により見込みより少なかったことによるもの、14節工事請負費におきましては、漏水等の緊急を要する工事が少なかったことによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりでございます。

次のページをお願いいたします。

2款事業費、1項簡易水道事業費、1目簡易水道事業費、予算現額2,367万円、支出済額328万9,000円、繰越明許費2,027万9,000円、不用額10万2,000円。繰越明許費につきましては、国道118号道路橋梁整備事業における仮設配水管賃借料及び村道原ノ下河内線配水管移設工事を翌年度へ繰り越したものでございます。12節委託料につきましては、地方公営企業法の適用範囲が拡大することにより、令和5年度までに公営企業会計への移行を行うため、公営企業会計法適用化業務委託を実施しております。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額89万円、支出済額ゼロ円、不用額89万円。歳出合計、予算現額3,402万3,000円、支出済額1,094万2,543円、繰越明許費2,027万9,000円、不用額280万1,457円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額1,737万5,546円、歳出総額1,094万2,543円、歳入歳出差引額643万3,003円。翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額400万円、実質収支額243万3,003円でございます。続きまして、330ページをお願いいたします。

議案第19号 令和3年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額61万3,000円、調定額、収入済額ともに62万4,800円。現年度排水処理施設使用料でございます。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額128万2,000円、調定額、収入済額ともに128万2,837円。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額29万7,000円、調定額、収入済額ともに29万7,000円。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1万2,100円。原子力災害の損害賠償金でございます。

歳入合計、予算現額219万3,000円、調定額、収入済額ともに221万6,737円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額166万1,000円、支出済額116万6,978円、不用額49万4,022円。不用額につきましては、10節需用費におきまして緊急を要する施設修繕費が少なかったことによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額53万2,000円、支出済額ゼロ円、不用額53万2,000円。

歳出合計、予算現額219万3,000円、支出済額116万6,978円、不用額102万6,022円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額221万6,737円、歳出総額116万6,978円、歳入歳出差引額104万9,759円、実質収支額、同額でございます。

説明は以上でございます。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 340ページをお願いいたします。

議案第20号 令和3年度天栄村介護保険特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、予算現額1億4,468万円、調定額、1億4,942万6,880円、収入済額1億4,612万3,500円、収入未済額330万3,380円。こちらは、65歳以上の被保険者から徴収する保険料でございます。収入未済の内訳でございますが、別冊の令和3年度主要施策の成果129ページをお願いいたします。129ページの下に、収入未済額の内訳を掲載させていただいております。まず節でございますが、1節の現年度分特別徴収保険料は未済がございました。2節の現年度分普通徴収保険料51万3,240円の未済でございますが、12名で12件分でございます。続きまして、3節の滞納繰越分普通徴収保険料でございますが、こちら279万140円の未済でございますが、28名分、38件分が未済となっているところでございます。失礼しました。28名、37件分が未済でございます。大変失礼いたしました。

決算書のほうにお戻りいただきたいと思っております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目督促手数料、予算現額1万8,000円、調定額、収入済額ともに1万2,150円。こちらは、滞納者から徴収した督促手数料でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、予算現額1億717万4,000円、調定額、収入済額ともに1億717万6,800円。こちらは、介護サービスに要する経費のうち、国の負担分でございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金、予算現額4,015万円、調定額、収入済額ともに4,015万円。

続きまして、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額608万1,000円、調定額、収入済額ともに787万2,370円。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、予算現額315

万8,000円、調定額、収入済額ともに315万8,378円。

4目保険者機能強化推進交付金、予算現額97万4,000円、調定額、収入済額ともに97万4,000円。

次のページをお願いいたします。

5目保険者努力支援交付金、予算現額105万円、調定額、収入済額ともに105万円。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、予算現額1億6,429万5,000円、調定額、収入済額ともに1億6,429万5,720円。

2目地域支援事業支援交付金、予算現額727万3,000円、調定額、収入済額ともに761万1,000円。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、予算現額9,355万円、調定額、収入済額ともに9,355万円。こちらは、各介護サービスに要する経費のうち、県の負担分でございます。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額380万円、調定額、収入済額ともに380万856円。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、予算現額157万9,000円、調定額、収入済額ともに157万9,188円。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに95円。こちらは、介護給付費準備基金の利息分でございます。

次のページをお願いいたします。

2項財産売払収入、1目財産売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目物品売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、予算現額7,831万3,000円、調定額、収入済額ともに7,831万3,000円。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額380万円、調定額、収入済額ともに380万円。

3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、予算現額157万9,000円、調定額、収入済額ともに157万9,000円。

4目低所得者保険料軽減繰入金、予算現額779万7,000円、調定額、収入済額ともに779万7,800円。

5目その他一般会計繰入金、予算現額544万7,000円、調定額、収入済額ともに544万7,000円。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額1,405万4,000円、調定額、収入済額ともに1,405万4,803円。前年度からの繰越金でございます。

9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目第1号被保険者加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項預金利子、1目預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3項雑入、1目滞納処分費、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目第三者納付金、予算現額1,000円。調定額、収入済額ともにゼロ。

3目返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4目雑入、予算現額2万2,000円、調定額、収入済額ともに2万2,750円。こちらは、令和3年度から介護保険特別会計で実施した一般介護予防事業の中の水中ウォーキング事業の参加料でございます。

歳入合計、予算現額6億8,480万7,000円、調定額6億9,167万1,790円、収入済額6億8,836万8,410円、収入未済額330万3,380円。

348ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額37万2,000円、支出済額2,023万6,930円、不用額13万5,070円。不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。

2項徴収費、1目賦課徴収費、予算現額17万5,000円、支出済額15万8,236円、不用額1万6,664円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、予算現額250万4,000円、支出済額228万8,000円、不用額21万6,000円。介護認定審査会に係る経費でございます。不用額につきましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして岩瀬地方介護認定審査会に負担金が計上されておりますが、この審査会に要する経費が見込みより少なかったため負担金も少なくなったことが要因でございます。

2目認定調査等費、予算現額225万5,000円、支出済額205万9,300円、不用額19万5,700円。こちらは、介護認定審査会に提出する介護申請者の状況を調査する経費でございます。不用額につきましては、調査対象者が予定より少なく、一緒に作成していただく意見書が見込みより少なかったことが主な要因でございます。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、予算現額2,000円、支出済額ゼロ、不用額2,000円。こ

こちらは、介護保険の内容を周知普及させるための費用でございます。不用額につきましては、介護保険普及用のパンフレットの在庫があったため、令和3年度は購入を控えたことが要因でございます。

次のページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、予算現額1億7,365万8,000円、支出済額1億6,654万4,438円、不用額711万3,562円。こちらは、要介護の方が利用できるサービスのうち、主に在宅サービス等に要した経費でございます。不用額につきましては、各種サービスの件数が見込みより少なかったことが要因でございます。

2目特例居宅介護サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

3目地域密着型介護サービス給付費、予算現額5,758万9,000円、支出済額5,293万9,017円、不用額464万9,983円。こちらは、要介護の方が利用できるサービスのうち、通所介護サービス等に要した経費でございます。不用額につきましては、各種サービス件数が見込みより少なかったことが要因でございます。

4目特例地域密着型介護サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

5目施設介護サービス給付費、予算現額3億600万円、支出済額2億9,864万8,146円、不用額735万1,854円。こちらは、要介護の方が利用できるサービスのうち、日常的に介護が必要な方が施設等に入所して受けるサービス等に要した経費でございます。不用額につきましては、各種サービス件数が見込みより少なかったことが要因でございます。

6目特例施設介護サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

次のページをお願いいたします。

7目居宅介護福祉用具購入費、予算現額47万6,000円、支出済額47万5,164円、不用額836円。こちらは、要介護の方が排せつや入浴などレンタルに向かない福祉用具を購入する際に補助する経費でございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

8目居宅介護住宅改修費、予算現額126万8,000円、支出済額94万9,188円、不用額31万8,812円、こちらは、要介護の方の自宅での小規模改修に対して補助する経費でございます。不用額につきましては、予定実施件数が見込みより少なかったことが要因でございます。

9目居宅介護サービス計画給付費、予算現額2,710万円、支出済額2,571万6,431円、不用額138万3,569円、こちらは、居宅介護支援事業所が要介護の方の介護サービスの計画を作成し管理した場合、給付されるものでございます。不用額につきましては、実施件数が見込みより少なかったことが要因でございます。

10目特例居宅介護サービス計画給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、予算現額479万3,000円、支

出済額440万9,424円、不用額38万3,576円。不用額につきましては、各種サービス件数が見込みより少なかったことが要因でございます。

2目特例介護予防サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

次のページをお願いいたします。

3目地域密着型介護予防サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

4目特例地域密着型介護予防サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

5目介護予防福祉用具購入費、予算現額27万円、支出済額26万4,771円、不用額5,229円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

6目介護予防住宅改修費、予算現額68万6,000円、支出済額68万5,985円、不用額15円。予算どおりの執行でございます。

7目介護予防サービス計画給付費、予算現額126万9,000円、支出済額117万4,580円、不用額9万4,420円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

8目特例介護予防サービス計画給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。次のページをお願いいたします。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、予算現額45万6,000円、支出済額44万8,623円、不用額7,377円。こちらは、1項の介護サービス等諸費や2項の介護予防サービス等諸費の請求が適正か国保連合会が審査しておりますが、その手数料となります。ほぼ予算どおりの執行でございます。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、予算現額1,460万円、支出済額1,379万695円、不用額80万9,305円。こちらの不用額につきましては、支給件数が見込みより少なかったことが主な要因でございます。

2目高額介護予防サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円でございます。

○議長（服部 晃君） ただいま議案説明の途中でありますが、昼食のため、1時30分まで休みます。

(午前 11時47分)

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

[参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） それでは、356ページをお願いいたします。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、予算現額184万円、支出済額149万9,057円、不用額34万943円。不用額につきましては、給付件数が見込みより少なかったことが主な要因でございます。

続きまして、2目高額医療合算介護予防サービス等費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円でございます。

6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、予算現額30万9,000円、支出済額30万9,000円、不用額ゼロ。予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、予算現額3,614万2,000円、支出済額3,341万188円、不用額273万1,812円。不用額につきましては、給付件数が見込みより少なかったことが主な要因でございます。

2目特例特定入所者介護サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

3目特定入所者介護予防サービス費、予算現額11万6,000円、支出済額4万9,191円、不用額6万6,809円。不用額につきましては、給付件数が見込みより少なかったことが主な要因でございます。

4目特例特定入所者介護予防サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、予算現額600万1,000円、支出済額600万95円、不用額905円。こちらは特別会計から基金への積立分600万と、介護給付費準備基金の利子分95円の積立でございます。予算どおりの執行でございます。

5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援分）、予算現額1,720万円、支出済額1,591万7,139円、不用額128万2,861円。不用額につきましては、給付件数が見込みより少なかったことが要因でございます。

2目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号介護予防支援分）、予算現額230万1,000円、支出済額173万920円、不用額57万80円。不用額につきましては、給付件数が見込みより少なかったことが要因でございます。

2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、予算現額1,085万5,000円、支出済額855万3,340円、不用額230万1,660円。不用額につきましては、新型コロナウイルスの感染拡

大のために事業を中止したことによりまして、事業実施回数が予定より少なくなったことが要因でございます。

次のページをお願いいたします。

3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目総合相談事業費、予算現額558万5,000円、支出済額558万5,000円、不用額ゼロ。予算どおりの執行でございます。

2 目権利擁護事業費、予算現額55万円、支出済額55万円、不用額ゼロ。こちらも予算どおりの執行でございます。

3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、予算現額72万円、支出済額72万円、不用額ゼロ。こちらも予算どおりの執行でございます。

4 目任意事業費、予算現額3,000円、支出済額ゼロ、不用額3,000円でございます。

5 目在宅医療・介護連携推進事業費、予算現額49万1,000円、支出済額47万580円、不用額2万420円。予算どおりの執行でございます。

6 目生活支援体制整備事業費、予算現額50万円、支出済額50万円、不用額ゼロ。こちらも予算どおりの執行でございます。

7 目認知症総合支援事業費、予算現額37万8,000円、支出済額22万3,400円、不用額15万4,600円。こちらは認知症初期集中支援チームの活動や自立支援地域ケア会議等に要する経費でございます。不用額につきましては、新型コロナウイルスの影響により認知症初期集中支援チームの活動ができなかったため残が生じたものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

4 項その他諸費、1 目審査支払手数料、予算現額7万8,000円、支出済額5万8,527円、不用額1万9,473円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

5 項高額総合事業サービス費、1 目高額総合事業サービス費、予算現額3万6,000円、支出済額3万4,960円、不用額1,040円。こちらも予算どおりの執行でございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目償還金、予算現額436万円、支出済額435万8,894円、不用額1,106円。こちらは令和2年度介護給付費の国及び県への償還金でございます。予算どおりの執行でございます。

2 目第1号被保険者保険料還付金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円でございます。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金、予算現額223万7,000円、支出済額223万6,860円、不用額140円。こちらも予算どおりの執行でございます。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額161万8,000円、支出済額ゼロ、不用額161万8,000円。

歳出合計6億8,480万7,000円、支出済額6億5,299万6,179円、不用額3,181万821円ござ

います。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額6億8,836万8,410円、2、歳出総額6億5,299万6,179円、3、歳入歳出差引額3,537万2,231円、5、実質収支額、同額であります。

以上で令和3年度天栄村介護保険特別会計決算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、372ページをお願いいたします。

議案第21号 令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、予算現額2,791万1,000円、調定額、収入済額ともに2,783万5,900円。こちらは75歳以上の被保険者から徴収する保険料でございます。

2目普通徴収保険料、予算現額602万2,000円、調定額、収入済額ともに592万1,000円。

2款手数料、1項手数料、1目証明手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目督促手数料、予算現額3,000円、調定額、収入済額ともに2,030円。こちらは滞納された場合に徴収する手数料でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、予算現額47万9,000円、調定額、収入済額ともに47万9,000円でございます。

2目保険基盤安定繰入金、予算現額1,523万5,000円、調定額、収入済額ともに1,523万5,084円でございます。

3目広域連合分賦金、予算現額30万1,000円、調定額、収入済額ともに28万5,491円。

続きまして、4目保健事業費繰入金、予算現額88万3,000円、調定額、収入済額ともに88万2,639円です。

続きまして、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額7万7,000円、調定額、収入済額ともに7万7,421円。前年度からの繰越金でございます。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

次のページをお願いいたします。

2目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、予算現額88万7,000円、調定額、収入済額ともに91万4,880円。

3 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、予算現額14万4,000円、調定額、収入済額ともに13万2,900円。

2 目還付加算金、予算現額1万円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4 項預金利子、1 目預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5 項雑入、1 目雑入、予算現額ゼロ、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入合計、予算現額5,195万6,000円、調定額5,176万6,345円、収入済額5,176万6,345円、収入未済額ゼロでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項一般管理費、1 目一般管理費、予算現額18万6,000円、支出済額16万1,959円、不用額2万4,041円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

2 目徴収費、予算現額29万3,000円、支出済額27万9,233円、不用額1万3,767円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

2 款広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額4,919万8,000円、支出済額4,896万384円、不用額23万7,616円。不用額につきましては、広域連合に支払う納付金が予定より少なくなったことが要因でございます。

3 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健事業費、予算現額203万円、支出済額182万2,040円、不用額20万7,960円。不用額につきましては、健診事業実施者が見込みより少なかったことが要因でございます。

4 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、予算現額14万4,000円、支出済額13万2,900円、不用額1万1,100円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

2 目還付加算金、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金、予算現額3,000円、支出済額3,000円、不用額ゼロ。

5 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額9万2,000円、支出済額ゼロ、不用額9万2,000円。

歳出合計でございますが、予算現額5,195万6,000円、支出済額5,135万9,516円、不用額59万6,484円でございます。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額5,176万6,345円、2、歳出総額5,135万9,516円、3、歳入歳出差引額40万6,829円、5、実質収支額、同額であります。

以上で令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算についての説明を終わらせていただきます。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 別冊の天栄村水道事業会計決算書をお願いいたします。

議案第22号 令和3年度天栄村水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

令和3年度天栄村水道事業損益計算書によりご説明申し上げます。

1、営業収益、給水収益9,100万3,361円、受託工事収益259万6,000円、その他営業収益4万7,500円、合計9,364万6,861円。

2、営業費用、原水及び浄水費363万6,678円、配水及び給水費1,160万4,564円、受託工事費236万円、総係費1,758万1,794円、減価償却費8,337万8,954円、資産減耗費24万7,500円、その他営業費用15万6,438円、合計1億1,896万5,928円、営業損失2,531万9,067円でございます。

3、営業外収益、受取利息及び配当金1,813円、他会計補助金2,180万1,000円、雑収益7万9,130円、長期前受金戻入1,942万6,072円、合計4,130万8,015円。

4、営業外費用、支払利息及び企業債取扱費1,238万8,887円、雑支出29万8,640円、合計1,268万7,527円。

営業外利益2,862万488円、経常利益330万1,421円、当年度純利益、同額でございます。前年度繰越利益剰余金2億2,139万7,933円、当年度未処分利益剰余金2億2,469万9,354円でございます。

次に、令和3年度天栄村水道事業貸借対照表によりご説明申し上げます。

資産の部でございます。1、固定資産、有形固定資産といたしまして、土地1,266万3,356円、建物58万8,734円、構築物19億4,968万5,809円、機械及び装置1,470万5,550円、車両及び運搬具116万8,400円、工具器具及び備品33万2,196円、建設仮勘定ゼロ。有形固定資産合計19億7,914万4,045円。

無形固定資産としまして電話加入権38万3,300円。無形固定資産合計、同額でございます。固定資産合計19億7,952万7,345円でございます。

2、流動資産、現金預金1億551万7,273円、未収金2,159万7,263円、貸倒引当金△462万2,200円、未収金合計1,697万5,063円、貯蔵品14万7,780円、流動資産合計1億2,264万116円。資産合計21億216万7,461円でございます。

なお、収入未済額につきましては、別冊の主要施策の成果137ページをご覧ください。一番最後のページになります。

収入未済額の内訳は、水道料金現年度使用料1,095万9,672円、663名、879件、過年度使用料1,063万7,591円、84名、1,127件でございます。

なお、現年度使用料の収入未済額ですが、水道会計は公営企業会計のため出納整理期間がなく、3月31日で年度切替えとなるため、3月31日納期限の水道料金のうち、口座振替、コ

コンビニ収納の納付情報が4月になってから各金融機関から届くため、事務処理上反映できないので、現年度分が多くなっております。

決算書へお戻りください。

8ページをお願いいたします。

負債の部でございます。3、流動負債、未払金といたしまして、営業未払金214万3,862円、営業外未払金50万9,600円、未払金合計265万3,462円。企業債といたしまして、建設改良費等の財源に充てるための企業債7,422万2,849円、企業債合計、同額でございます。引当金といたしまして、賞与引当金126万3,906円、法定福利費引当金22万6,291円、引当金合計149万197円。

流動負債合計7,836万6,508円でございます。

4、固定負債、企業債といたしまして、建設改良費等の財源に充てるための企業債6億5,621万1,642円、固定負債合計、同額でございます。

5、繰延収益、長期前受金といたしまして、国庫補助金1億7,921万2,795円、他会計補助金1,480万円、その他長期前受金7億9,569万7,496円、長期前受金合計9億8,971万291円でございます。長期前受金収益化累計額といたしまして、国庫補助金△9,406万8,236円、他会計補助金△959万400円、その他長期前受金△3億5,307万6,612円、長期前受金収益化累計額、合計△4億5,673万5,248円、繰延収益合計5億3,297万5,043円。

負債合計12億6,755万3,193円でございます。

資本の部でございます。6、資本金、自己資本金といたしまして、固有資本金2,551万1,489円、出資金3億3,823万261円、組入資本金4,607万3,608円、自己資本金合計4億981万5,358円、資本金合計、同額でございます。

7、剰余金、資本剰余金といたしまして、国庫補助金7,596万6,200円、他会計補助金ゼロ、その他資本剰余金2,591万3,929円、資本剰余金合計1億188万129円でございます。

次に、利益剰余金といたしまして、減債積立金9,121万9,427円、建設改良積立金700万円、当年度未処分利益剰余金2億2,469万9,354円、利益剰余金合計3億2,291万8,781円、剰余金合計4億2,479万8,910円でございます。

資本合計8億3,461万4,268円、負債資本合計21億216万7,461円でございます。

次のページをお願いいたします。

令和3年度天栄村水道事業剰余金計算書についてご説明申し上げます。

初めに、資本金の当年度末残高でございますが、自己資本金4億981万5,358円、借入資本金ゼロでございます。

次に、剰余金のうち、資本剰余金の当年度末残高でございますが、国庫補助金7,596万6,200円、他会計補助金ゼロ、その他資本剰余金2,591万3,929円、資本剰余金合計1億188万

129円。

また、利益剰余金の当年度末残高でございますが、減債積立金9,121万9,427円、建設改良積立金700万円、未処分利益剰余金2億2,469万9,354円、利益剰余金合計3億2,291万8,781円でございます。

次に、11ページの下の表になります。

令和3年度天栄村水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

未処分利益剰余金が出ておりますので、これを減債積立金として330万1,421円を積み立てたくご提案させていただくものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

令和3年度天栄村水道事業収益費用明細書によりご説明申し上げます。

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、予算現額9,824万7,000円、決算額1億10万3,690円、増減額185万6,690円の増。水道料金及び水道加入金であります。水道使用料が見込みより多かったものでございます。

2目受託工事収益、予算現額259万8,000円、決算額259万6,000円、増減額2,000円の減。消火栓受託工事の収益でございます。

3目その他営業収益、予算現額4万1,000円、決算額4万7,500円、増減額6,500円の増。設計審査手数料の収益でございます。

4目負担金、予算現額2,000円、決算額ゼロ円、増減額2,000円の減。存目計上でございます。

2目営業外収益、1目受取利息及び配当金、予算現額1万円、決算額1,813円、増減額8,187円の減。預金利子の収益でございます。

2目他会計補助金、予算現額、決算額ともに2,180万1,000円、増減額ゼロ円。一般会計からの補助金でございます。

3目雑収益、予算現額7万8,000円、決算額7万9,130円、増減額1,130円の増。原子力災害の損害賠償金でございます。

4目消費税還付金、予算現額1,000円、決算額ゼロ円、増減額1,000円の減。存目計上です。

5目長期前受金戻入、予算現額1,942万6,000円、決算額1,942万6,072円、増減額72円の増でございます。

次のページをお願いいたします。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、予算現額696万3,000円、決算額397万4,015円、不用額298万8,985円。不用額の主なものでございますが、5節修繕費におきまして、水源施設における漏水の緊急を要する工事が少なかったことや、8節薬品費においては、水道水の消毒薬である塩素の購入が在庫使用等のため購入見込みが少なかったこ

とによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

2目配水及び給水費、予算現額1,367万6,000円、決算額1,266万9,995円、不用額100万6,005円。不用額の主なものでございますが、1節賃金におきましては、緊急を要する水道施設などの点検等が発生しなかったことや、6節修繕費におきましては、漏水等の緊急を要する工事が少なかったことによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

3目受託工事費、予算現額260万円、決算額259万6,000円、不用額4,000円。4節修繕費におきまして消火栓交換工事を4か所行いました。ほぼ予算どおりの執行でございます。

4目総係費、予算現額1,841万7,000円、決算額1,789万4,219円、不用額52万2,781円。不用額の主なものでございますが、2節手当におきましては、時間外手当の見込みが少なかったことや、次のページになりますが、13節の修繕費におきまして、緊急を要する公用車等の修繕が少なかったことによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

5目減価償却費、予算現額8,338万1,000円、決算額8,337万8,954円、不用額2,046円。有形固定資産の減価償却費でございます。

6目資産減耗費、予算現額24万9,000円、決算額24万7,500円、不用額1,500円。石綿管除却費でございます。

7目その他営業費用、予算現額21万円、決算額17万1,149円、不用額3万8,851円、口座振替手数料でございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、予算現額1,239万円、決算額1,238万8,887円、不用額1,113円。企業債利息でございます。

2目雑支出、予算現額35万1,000円、決算額30万4,904円、不用額4万6,096円。過年度分における漏水減免還付及び受託工事分の仮払い消費税でございます。

3目消費税、予算現額242万2,000円、決算額242万1,700円、不用額300円。消費税及び地方消費税でございます。

3項特別損失、1目固定資産売却損、予算現額1,000円、決算額ゼロ円、不用額1,000円。

2目過年度損益修正損、予算現額1,000円、決算額ゼロ円、不用額1,000円。

4項予備費、1目予備費、予算現額154万3,000円、決算額ゼロ円、不用額154万3,000円。次のページをお願いいたします。

令和3年度天栄村水道事業資本的収入支出明細書によりご説明申し上げます。

収入、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、予算現額、決算額ともに4,500万円、増減額ゼロ円。石綿セメント管更新事業に伴う起債でございます。

2項負担金、1目負担金、予算現額644万円、決算額643万5,000円、増減額5,000円の減。
天栄中学校消火栓移設工事に伴う負担金でございます。

3項補償費、1目補償費、予算現額1,000円、決算額ゼロ円、増減額1,000円の減。

4項国庫補助金、1目国庫補助金、予算現額1,000円、決算額ゼロ円、増減額1,000円の減。

5項出資金、1目出資金、予算現額1,000円、決算額ゼロ円、増減額1,000円の減。

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目排水設備工事費、予算現額6,277万2,000円、決算額6,076万5,100円、不用額200万6,900円。不用額につきましては、1節工事請負費におきまして、石綿セメント管更新事業、配水管布設替工事や管路舗装復旧工事などを行いまし、これらの工事費の受け差により不用額が生じたものでございます。

2目固定資産購入費、予算現額9万3,000円、決算額2万3,700円、不用額6万9,300円。
水道メーター器10個分を払い出したものでございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、予算現額8,431万9,000円、決算額8,431万8,454円、不用額546円。

水道事業についての説明は以上でございます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりました。

◎議案第9号の質疑

○議長（服部 晃君） これより各会計決算ごとに質疑、討論、採決を行います。

日程第1、議案第9号 令和3年度天栄村一般会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 87ページの19節扶助費、障害児施設措置費、在宅重度障害者対策給付事業、地域生活支援事業給付費、障害者自立支援給付費、これは何名の方が利用しているのか伺います。

○議長（服部 晃君） 参事兼住民福祉課長、小山富美夫君。

[参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

87ページ、まず障害児施設措置費（給付費）でございますが、1,165万2,857円でございますが、こちらは、実績でございますが、児童発達支援ということで6名の方、また放課後デイサービスで16名、障害児計画相談で12名ということで、合わせまして34名の方がご利用になっております。

続きまして、在宅重度障害者対策給付事業でございますが、こちらは4万8,000円でございますが、お一人で12件分ご利用いただいております。

続きまして、地域生活支援事業給付費でございますが、こちらには3つほど中にはございまして、日常生活用具給付等事業で9名の方、移動支援事業で1名の方、日中一時支援事業で5名の方、合わせまして15名の方がご利用になっているところでございます。

続きまして、障害者自立支援給付費でございますが、こちらは中にそれぞれのメニューがございますが、合わせますと137名の方がご利用いただいているところでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 村内の中で、こういった制度があるにもかかわらず、利用しない、申請しないという方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 参事兼住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

大変申し訳ありません。利用者の、まだお使いになってらっしゃらないという数の人数は、私どもでちょっとはあくしておりません。広報等ではご案内等はしているところでございますが、数的には、私ども、今持ち合わせておりません。申し訳ありません。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） じゃ、村内で、こういった障害を持っているとか何名いるとかというのは村では把握はできないということなんですか。

○議長（服部 晃君） 参事兼住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

障害の程度とか、そういった方々の人数等は把握しておりますが、先ほど申しましたどういったご利用しているかというのは今ちょっと手元に持っていないですが、その数字はうちのほうではつかんでいます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 取りこぼしのないようよろしくお願いいたします。

続きまして、145ページ、14節工事請負費、通学路交通安全対策工事請負費の説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

通学路交通安全対策工事でございますが、こちらは、村道飯豊・赤坂線ほか、あと沖内・久来石線の停止線とか外側線、こちらのほうが消えかかっていたものを整備したものでございまして、社総金のほうを活用して整備させていただいたものでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 村内では、もっとそういう改修が必要と思われる箇所はまだまだあるんじゃないでしょうか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

村内で白線とかが消えかかっているところはあるとは思いますが、今回、この工事は小学生の通学路に特化したものでございまして、今回そこをやらさせていただいたというところでございます。

ほかにも、先ほども申しましたが、消えかかったところもあるとは思いますが、今後、調査をしながらそういったところを拾って、対策のほうを検討してまいりたいとは考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

続きまして、171ページの12節委託費、通園バス委託料で、令和3年度におきましては、通園バス等で事故またはバス内での園児のけが等など、そういうことはあったのか伺います。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

こちらの通園バス委託料に関しては、天栄幼稚園の通園バスに係る委託料でございますが、今ほどご質問のあった事故等、けが等による報告はありません。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 昨日、幼稚園バスの登園時に園児が取り残されて熱中症で亡くなったという事故がございました。天栄幼稚園のバスの登園時の引渡しの、安全管理ですか、チェック体制、マニュアルなどは製作しているのか伺います。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

バスに関してのマニュアルでございますが、正式なマニュアルというような呼び方のものはございませんが、幼稚園ではそれぞれ、バスの乗車・降車時に対して漏れがないように、それぞれバスごとに誰が乗るのかというのをまず、乗る前から誰が乗るのか、あとは降りるときも忘れ物等含めて補助員で乗っている先生が確認をして、さらに委託会社のバスも運行で責任を負っている会社なものですから、運転手がさらにもう一度忘れ物の確認等をして中

を二重チェックして、そういった取りこぼしのないような、今回起きたような事故がないような体制でやっているという確認は取っております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 今後も事故が起きないように、徹底した指導をバス会社また幼稚園に行っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（服部 晃君） ただいま質疑の途中でございますが、ここで暫時休議いたします。

（午後 2時21分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時35分）

○議長（服部 晃君） 質疑はありませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 最初に、歳入の部で、村民税1億8,881万759円ですか、ここに、別紙の説明の資料の中で、この29名29件、45名96件、2社5件、81名359件。これ、29名が29名はわかりますけれども、45名が96件……

○議長（服部 晃君） 熊田議員、何ページですか。

○8番（熊田喜八君） 3ページです。村民税のところを聞いているんです。

○議長（服部 晃君） 3ページ。

○8番（熊田喜八君） うん、未収額のところを聞いているんです。

○議長（服部 晃君） あれ、こっち。

○8番（熊田喜八君） うん、その内容に、こちら側に説明が出ているんですよ。この内容がよく分からないので、最初ここを聞きます。だから、例えば、29名で29件というのはわかりますよね。45名で96件というのは、これは45名の方がなぜ96件になるのか。恐らくこれは前のやつが重なっているから、45名の方で96回の支払いがなかったのかと、そういうふうにとっているのか、その辺がよく分からないので。その下のほうに81名の359件となっていますよね。だから、これは81名の方が滞納して、結局はその人が359回滞納していると、そういうふうにとっているのか、その辺がよく分からないので、その辺の説明をお願いしたい。

○議長（服部 晃君） 税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

施策の成果の第6表のお話かと思えます。こちらについては、まず、村民税個人分につい

ての29名29件というのは、そのとおり29名の方で29件分の滞納があると。次の所得割額45名96件というのは、45名の方で期別が1期から4期までございますので、そのうちの1期、2期とか、3期分とか、そういった期別分の件数を96件というふうに掲載させていただいております。次の特別徴収については、2社で5期分の滞納があるといった見方をさせていただければと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 分かりました。

あと、それで、前に秘密会議やったときに、滞納者の、もう10年以上前ですかね、500万ぐらいの高額の滞納者があったんですけども、そのときに秘密会議で確かめた覚えがあるんですけども、その滞納者のその後はどうなっているのかも伺います。高額滞納者。

○議長（服部 晃君） 税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

その後の滞納者の状況といったことですが、ただいま、私のほうで把握している滞納者リストがございまして、その中で100万以上とか50万以上ですと、何人の幾らということはお話しできるんですが、そちらでよろしいでしょうか。

〔「はい、それでいい」の声あり〕

○税務課長（塚目弘昭君） 主要4税合わせた滞納額の方のリストでございます。100万以上の滞納者ですと19名、合計で1億884万8,599円、こちらは8月31日現在の滞納額でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） たしか500万近くしていた滞納者がいたと思うんですけども。100万以上が19名、これも大変な数なんですけれども、その後、その滞納者とどのようなお話をしたか。500万円の滞納者の場合は、その後どうなったのかも教えてください。また、100万以上の滞納者に対しては、どのような対策をしているのかも教えてください。

○議長（服部 晃君） 税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

500万以上の高額の滞納者だけとは限らず、滞納者全ての方において、毎月、電話連絡なり、そういった形で対応してございます。それで、今現在も63名の方が、毎月分納したり、年金月に納めていただいているといった形で、多い方で10万とか、そういった方が分納させていただいております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私が監査やっているときに、本当に困っていて払わないんだったら分かりますけれども、裕福な生活をして払ってない人がいますので、そのときにはちゃんと、車止めというんですか、そういう方法とかいろいろ取りなさいときつく言ったんですけれども、簡単に言うと、役場の職員に監査のときに言ったんですけれども、なかなかできないなと思って。

村長にお聞きしますけれども、前の兼子村長は、滞納者に対して滞納特別本部をつくって、村長が本部長になって滞納者に対して対応しますというような答弁をしたんですね。その当時は秘密会議で全部見たんですけれども、今現在は秘密会議をやると、今度、それがよその人に漏らしたりなんかすると困るということで、秘密会議は今はやらないんですけれども、前はよくやったんですよ。簡単に言うと、滞納している人が、どの人が滞納しているか分かるわけですよ。その人が貧しくて本当に滞納しているんだったらば理解しますけれども、普通に一般の裕福な、車も2台も3台も持っていて滞納している方が何名かいましたので、私は強く言ったんですけれども、監査委員のときには。でも、その後、村長もそういう報告はあったと思うんですけれども、その後の対策はどのようになっていますか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

全庁挙げて滞納整理対策本部、私が本部長になってこの対策会議を持って、各課は連携してチームをつくって、戸別訪問をしたり、先ほど言ったように電話の催告をしたりというようなことで、特に5月の出納閉鎖時期前には、何度も足を運んでその対応をしているところでございます。

また、議員がおっしゃったように、生活がどうだというようなことで、各課そこは連携をして、そしてコロナ禍、3年目となっておりますので、本当に困窮しているのか、その辺も見極めた中での徴収を行っていただきたいというようなことで話はしてあります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これは、私も何回も何回も質問しているんですけれども、村の職員としても、同じ村民のところに行っても、簡単に言うと、いい車に乗っているなら、そのいい車を乗れないように車止めして、支払うまではそこまでやれとまで私は監査のときに言ったんですけれども、なかなか車止めまでは、買ってはきたんですけれども、実際はできなかったみたいなんですけれども、私が言いたいのは、真面目に税金を払っている人。払ってない人は、固定資産ばかりじゃないんですよ、いろいろなものも払わないんですよ。水道料から、下水道料から、みんな払わないんですよ。だからそれは、やはり村のほうも真面目に納税している人のことを考えて、100万以上の方が19名もいるということは、これはあまりにも

おかしいと思いますよ。おかしいというよりも、悪く言うと、村のほうで、執行部が、もう少しきちっと厳しくやってほしいと思います。これは、これ以上はいいです。

次の質問に入ります。

21ページの定住促進住宅、これも63万2,000円がある。これも同じく、今みたく件数で書いてあるんですけども、これ、何件、今現在あるんですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

定住促進住宅の件数でよろしかったでしょうか。定住促進住宅の未納なんですけど、現年度分で140万、6名、35月分、あと過年度分で、2名で27月分、102万円となっております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これも何度も何度も質問しているんですけども、あまりためると、なかなか払わないんですよ。あと、前にも言ったことがありますけれども、普通の一般のアパートとかマンションの場合は、6か月間とか滞納してもらった場合には、もうアパートとかマンションから出てもらうようになるんですよ。前にも質問したときには、連帯保証人がいるんだから、連帯保証人に言ってちゃんと請求してきなさいと言ったら、いや、保証人が年金生活で金もらえなかったとかと、いろいろ理由はありますけれども、でも、普通、4万というと、ローンを払うぐらいの金額なんです、普通、アパートの。ある程度の頭金を入れてね。家賃を払わないということは、何回も何回も私も口酸っぱく言っていましたけれども、これ村長ね、実際に行って、本当に払えない人なんです。本当に、今、コロナの時代だから、仕事がないとか何かと理由があるかもしれませんが、本当に払えなくて払えないんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私も、ちょっと確認したところですが、その方、大病をして入院して、なかなか仕事に就けなかったというようなことで、今、ようやく就けた方、あとは、なかなか生活も困窮しているというようなことで聞いております。その後も保証人も含めた中で対応するように指示もしていますし、その都度、訪問しながら催告をしているところでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） とにかく、納税もそうだけれども、促進住宅の家賃もそうですけれども、本当に村民の真面目に払っている人と払わない人と、私から言わせると、ずるくて払わないんじゃないかと思っているような感覚で思っているんですよ。これも何回もやりまし

たから、とにかく確認のために聞いた質問でありますけれども。

あと、村長にもう一つお聞きします。平成29年12月に、議員の報酬に対して、私の考えは、若い方が出てくるような議会にして、派生のある、別に今の議員の先生のことをどうのこのじゃなくて、これからは、若い人たちが議員に出てくるためには、今の議員の報酬では、今、手取り21万ぐらいですか、それでは生活給にならないので、元の報酬に戻してもらいたいと思うんですね。平成29年12月の村長の答弁では、議員の成り手が少ないということも、よその市町村で議員が足りない、そういうところもあるので、検討委員会に審議をかけてこれはもんでいかなくちゃいけないと思いますということで、そういうふうな答弁をいただきました。その後、私、12月に入院しちゃって、3月の議会に出ないでそのままにしておいたんですけれども、その後の村長の考えはどうなっていますか。

○議長（服部 晃君） 熊田議員に申し上げます。ただいまは議案に対する質疑の範囲を超えていますので取りやめてください。よろしくをお願いします。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 議会費で質問したんですけれども、駄目ですか。議会費の中の報酬の中で質問したんですけれども、駄目ですか。議会費に対して。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

（午後 2時53分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時57分）

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 無理だったですよ。一般質問でやりますので、よろしくをお願いします。局長、そういうことで。

では、次、149ページ、防災備蓄倉庫改修工事請負費686万8,700円ですか、これを説明お願いします。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

防災備蓄倉庫改修工事請負費のほうでよろしかったでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 686万8,700円。こちらにつきましては、天栄村防災備蓄倉庫ということで、役場の隣に建てております防災備蓄倉庫、こちらの改修ということで、下

屋のほうを作業スペースということで造らせていただきまして、その改修工事費となっております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 55ページ、13節、防犯カメラ153万3,000円となっておりますけれども、これは、前にもつけましたけれども、また新たにつけるといいますか。で、場所。賃借料……これは借りるということなの。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

防犯カメラ賃借料でよろしかったでしょうか。

〔「ちょっと待って。何か下もあるんですよ。もう1回聞き直します」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） この賃借料というのがあるでしょう。その下に防犯灯設置工事請負費とあるでしょう。防犯カメラ設置工事請負費250万とあるでしょう。このカメラというのは、これ賃借するの。それは何か所に。村が買ってしつけるんじゃないくて、しつけるところは村でしつけるけれども、それは、賃借料ということは、どこかに金を払うということなの。その辺を、何か所やって、何か所なのかということだけ答弁ください。場所と。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず、防犯カメラ賃借料でございますが、こちらにつきましては公共施設等、こういった施設関連の場所に設置しております。こちら10か所になります。こちらにつきましてはリースということで設置しており、リースで年幾らということでお支払いをしているところでございます。こちらの場所でございますが、湯本小学校、湯本支所、牧本小学校、天栄保育所、あと役場にも設置しております。あと天栄幼稚園、広戸小学校、危険性が高いということで、新幹線下のアンダーパスがございますが、そちらに1か所と、あと、大里の西小屋地区、大里小通学路ということで設置しております。これで10か所になっているかと思えます。

もう一点でございますが、防犯カメラ設置工事請負費、こちらにつきましては、健康保健センターと生涯学習センター、市町村境の道路7か所ということで防犯カメラを設置させていただいております。まず、設置の場所でございますが、高林字上ノ原、高林字南、下松本字原畑、白河市の大信上新城でございます。あと牧之内川向、田良尾字芝草、湯本字下坂本川ということで設置をしております。

天栄村と白河市大信との境

〔「南沢か」の声あり〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 南沢でございます。失礼いたしました。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、これ、賃借料の払っているところと、村単独でやっているところ、2種類があると、そういうふうにとっていいの。そうすると、公共施設のところはリース会社に賃借でやっている、ということなの。あと、7か所というのは、これ村単独工事で村でやっている。どういうふうになっている、その辺の。結局は、公共施設のところはリースでやっているんです。例えば南沢とか、高林とか、そういうところは村単独で7か所。だから、賃借と村単独でやっている防犯カメラがあると、そういうことなの、どっちなの。よく分からないので。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 3時07分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時11分）

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

防犯カメラ賃借料でございますが、こちらは令和2年度に公共施設のほうに設置しております。こちらはリースということで賃借料を払っております。今回、令和3年度ということで、7か所に関しましての工事ということでございます。工事ということで、買取りでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） ということは、村で前は自分で工事して自分でやりましたけれども、今度は賃借料が、つまりリースでやったほうが安いからということでリースに変わったと、そういうことなの。村単独で工事請負してから全部やるよりも、リースでやったほうが公共事業のほうは安いからそれに変わったと、そういうことなの。どっちなの、それ、2つあるということは。だってあれでしょう、リースだったら、工事請負費だから、防犯カメラ設置工事費というのは、リースだったら持つ必要ないんでしょう、全部リース会社がやるんでしょう。村で全部工事もやっていて、これ2つがあるから、そこを聞いているんですよ。だから、今聞いていると、後から、令和2年のところは、学校とか、小学校とか、役場とか、

幼稚園とか、保育所とか、そういうところはみんなリースにしたんだと、そういう意味なんでしょう。あと村単独で今まで工事をやっているところもあるという、その2つがあるということなんでしょう。そういうふうに答弁してもらえばいいんじゃないの。そして、私の聞きたいのは、じゃ、リースに変わったということは、リースのほうが安価でできるんですかと、そういうふうに聞こうと思っているわけですから。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

以前、令和2年度にリースのほうで設置しておりますが、令和3年度、これ自前との比較ということで、自前で設置したほうが経費的に安かったということもございまして、自前で設置したところでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 逆じゃないか、私の言っているのと。私は、リースになって賃借料を払っているから、自分の村単独でやるよりも安いからリースにしたんだらうと思って、それに対して工事請負費とかそういうのが入っているから、だからこれが矛盾しているから聞いたのよ。逆じゃないの、そしたらば。村単独でやったほうが安いから、村単独で今度は工事をやるようになったと、今、そういうふうにしたんでしょ。だったら何でリースにしちゃったのよ。一番最初、西小屋とかなんかにやったときには村単独でやったんじゃないの。あれリースじゃなかったんじゃないの。何か私の聞いているのと答弁が逆だよ。だっておかしいでしょう。前は村単独で西小屋とかあの辺いろいろ、火災とかいろいろ問題があったからって西小屋に建てて、私たちもあそこに視察というか、現場に見に行ったりなんかしたでしょう。あのときには村単独でやったんでしょ。あれもリースなの。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

令和2年度に実施しましたが、その西小屋地区を含めたものでございます。

〔「リースと自前の話だけしてほしい。西小屋だの何だの聞いてない」
の声あり〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 令和2年度に実施したのはリースでございます。令和3年度は工事ということで実施しております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） じゃ、リースでやるよりも村単独でやったほうが安価な値段でやれるから、これからは安価な値段でやるって、それで7か所を新しくつくと、そういうふうに

理解してよろしいんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

今、現状では工事のほうが安いということで、そのように進めていきたいというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） では、69ページの14節、カーブミラー設置工事請負費91万3,000円。

これ、私、前に行ったときに、何か所か、カーブミラーが壊れているので、それはどうなんですかと言ったら、村のほうで直すと言いましたよね。あのカーブミラーというのは、ほとんど村で建てているわけでしょう。前にも私、建ててもらったから。そしたら、現在、あのカーブミラーというのは、あれ私、見たんですけれども、人間の力で壊したような感じなんだね、あれね、カーブミラー。私も何か所か言われて前に質問したんです。それはどうでもいいです。結局は何か所やったんですか。そして、今、天栄村にはカーブミラーは何か所あって、点検は全部したのか、しないのか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 3時19分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時19分）

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず、カーブミラーの今現在の設置数でございますが、3年末で474か所で、令和3年度に実施しましたのが6か所。カーブミラーの点検につきましては、以前から交通安全対策協議会、こちらの天栄支部の皆さんにお願いをいたしまして点検をしていただき、それで修繕等、そういったものの報告をいただいているのが7か所ということでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） このカーブミラーというのは、全額、村で負担しているんですか。例えば交通安全協会とか、そういうところからの補助金があるとか、そうじゃなくて474か所全部村で負担しているのか、それとも交通安全協会のほうからの補助金が出る場所とか、そういうふうに分かれているんだか、その辺も教えてください。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず、カーブミラーの設置につきましては、現在は村のほうで設置をしているような状況でございます。以前の設置につきましては、その状況、状況によって変わっているかと思っておりますので……

〔「今の状況とか、そんなこと聞いてないじゃない」の声あり〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 以上でございます。

〔「あるのか、ないのかと聞いているんだから、あるならある、ないならないと答えてくれ」の声あり〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 今は、補助はございません。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） やりましたので、終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 133ページ、これのニホンジカ捕獲管理事業補助金とありますけれども、具体的には、これ、今までは鳥獣被害防止という形でやっていたものですが、これはどこに補助を出しているのか、この内容ですね、ニホンジカだけの捕獲を目的にしてやっているのか、内容をお知らせください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

ニホンジカ捕獲管理事業補助金ということで、これは昨年度から始めたものでございます。といいますのは、猟には猟期と有害期というのがありまして、今まで有害期に関しては、鹿も、イノシシも、熊も、ハクビシンも、全てお金を支払っていたんですけども、そのちょっと前段の5段くらい上にイノシシの捕獲管理事業とあると思うんですけども、これは通常の猟期、誰でもハンターさんだったら入っていい期間に捕ってもらった方には、天栄村の捕獲隊に限りますけれども、この方たちに1頭2万3,000円ずつイノシシ差し上げていたんですけども、なかなか、ニホンジカが今増えてきまして、福島県の場合は捕っても結局食べられない、出荷できないということで、鹿はハンターさんがもう初めから撃たないんですね。捕ってしまっても結局埋葬とかの手間がかかる、そして百キロもあるということで引き揚げるのも大変だというようなことで、ただ見過ごしていたというような状況があったもの

ですから、それでは冬の間の結局ニホンジカが減らないということで、ニホンジカについても、昨年からイノシシと同じく2万3,000円上げましょうというようなことで、これを創設したというようないきさつでございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 分かりました。

それともう一つ、157ページ、これ教育委員会かな、教員住宅エアコン設置工事請負費103万2,900円ですか。今、教員住宅ってどこにあるんですか。湯本にはあるのは知っているんですけども、どこどこに今、教員住宅があるのか、また、それは現在使われているのか。また、前に、時々泊まるんだとか何かというふうなことも聞いたことがあるんですが、今、教員住宅の状況はどのようになっているのか、お知らせください。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

まず、教員住宅でございますが、本庁管内でございますと、広戸、大里、牧本、それぞれの小学校に1棟ずつ教員住宅、校長住宅と言われていた教員住宅がございまして、広戸小の教員住宅については、今現在、老朽化が激しくて使われてはおりません。大里と牧本については利用者がおりまして利用していただいていると。

それと、湯本に関しましては、湯本小の隣に4棟ございまして、全て利用しております。あと、湯本中学校にも、中学校の裏手に校長住宅がありまして校長先生が入っておられると。

それともう1軒、ちょっと学校から離れたところの田良尾に1軒ございまして、そこも今、老朽化が少しあるのでなかなか使えない、全く使えないということではないんですが、ちょっと今、やはりかなり古いところなので誰も入っていない状況でございます。

あと、先ほどもおっしゃっていましたが、たまに利用するというのは、これまで校長先生が、例えば数年前の牧本小なんかは、校長先生が一応借りてはおられたんですが、ふだんは通っていて必要があるときに泊まっていたというような、そういった利用の状況もございました。

〔「これ、どこに設置したかというのを聞いているんでね、百何万。設置したんじゃないの、これ」の声あり〕

○教育課長（関根文則君） 今の質問はどこにあるのかという。

〔「だって工事費使ったんだもん。これ工事費、どこに設置したんだかも聞いているんじゃないの」の声あり〕

○教育課長（関根文則君） 失礼しました。このエアコンの設置工事費の内訳でございますが、場所でございますが、湯本小学校の脇の教員住宅4棟と、あと湯本中学校、あと牧本小学校の教員住宅に設置をしております。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） これは、何かエアコン、今までなかったんですか。それとも新たに入れたのか、改修したのか、どちらですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

今回設置した箇所につきましては、今まで全く入っていなかった箇所に新設をさせていただきました。

○7番（渡部 勉君） 分かりました。

以上です。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ございますか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それでは、45ページの歳入のところなんですが、ふるさと納税返礼品代227万2,592円ですか、これが収入に上がっているんですが、どういったことでここにこのお金が上がってきたのか、説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

ふるさと納税返礼品代ですけれども、こちらにつきましては、役場が一事業所となって宿泊券の返礼品を出しているのですが、通常ですと、例えば道の駅が事業所で登録していると、そことサイトでお金のやり取りがあるんですが、役場が一旦立て替えて、その宿泊券を、温泉とかそういったところにお金を支出しているのです、その代金としてそのサイトのほうから役場のほうに入ってくる金額でございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ちょっと分からないので。宿泊券を村で出すでしょう。返礼品として、宿泊券を。その券が返ってきたということは、じゃ、返ってきたのはお金を渡すんでしょう。違うの。何だかちょっと分からないですね。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

宿泊券を一旦その寄附をされた方に役場から送りまして、その方が使うところの温泉を予約して使った場合に、温泉から役場のほうにその代金が請求されるので、それを支払っています。それがサイトから役場のほうに入ってくると。本来であれば、温泉が一事業所になら

て返礼品を扱ってれば、そのサイトのほうとお金のやり取りはあるんですけども、まだ宿泊券の発送については役場のほうで一括してやっているものですから、一旦役場で、中間に入っている状態でございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ちょっとややこしいやり方だね。金が、もらうというのが何か変なんだよね。宿泊券は村で出すのに、向こうから宿泊券と。うちのほうで、これ宿泊券が、旅館でもらったから村で金払ってくださいといって金を払うんだとしても、お金をもらうというのが何かちょっと。これ雑入になって収入になっているでしょう。お金を支払ったということでないでしょう、これ、歳入になっているから。違うんですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

すみません、説明不足で。71ページに報償費でふるさと納税の返礼品代があるんですけども、こちらで一旦、役場で払っているんで、その分がこの歳入のほうに入ってくるという形です。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そういうことなら分かったんです。私は、これ物品かなと思っていたんですけども、物品じゃなかったんですよ。ただ、物品の中に、まだこんな余っているということはなかったでしょうから。ただ、物品の中で廃棄処分なんかをしているのかなというような心配があったからちょっとここで聞いたわけなんですけど、はい、分かりました。

次に、119ページ、オートキャンプ場に指定管理料を400万支払っているんですよ。ところが、ちょっと今、私、何の気なしに振興公社の決算書を見たんですよ。村長のところありますか。経営状況報告書。そこの8ページをちょっと見てください。8ページの売上高のところキャンプ場の指定管理料が363万6,363円になっているんですよ。村で400万出しているのに金額が違うということは、どのようなことなんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらは、消費税抜きの金額ということで損益計算上は計上されているというふうに認識しております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これ、管理料というのは消費税取られるの。普通のやつ、今までみんな取られてきたんですか。その合わないところは消費税ということで。ああ、そうなんです

か。ただ、これではちょっと分かりにくいよね。キャンプ場の売上げ、季の里の、これキャンプ場の売上げになっていたんだけど、そうすると、指定管理料というのは、どこのやつもみんな消費税取られるということなんですか。補助金というのはそういうものなんですかね。まあ補助金ではないから、管理料となるから消費税ということになるんですか。はい、分かりました。

それじゃ、もうちょっとあるんですが、127ページの下のほうなんですが、天栄村新規就農者支援センター補助金112万4,000円と出ているんですが、これちょっと、支援センターというのは、事務所か何かあって補助金を出したんでしょうか。どういうことでどのような使われ方をしているんですか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

新規就農者支援センターなんですが、こちらのほうは天栄村の夢学校のほうに組織がございまして、夢学校の代表が支援センター長をやっています。そちらのほうに農業者団体であるとか、新規の就農者をやっている方であるとか、それから関係機関である方で構成されています。

この補助金の使い道といたしましては、この支援センターの活動事業補助金というようなことで、まず、県内外での新規就農者のPRイベントみたいな形があって、新しく新規就農を村でやってみたいという方の相談会、そういったものを開いていただいたり、それから、こちらに来て新しく新規就農をしてみたいというような方についても、農業未経験の方というのもしらっしゃるわけで、そういった方と農家の方をマッチングしていただいて、その方の教えていただく、その研修の受入れの関係の謝金などをそちらのほうからお支払いしているというような事業をやっております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうすると、これは、今、このセンターにどのくらいの新規就農者が申し込まれたというか、このセンターがあるがために何人か就農者が出たということはあるんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、昨年ですと、9月18日に新規就農者フェアというものが開催されまして、そこにブースを天栄村で設けております。そこには相談者が、5名の方が見えております。それからあと、個別な受付なんですけれども、夢学校のほうに電話相談が3件、それから役場のほう

でも当然かかっておりますので、こちらのほうで直接3人の方、面談しております。その方のうちの1人が新規就農者というようなことで今年から認定されたというようなこともございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） その新規就農者は地元の方なんですか、それとも村外から来た方なんですか、1人というのは。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

そのお一人の方は村出身で、鏡石で住居を構えておるんですが、実家の農地が天栄村にあるということで、こちらのほうで就農するという確認しております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 大体分かりました、誰だか。けども、実際にこれ、センターがあったから来たというような感じじゃないような気はするんですけども。産業課長に言いたいんですが、いろんなことをやるのはいいんですけども、その結果がいつも報告されないんだよね。彼は、まあやってみないと分からないから、最初はいいと思うんですが、やっぱりその結果を報告しないと。このやつは、また夢学校に依頼して、それなりのまた金出して存続させるんでしょう。そういう考えでいるんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらの事業については、令和4年度についても実施しているところでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 費用対効果、その辺はしっかりと計算しながら今後はやっていただきたいと思います。だったら、これ、どれくらいの、3人4人来るんならいいんですけども、1人のためにこれだけというのも、その分、就農者に上乘せしてくれたほうがいいんじゃないのかなと。そうすればかえって新規就農者がやりやすくなって、今までのくれた上に、また100万上積みしたら、やっぱり新規就農者もやりがいがあるんじゃないかなと思いますので、宣伝も大事でしょうが、ちょっと就農者にくれる金額よりも多い感じだから、その辺はやっぱりもう少し考えて検討したほうがいいんじゃないかと思います。

それから、その下の農業次世代人材投資事業補助金、これの使い道をちょっと教えてください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

農業次世代人材投資事業補助金というようなことで、こちらにつきましては国のほうの補助金というようなことで、国のほうに申請していただいたものを村で受けて、それを認定新規就農者の方にお支払いしておるところでございます。まず、基本的には1人について150万というようなこと、そして、ご夫婦で取り組んでいる方は2人で225万というようなことで、今、令和3年度でいきますと、6経営体の方で、ご夫婦の方が3組というようなことでこの該当になっております。こちらについては、基本的に要件がございまして、新規就農予定時に49歳以下の方というようなことで、まず、準備型というもので、2年間それで学校に通えるというようなシステムもございますし、いきなり経営開始型ということで、自分の家の農地のほうからは別の経営するものを作って、独立自営就農する新規就農者に関する人というようなことで、経営開始型については1年から3年目の間ですと150万、4年目、5年目については120万というようなことで支払われる制度でございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 分かりました。

そして、もう一つ、産業課長に聞きたいんですが、137ページ、着地型誘客促進事業業務委託料419万6,000円、何か69名の方がどうのこうの、来たとか何とか聞いたんですが、よく分からなかったもので、もう1回ここ、内容を説明してください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

着地型の観光と誘客促進事業というようなことで、こちらもふるさと夢学校のほうに委託をいたしまして、今後、収束するであろうコロナウイルス、もしくはそれと共存していくであろうということで、アフターコロナ、もしくはウィズコロナのときに村に来て観光をしていただける方を増やそうというようなことで、今、村のほうでは教育旅行等に力を入れておりまして、実際に昨年については、中学校が2件、モニターツアーということで、例えば農業体験をしながら天栄村に泊まれるよというようなことで、こういったことを契機にして、これからぜひ毎年来ていただきたいということでモニターツアーの開催をしたということ。

それから、オンラインツアーということで、なかなか、コロナウイルスでこちら、現地に来られない方もいらっしゃるということで、パソコンを使いまして、天栄村の、例えば食べ物であるとか、そういったものを送らせていただいた上で、オンライン上でやり取りをしながら天栄村の疑似体験、もしくはモニターを使ってそういったプレゼンをさせていただいたということで、そちらについて、昨年については4回、旅行関係者、それから学校関係者と

いうことで、延べ69名の方に参加していただいて実施したということで、こちらについて補助金を支出したというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これは、天栄村の誘客というから、あれなんですか、旅館だのホテルを使っていただきたいということなんですか。その中で、どうもこの夢学校が上も下も気になるんですが、途中に入っていて幾らか、委託料だから金を取っているんだろうと思うんですが、69名、70名の中で419万6,000円も使うということは、1人のこれ、今回使ったのは相当の金かかっている。単純に計算しましても、1人7万くらいかかっているような感じになると思うんですよ。本当にこれ、どうなんですか。本当に役に立つことなんですか、これ。これほどつくって、69名の方が来ましたと言うけれども。6万か、70名として、七六、四十二。それだけの金かけてこの人たちを呼んで、全部が全部、委託料も取るから、全額、来た人に使ったわけではないと思うんですが、かなりの金額になると思うんですよ。どこに泊まったんだか知らないけれども。宿泊といたってそんなにかからないと思うんですよ。だから、この使い道は、どれに、どういうふうに使ったんですか、これ。419万6,000円。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらの経費の内訳をいただいておりますが、まず、こちらの事業を夢学校でやっていただくというようなことで、こちらの方の件費1名分というようなことで、約230万ほどがこの中に入っております。

それから、先ほど申しあげましたオンラインのツアーの経費等につきましては、27万5,000円掛ける2回というようなことで、1つの学校につきましては羽鳥湖のペンションのほうに分宿して泊まっていたというのですが、そういった泊まる費用とか、そういったのは参加者持ちというようなことも伺っております。

それから、モニターツアーに関しましては、対農家のところで、体験する農家に対する謝礼であるとか、そのほか、そのPRの広告代であるとか、そういった印刷代とか、そういった経費で事業費としてこちら184万ほど支出しております、合計いたしますと419万6,000円というような形になっております。

これは去年の事業なんですけれども、今年も、こういったことが実りまして、5月には仙台のとある中学校のほうで150名くらいの方に来ていただいて、田植などの体験をしていただきながら、こちら羽鳥湖高原のペンションのほうに皆さんが分宿して泊まったというようなこともございますので、こういった事業を重ねながら、学校教育関係者であるとか旅行会社のほうに、天栄村に来ればこういう体験の授業ができるよというようなことで進めてま

いりたいなと思っているところでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今、数は来ると言うんですが、数は来て、いろんな体験をしていくといっても、子どもたちが宿泊も何もしないで体験だけして、こっちでご飯くれて、はい、さよならでは、本当に村のためになるんですか、これ。やっぱり宿泊してもらうがためにやるんじゃないんですね。ただ誘客したって、これ誘客じゃない、体験。客にならないんじゃないですか。金出して体験してくださいというだけの話じゃないですか。そしたら誰でも来るんじゃないですか、金出してもらえば。費用対効果というのはあるんですか、これ。どういうふうに見ているんですか、その辺は。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

すぐ事業に、事業というか、次の展開、宿泊とか、教育旅行とか、修学旅行に結びつくものではないと思うんですが、ただ、今、こういうコロナの時期だからこそ、天栄村には英語の宿泊施設、ブリティッシュ・ヒルズもございますし、また様々な農家のほうで体験学習ができたり、それから自然を楽しむことも可能かと思うんです。そういったものをなるべく教育旅行のプランとか、そういうことで組み立てまして、専門家に来ていただいて見てもらって、天栄村だとかこういうカリキュラムができるよとか、そういうことをよく見ていただいて、それを今後の事業につなげていきたいというようなことでございますので、今すぐ費用対効果と言われると、なかなかちょっと難しいんですけれども、そういったことで、村の利益になるように進めていければなと思っております。先ほど申し上げましたが、それが功を奏したかどうかはあれですけれども、今年はまだ140人くらいの宮城県の子どもたちが泊まっていたという実績もございますので、それが全てではないかと思うんですが、そういったことにつながるように進めてまいればと思っております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 多少の費用対効果が出てきたというような説明なんですけど、ただ、もう一つ気になるのは夢学校のことなんだよね。人件費230万のほかに、この420万近くの金の中で、230万の、これ180万はいろんな経費で、これは誘致するためのパンフレットだの、いろんなのに使った金が180万ということなんですけど、これ。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今ほど申し上げましたとおり、事業費としてはオンラインツアーの経費というようなこと

で、例えば、先ほど申し上げましたように、いろんな前もって送らせていただく天栄村の特産品、オンラインツアーにおいては、そういったものをそちらで食べていただいたり、物産を送らせていただいているというような経費、それからモニターツアーのバス代であるとか、そういったものの経費、そして先ほど申し上げました促進のPR経費というようなことで184万かかっているというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） もう少しやりたいんですが、とにかく、本当にこの夢学校というのがあるために、PR活動がここを中心にしたようなことでやっていくと。だけどこれ、この夢学校のほうで後からやれると思うのでやめたいと思いますが、とにかく費用対効果ということを中心に考えながら、観光なら観光で、観光協会もあるだろうし、それぞれあるわけだから、それぞれに金出しているわけですよ。だから何とかやって、何とかと言えば課長がやっていることに対してちょっとあれだけれども、一生懸命やっているのにみそをつけるようだけれども、そうじゃないので。まあ、やってみなきゃ分からないという面もありますから。けれども、あれもこれも考えてみると、実証実験もいろいろ、かなりの数やっているわけですよ。けれども本当に効果が出てないというのが目に余ってきたものですから言わせてもらいました。とにかく頑張ってくださいと思います。

それと、もう一つだけちょっとお尋ねします。143ページの除雪の委託料の件なんですけど、これは委託は、どういった形で委託されているんでしょうか。143ページの除雪委託料4,890万4,900円あるんですが。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

除雪の委託業者についてだと思えますが、こちらは村内の土木業者のほうに委託しております。それとあとスキー場と、湯本のほうですと平和郷管理事務所等含めまして、昨年だと8事業所のほうに委託をしております。

〔「何社」の声あり〕

○建設課長（櫻井幸治君） 8事業所です。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これは入札か何かですか、随意契約でやっているんですか。できれば8業者、ちょっと全部名前教えてください。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

まず、委託業者についてですが、リゾートトラスト、こちらスキー場ですね、それから平和郷管理事務所、あと、おおき建設工業、柿沼林業建設株式会社天栄村支店、八木沼組、あとは信栄工業天栄支店、あとはエスケー産業。

〔「どこ」の声あり〕

○建設課長（櫻井幸治君） エスケー産業。大里にある土木会社なんですが。

〔発言する声あり〕

○建設課長（櫻井幸治君） はい、そうです。それから、湯本のほうで小山商店と失礼いたしましたして、あと1社ありまして、大須賀建設の9社になります。申し訳ございませんでした。

それから、契約のほうなんですが、随意契約でやらさせていただいております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 機械は当然、除雪車は村の除雪車で、オペレーターの契約となると思うんですが、この業者には全てオペレーターがいるということで契約がされているんですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

今ほど申し上げました業者のほうには、オペレーターとして、資格と、講習のほうで、除雪講習等を受けた方がいるということでお願いしているところでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） この業者たちは、全部オペレーター要員がいるわけでやっているということなんでしょうけれども、例えばこの方たちが下請に出すというようなことはないですか。下請に出す場合には、村から許可というか、そういうのは必要はないんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

下請のほうには出していないと認識しております。

なお、下請に出す場合については、村において許可というか、届出が必要となってきますので、この業者については下請はなされていないということでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ちょっとこの料金のことについて伺いたいんですが、これは湯本もこっちも、料金は、除雪料は同じということなんですか。それは、例えば距離で払うんだか、アワメーターで何時間ということ払うんだか、どういうふうな除雪料の出し方をしているんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

[建設課長 櫻井幸治君登壇]

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

料金につきましては、稼働時間によって計算され、支払われているところでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 稼働時間ということは、時間でやると、それは関係ないということですね。

また、確認しておきたいんですが、この料金というのは、例えば県・国で、天栄村は県道も国道も走っているでしょうけれども、その料金というのは決まっているんですか。大体同じというか、県も国も村も一緒だというような料金だということによろしいでしょうか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

[建設課長 櫻井幸治君登壇]

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

大変申し訳ございません。県の単価というか、そちらのほうは把握しておりませんので、申し訳ございません。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 随意契約で積算もしないで出しているんですか。村独自に、料金は。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

[建設課長 櫻井幸治君登壇]

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

積算に当たっては、毎年、概算なんですけど、過去の稼働時間を割り出しまして概算で設計のほうを行って、それに対して積算しているというところでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それはあれなんですけど、職員がやってんの。職員がきちんとやって、その料金表を作っているわけ。それで、どうなんです、今までは、毎年同じというようなことはあるんですか、それとも、やっぱり高かったり、安かったりということはあるんですか。今、燃料が上がっているんだけど、燃料は当然村持ちで、機械も村持ちで、オペレーターだけということだと思ってるんですが、料金はどうなんです、今まで。まだ聞いたことないんですが、ずっと変化なく、昔から、ここ何年間、同じということなんです。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

[建設課長 櫻井幸治君登壇]

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

毎年、経済の動向等もありますので、多少というか、変動はあるとは思いますが、ここ2、3年につきましては、委託料というか、単価のほうは変わってはおられません。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それじゃ、これ、8事業者、ここに随意契約で委託するんですが、オペレーターやるのに、大型特殊になるんでしょうが、その免許を持っている方、必ず誰と誰がいるということを把握して、これは登録か何かするんですか。1人だけじゃないんでしょう。その人が駄目なときは誰かって、これ契約ではどうなっているんだか。免許を持っている人が1人は必ずいなきゃできないわけですし、1人とか、2人とか、補助員とかというようなことも含めて、免許を持っている人が必ずいるということですよ、8業者に。いるということですね。

それと、下請に出す場合には村の許可をもらってからやるということは、契約書でちゃんとうたっているんですよ。そうですね。

それと、料金のほう、1時間幾らで支給する。幾ら支給していたんだか、そこを確認していきたく思いますので、答弁してください。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 4時15分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時25分）

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 分かりました。今、教えられて分かりましたので、それは了解……
〔「ちょっと待ってください。揚妻さんにだけ教えたってしょうがない」
の声あり〕

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お時間をいただき、ありがとうございました。

お答えいたします。

単価のほうなんです、単価のほうは、毎年、県の基準単価を活用しまして村が積算しております。村の機械を貸したときの除雪の単価でございますが、1万4,300円。それと、機械ごと借りまして除雪していただくことで、平和郷と、あとスキー場のほう、そちらがそういう形を取っております。機械によって単価が若干違うので、それごとに申し上げたいと思います。除雪ドーザ、押していくタイプですと2万5,300円、あと雪を飛ばすロータリー、こちらのほうですと3万800円となっております。

それから、除雪の契約のほうにつきましては、必ず始める前に主任技術者届というものを

出していただいております、そこには運転免許証の写し、あと除雪講習受講証の写し、労働安全衛生法による技術講習修了書の写しを添付していただいておりますので、その会社がその方を使ってやっただけというようになります。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 分かりました。とにかく事故を起こさないようにはしていただきたいと思いますが、再度確認させていただきます。そのオペレーターについては、村に登録してある方以外には絶対させないということによろしいですね。それと、今までにこの業者、下請には一度も出したことないですか。そういった下請に出すというようなことは、相談は村に上がっていないということですね。そこをはっきり答弁してください。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

村のほうで、毎年、先ほど申し上げましたように資格のほうを確認しておりますので、この方以外で操作するということはありません。それから、下請のほうも、こちらの届出書を出していただかないと機械の操作ができませんので、ないものと認識しております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 了解したところでございますが、とにかく、オペレーターについては、村でも、ちょっと私も不確定なもので、もっとやりたいんだけど不確定なものでできないので、やはりちょっと嫌な話を聞いているものですから、やはりたまにはきちっと誰がやっていたかということを確認していただきたいと。オペレーターについては特に危ないですから、確認をたまには、抜き打ちでもいいから確認していただきたいなと思っております。

終わります。

◎延会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

議案審議の途中でございますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

皆様に申し上げます。

明日の本会議は午前10時から開催いたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 4時30分)

9 月 定 例 村 議 会

(第 4 号)

令和4年9月天栄村議会定例会

議事日程（第4号）

令和4年9月9日（金曜日）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 9号 | 令和3年度天栄村一般会計決算認定について |
| 日程第 2 | 議案第10号 | 令和3年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第 3 | 議案第11号 | 令和3年度牧本財産区特別会計決算認定について |
| 日程第 4 | 議案第12号 | 令和3年度大里財産区特別会計決算認定について |
| 日程第 5 | 議案第13号 | 令和3年度湯本財産区特別会計決算認定について |
| 日程第 6 | 議案第14号 | 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について |
| 日程第 7 | 議案第15号 | 令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について |
| 日程第 8 | 議案第16号 | 令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について |
| 日程第 9 | 議案第17号 | 令和3年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について |
| 日程第10 | 議案第18号 | 令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について |
| 日程第11 | 議案第19号 | 令和3年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について |
| 日程第12 | 議案第20号 | 令和3年度天栄村介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第13 | 議案第21号 | 令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第14 | 議案第22号 | 令和3年度天栄村水道事業会計決算認定について |
| 日程第15 | 議案第23号 | 令和4年度天栄村一般会計補正予算について |
| 日程第16 | 議案第24号 | 令和4年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第17 | 議案第25号 | 令和4年度牧本財産区特別会計補正予算について |
| 日程第18 | 議案第26号 | 令和4年度大里財産区特別会計補正予算について |
| 日程第19 | 議案第27号 | 令和4年度湯本財産区特別会計補正予算について |
| 日程第20 | 議案第28号 | 令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について |
| 日程第21 | 議案第29号 | 令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について |
| 日程第22 | 議案第30号 | 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について |
| 日程第23 | 議案第31号 | 令和4年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について |

- 日程第24 議案第32号 令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について
 日程第25 議案第33号 令和4年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について
 日程第26 議案第34号 令和4年度天栄村介護保険特別会計補正予算について
 日程第27 議案第35号 令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について
 日程第28 議案第36号 令和4年度天栄村水道事業会計補正予算について
 日程第29 陳情審査報告
 日程第30 各委員会閉会中の継続審査申出
 日程第31 発議案第1号 子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出について
- 招集者あいさつ

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 嶋	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
教 育 長	久 保	直 紀 君	参 事 兼 総務課長	内 山	晴 路 君
参 事 兼 企画政策 課長兼会 計管理者	熊 田	典 子 君	税 務 課 長	塚 目	弘 昭 君
参 事 兼 住民福祉 課 長	小 山	富 美 夫 君	産 業 課 長	黒 澤	伸 一 君
建 設 課 長	櫻 井	幸 治 君	湯 本 支 所 長	星	裕 治 君

教育課長 関 根 文 則 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 北 嶋 さ つ き 書 記 小 針 陽 平
事 務 局 長

書 記 森 歩

◎開議の宣告

- 議長（服部 晃君） おはようございます。
ただいまより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。
よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

- 議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第4号をもって進めます。
-

◎議案第9号の質疑、討論、採決

- 議長（服部 晃君） 日程第1、議案第9号 令和3年度天栄村一般会計決算認定について、昨日に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、北島正君。

- 1番（北島 正君） 42ページをお願いします。

22款諸収入、4項の雑入、1目の弁償金の中で、原子力災害損害賠償金2,715万9,000円入っておりますけれども、村では今まで幾ら請求をして、そのうち幾ら金入っているんだか、それちょっとお願いします。

- 議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

- 参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

東京電力損害賠償請求ということで賠償請求を行っておりますのが2億3,593万3,938円でございます。これまでに支払われていたのが、トータルで4,072万4,796円になります。

- 議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

- 1番（北島 正君） あと、そうしますと、残り1億何がしは確実に入ってくるんでしょうか。どうなんでしょう。

- 議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

- 参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

損害賠償としましては、これまで職員の人件費やその他の部分で請求をしておりますが、

今現在、賠償の対象とならないものということが示されておりまして、災害があった22年より職員の増加が伴わないものは対象外とされております。また、時間外手当等についても必要経費といえますか、原子力災害に伴わないものは対象外とされております。

また、健康管理等に関しましては、因果関係が不明なもの、こういったものにつきましては対象外とされております。

また、農林水産業の対策としまして、当時、ゼオライトやプルシアンブルーなどを実施しておりましたが、こういったものが必要性が不明だということで、こちらは対象外となっております。また、そのほかに関しまして、除染に対して実施する必要性が不明なものに関しましては、対象にはならないということ承っております。

○議長（服部 晃君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） そうしますと、当初は2億3,500万で請求していると思うんですけども、今言われたように本当の賠償対象額というのは、正確に言えば幾らなんですか。東電といろいろやり取りしていて、多分、向こうはあんまり出たくないから、値切って値切ってきていると思うんですけども、そこをお聞かせ願います。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

賠償額につきましては、その都度東京電力のほうと請求に関して折衝を行いまして、その中で対象となるものということで対象額を決めさせていただいておりますので、今現在ですと幾らというふうな数字は、実際には示せないというふうな状況でございます。

○議長（服部 晃君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） そうしますと、これから幾ら補償費として入ってくるかは、今のところは分からないと、そういうふうなことで理解していいんですか。分かりました。

じゃ、あともう一点ですけども、健康被害の関係で、甲状腺がんとかいろいろ検査したんですが、その後の経過で、実際、その辺の中で甲状腺がんとかになったという方っていたんでしょうか。今までも、過去随分たっていますけれども、それに対する対応、お願いします。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） おはようございます。

お答えいたします。

今ほどのご質問で甲状腺がん等の方がいらっしゃったかということでございますが、ここ10年間でこの放射線等に伴う甲状腺がんでの被害というのは承っておりませんので、いない

というふう認識をしております。

○1番（北島 正君） 分かりました。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 129ページの、私も初めて見るんですけども、農業収入保険加入促進対策事業補助金、これ、中身ちょっと分からないものですから、もうちょっと詳しく説明
お願いできますか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） おはようございます。

ご質問にお答えいたします。

こちらの農業収入保険の加入促進対策事業補助金につきましては、農業者自らが価格下落や災害に対する補償のために、農業共済組合のほうで創設されました農業収入保険に農業者自らが加入していただくことを促進して、農業災害とか収入減少のリスクを防いでいただきたいというようなことで、こちらの制度に加入される方の保険料につきましては、積立ての部分と掛け捨ての部分がございます。その掛け捨ての部分のみの10分の1、こちらのほうを収入保険加入者のほうに支払う制度でございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） いや、補助は分かるんですけども、この10分の1はこの対象者、住民に対して10分の1を補助しているわけなんですけれども、じゃ、残りの10分の9はどこから出ているんですか、これは。その中に。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

10分の1は補助出るということなんですけれども、そのほかについては、加入者自らの負担と
いうようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） この制度は、じゃ、村単独の事業制度なんですか、これは。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらの事業につきましては、村独自の制度でございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） いや、これ、保険というのは生命保険でも何でもそうなんですけれども、自分が何かあったときにもらう保険だから、自分が全額負担するのが当たり前のことなんですよね。ただ、これは村の財政から捻出しているわけですから、だから、個人に対して村のお金を使って個人がそれだけ、今回は去年の12月に共済組合からパンフの収入保険はもらっている方がいます。そのために、わざわざ村の財政を使わなきゃならないのか、個人に対して。何で収入保険だけなのか。あと、国がやっている財政対策、そういうのは国だから全然該当にならない。どういうふうな内容で、村としてはこういう制度をつくったのか。9名なんですけれども、金額は割れば1万3,200円かそこらへんなんですよ。金額じゃないです、村の金なんですよ。それは、村の金をそういうふうに、金額に関係なくそういうふうな出し方をしていいのかどうか。保険というのは自分で払うんですよ、みんな誰だって。それを個人のために保険出してやって、いや、今度は米価が下落したから、じゃ、それは該当になるからどんと金入ってきますよ。上の項目はいいんですよ。これ、別冊子の74ページに出ていますけれども、機械買ったりなんだりするの構わないんです。これは、国も県も推進していますから。それは、耕作不能地が出ないように、規模拡大してもらうためにそういう補助があるんですから。それは分かります。ただ、これは、あくまでも村単独の事業で村のお金を助成してるわけですよ、個人に対して。それはいいものかどうか、その考え方なんですよね。金額的には知れたものです。でも、やり方が問題なんです。どういうふうな話合いで、じゃ、それはこういうふうにしてやりましょうって決まったその経緯をちょっと聞きたいなと思って。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、この制度につきましては、農業共済組合のほうで創設されたというようなことで、恐らく共済組合のほうから県内各市町村に関しては、農業収入保険が創設されたので、これを推進するために市町村のほうでもそういった補助の制度をつくっていただけないかというような要望がございました。その中で、県南県中地方、天栄村だけではないんですけれども、そこら辺でこの制度、補助率は様々です。また、全国においても調べてみると様々いろんな給付率があるんですが、基本的には、いわゆる掛け捨て部分のところを補助しましょうというようなことで創設したということでございます。

先ほども申し上げましたが、近年、米価についても動きの変動がすごく激しいというようなことと、それから、自然災害、降雹であったり、害虫であったり、有害鳥獣であったりというようなことで、そのリスクに自ら備えていただきたいというようなことで、その加入を促進するという意味でつくらせていただいた制度ですので、ご理解いただければと思いま

す。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） いや、その制度のやり方は分かるんですけども、個人に対して村の公費を補助するというのはいかなものかということを知っているんですよ。それは推奨してくださいとか、国も県もそういうことやらないんですから。あとは各市町村でそういうのをやっちゃってと、そういうあれが、資料が来ましたから、じゃ、これは取り組みましょう、そうでなくて、個人に対して個人がもらった金なんですよ。いろんな組織とかそういうやつならば、それ、いろいろ該当になるものが出てくるんだろうけれども、あくまでも個人ですよ、これは。だから、そういうものに対して、村の公費から出していいものかということを知っているわけなんですよ。それが正しいと思ってやったんだか、そこら辺ちょっと検討しなかったんですか。課長単独の判断でこれ決めたんだか、よろしくお願いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私もこの収入保険の話とか、いろいろ説明を聞いて、村としても米価下落対策、そして、先ほど産業課長も言ったように、気候変動によるもので自然災害、またはカメムシの大量発生と、後は鳥獣害被害等がやっぱり発生してきた中で、こういったものに取り組む市町村もあって、村も農家の支援のために幾らかでもこうやってなるのであれば、これは実施すべきだというような判断をさせていただきました。なおかつ、この収入保険に加入するには、青色申告をしなければならないというような一つの条件がございます。農家にとっても経営感覚を持っていただきたい。収支のやり方をしっかり持って農業経営をしていただきたいというような思いがありまして、村でも独自にこの保険の補助に取り組んできたというような経緯、私もそこについては判断をさせていただきました。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） いや、そのやり方とかそういうのはそれは分かるんですけども、ただ、あくまでも村の金を一部の個人に対して補助をするその計画性。だから、なぜ収入保険だけなのか。後は国でやっているナラシ対策とかありますよね。あれだって保険制度ですから。私は、ナラシ対策入って、大体1反歩5万近い金を積んでいます。そういう人も、そういうふうに分自分でやっている人もいますですよ。なぜ共済組合の収入保険だけに補助しなきゃならないのか。そこの考えなんですよ。それは、個人のお金を補助してやるなら構わないですよ。村のお金を補助してやるわけだから、だから、そういうやり方が本当に正しいのか。いや、村長がそれでも正しいと言うんなら、それは構いませんよ、だから。そこのやっぱり金額の問題じゃないんですよ。中身の問題です。やっていいか悪いかのその話合い。ナラシ

対策ばかりが保険じゃないんですから。2通りあるんですから、ナラシ対策と収入保険とね。ただ、あくまでも収入保険は共済がメインでやってるから、ナラシは国がやっています。ただ、各農家に聞いたならば収入保険入っていますか、ナラシ入っていますかって聞いたならば、どっちもやっていませんという人がやっぱり数多くいました。掛金が大変。確かに掛金は大変ですよ。私は、30何万も毎年掛けていますがけれども、掛金が大変なんです。その代わり、災害あったときにはその分返ってきますけれども、ただ、そういうのはできなくている方もいるのね。だから、この人はできるからそれ加入しているんだけど、個別に、個人的に村のお金を補助していいものかということだけをただ聞いたかっただけなんです。そこら辺の考えはどうですかね。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これから、徐々にナラシ対策、私もそれは承知しています。今後は、収入保険のほうにだんだん移行するというお話もいただいています。今後、なかなか厳しい情勢の中で、収入保険に農家の方々が加盟していただく、そして、青色申告をしていただくと、そういう取組をしていかなくちやならないという中での村としての判断でございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 流れがそういうふうだんだんと移行していくというのは分かりますけれども、移行しても入れない人がいますよ、やっぱり。掛金が大変だからって。だから、そういう人は入れない人のことも考えてやらないと、何で加入する人ばかりそれ優遇されるんだって、そういう話も出ないとも限ってこないんですよ、これからは。だから、やり方にしても個人ですからね、これはね、あくまでも。個人の収入ですから、保険というのは。それを村の公費を使って補助するというのは、ちょっと腑に落ちないところがあるんですよ、私としてもね。今回これ、決算だから金が出ていますから、それはもう何ともしようがないんですけども、もう一度それを検討していただきたいなと思います、この問題についてはね。それ、何だか執行部の考えだけでぱっぱぱやっているような感じもしますので、だから、村の公費を使うときにはやっぱりきちっと平等性を持って、村民からクレームを聞かないように、そこら辺をもう一度検討していただきたいと思います。

あと、次は121ページの天栄ブランド化推進事業補助金335万2,000円は、例年どおりの予算で例年どおりの決算だと思えるんですけども、私は、前に食味コンクールに参加してからは、大分金額的には倍以上くらいになっていると思うんですよ。今までは、私が参加していた頃は、部門別の予算計上だったんですよ、食味コンクールは120万とか150万とか。あと何々。合算するということは、何か意味があるんですか、そこ合算で上げてしまうという

のは。前と同じく内訳ここに出せないのであれば、こっちの、またこれ別紙、主要施策の成果という中にまた入れることができると思うんですよね。だから、合算しないでもらいたい。食味コンクールが幾らかかりました。あと、ブランドだからあと何なんですか。長ネギ、ヤーコン、マカもか。それに対して部門別の予算。予算ができてから合算して上がったんだと思いましたけれども、昨日もそういうふうな内訳のことでそれ質問されたと思うんですけれども、やっぱりきちっと大きい金額は明細はきちっとやっておかないと私らも分かりませんから、これ、終わってしまうと。この決算の335万2,000円の内訳、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、天栄米への食味コンクールの開催、こちらに約60万円、それから、国というか、全国米分析鑑定コンクールへの参加等の費用として約40万円、そのほかの部分については、ブランド化を推進する上での費用というようなことで、例えばマカの栽培に関する種であったり、資材であったり、そういったものに係るもの、それから、学校給食のほうに天栄米とほかのブランド品のものを提供するということで、昨年についてはこちらブランド化協議会で購入したものを学校給食費のほうに40万円、それから、いろいろな土壌の分析であったり、それから、広告であったり、そういったものをやっているというような形でございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 内容的には分かりましたんですけれども、結局ブランド化というのは、あくまでも、じゃ、これは米がメインになっているのかな。給食センターで使うやつもあるんだろうけれども、そういう大会費、食味コンクール費、全国大会の大会費の費用関係、そういう明細は、ここはいいですよ、この決算書の中身はその合算でも。335万2,000円ね。ただ、こっちの主要施策の成果の問題、冊子には、ここと同じく、やっぱりここにも載せることはいいんですから、これね。だから、これと同じように、そういう明細は、合算した部分についてはここに上げてもらいたい。それはできないですかね。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こういった費用の明細みみたいな部分を主要の施策の成果には載つけることは可能かと思えますので、こういった部分については、今後ちょっと載せたいなというふうに思います。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、この次からはそういう内訳等を合算部分については載せていた

だくようお願い申し上げます。これ、産業課ばかりじゃなくて、昨日もそういう内訳の質疑があったと思うんですけども、そういう中身も、こればかりじゃないです。各課の課長さん、みんなもう一回見直していただいて、合算されている部分があれば、そこはこの次からは、こっちの別紙のほうに内訳を入れてもらおう。それでよろしくようお願い申し上げます、終わりにします。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。ございませんか。

5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） すみません、1点だけちょっと伺います。

201ページの介護保険の滞納についての……

○議長（服部 晃君） 介護保険は、今、一般会計の決算についてです。

○5番（廣瀬和吉君） ごめん、ごめん、そっちまで行ってねんだ、まだ。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第2、議案第10号 令和3年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第3、議案第11号 令和3年度牧本財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第12号 令和3年度大里財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第13号 令和3年度湯本財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第14号 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第7、議案第15号 令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 成果の報告の中でも触れてあるんですけども、この特別会計の事業規模に比べて未収金、滞納者、これがかなり割合が多いんですけども、どういう状況なのか説明を願います。

○議長（服部 晃君） 小山議員、何ページですか。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

滞納の状況でございますが、件数等は説明のとおりでございます。滞納でも定期的に訪問等をして、分納という形で幾らでも回収に努めているところでありまして、そういったところで税務課とかとも連携しまして、少しでも滞納額が圧縮するような形で対策のほうは取っている状況でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 大山の団地は、もう団地が開けてから結構期間がたって、かなり高齢化が進んでいるかと思うんですけども、その滞納の方の状況というのはどうなんですか。ちょっとずつ払っているって今おっしゃいましたけれども、状況的にはかなり苦しいとかそういうふうな状況ではないんですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

支払いのほうで苦しいというか、そういった方も中にはおります。年金だけで生活をしている方とかもございまして、苦しいという中でも少しずつでも分納という形で納めていただいている方もございます。

また、滞納者については定期的に、先ほども申しましたが、訪問等をして、関わりながら、少しでも圧縮に努めているところでございます。

○4番（小山克彦君） 了解しました。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ございますか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 4番議員とほとんど同じなんですけれども、結局は14名、637件になっていますよね。これは何、大山団地に住んでいる方なんですか、それとも住所があつてたまにしか来ない方のどちらなんですか。あと、先ほど言ったように、もう35年過ぎていきますので、大山合併処理場というんですか、それも耐用年数もあるので、そういう関連でこの滞納の内訳を詳しく教えてもらいたいです。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

滞納者については、現在、住所がございませう方々でございませう。現在住んでいる方です。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうするとあれですね、週に1回とか月に1回とかそうしている方々は、滞納者はないということで、現在住んでいる方が滞納していると。そうすると、14名で637件というのは、あまりにも多過ぎないですか、これ。数が637件って、14名で637件ということは、それだけの分を払っていないということでしょう。違うんですか。そうすると、あまりにもこれ、放置し過ぎじゃないですか。1年以上なんてものじゃないよ、これ。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

637件というのは、その月と捉えられて構わないんですけども、確かに14名でこの金額となると、かなりの月数ということですが、その部分につきましても、滞納者との納付相談、後は訪問徴収等で極力少しでもお支払いしていただくような形で交渉というか、お話ししておりますので、地道にやっているところが現状でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これね、金額でも230万以上超えているわけですからね。そうすると、14名で637というのは、1年以上払わない方がほとんどだということなんでしょう、これ。数えてみると、計算してみると。とにかく大変でしょうが、小まめに請求して、今先ほどの何というんですか、年金暮らしだからなかなか暮らしが大変だとかって理由あるかもしれないけれども、その理由は、そのまま放置しておいたらば、大山団地の人が半分以上、6割から7割年金生活の人があと5、6年でなりますから、60%、70%の方がそういう状態になりますよ。だから、その辺もちゃんと今後考えてやらないと。今、大山団地に住んでいる方は、ほとんど60歳以上の方がもう70%、80%ですから、だから、その辺もよく考えてやって、そして、今度は大山団地の合併処理場ももう耐用年数が来ると思いますから、そういう面も考えてこれからも慎重に、あと、小まめにやってください。

以上です。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

ここで暫時休議いたします。

11時まで休議いたします。

(午前10時45分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時00分)

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第8、議案第16号 令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第9、議案第17号 令和3年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第10、議案第18号 令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第11、議案第19号 令和3年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第12、議案第20号 令和3年度天栄村介護保険特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 主要施策の成果の129ページの介護保険の未収金について、これ、詳しくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

決算書のほうは340ページ、341ページになります。また、今ほどの主要施策の成果のところ、129ページの下に介護保険特別会計の収入未済額の内訳というふうに記載をされております。

まず、現年分の特別徴収の保険料は未済はございません。また、現年度分の普通徴収の保険料が51万3,240円ほど未収になっております。こちらは12名の方が12件分が未済ということでございます。

続きまして、3節の滞納繰越分普通徴収保険料分でございますが、こちらが279万140円が未済でございますが、28名分が未済ということになっているところでございます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 現年度の12名の12件、これ何で未済額と。介護保険というのは年金から引かれて納めているんだけど、多分これは手続、年金をもらう前の手続で、多分切符切った時点で未納が残っていると思うんだけど、そういうことなのかな。年金もらって

からは、年金から引いて納めるんだから滞納になるわけねえんだけど、その辺ちょっと詳しく教えてほしい。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

今ほど議員おっしゃるように、通常は年金から納めます。それは特別徴収ということで、111のほうで納めるわけですが、中には年金をもらう手続上で、その前に普通徴収になる場合がございます。そういった方々は、年金から引かれないで、納付書を発行しまして、そちらに基づき口座振替か現金で納めるようになっていただいているところでございます。そういったはざまのときに忘れた方々が納めないということもあります。また、それが12件全部ではないんですが、そういった普通徴収から特別徴収になるまでのはざまのときに未納の方が多いうことで承知しているところでございます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） その切符の時点で納めるのを忘れたとか納めなかったということで、現年度分のは分かりましたが、これ、過年度分28人。これどんどん増えていく状態なんだけれども、これは年金から徴収するわけにいかないのか、年金もらうようになったら。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

基本的には、普通徴収の場合は、納付書で納める形になっておりまして、特別徴収は年金から徴収させていただきます。そこに上乘せということは基本的にはやっていません。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） じゃ、これはどうなんですか。過年度分、年金、これを切符のあれで納めなかったということで、いざ介護保険を利用する際に、滞納のあった人でもそのまま介護保険を利用することができるんですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

未納者に介護保険を使わせるのかということですが、まず介護保険を使う際にいろいろ申請等手続がございます。その際に私どもは、介護保険料が未納の場合は、その未納を整理していただくことをお願いしまして、その後、完納になりましたらば、介護保険の申請等で手続を進めるということをしており、保険料の未納がないように努めているところでございます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 健康保険の場合、未納だったらば、健康なときはいいんだけど、実際、入院したとかなんかで健康保険を使わないと治療費が大変だということで、残っていたやつは、未納の分はそのとき全部払って健康保険を利用するということは聞いておるんですが、介護保険で、この過年度分がだんだん増えているということは、実際使うとなったとき、申請で、あなたは滞納がありますからそれを払ってくださいと。片方はもう病人で、それを使うかとなったとき、実際、その人は今まで払えたのかな、払っていたのか、その辺ちよっと聞きたいな。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

今ほどおっしゃるように、やはり多額になれば、そのときに払うというのは非常に難しいかと思えます。今までも、そういった相談がございましたときはそのような形を取らせていただきまして、保険料を納めていただきました。今後こういった形が引き続きなれば、今、議員おっしゃるご心配のとおり事態とならないとも限りませんので、私どもこの保険料の徴収に関しましては、そういったこともあるということで滞納者の方々にお話をしながら、少しでも少なくなって、万が一保険を使うときにすぐにサービス等が受けられるように、徴収のほうを進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） それで12名という、保険の手続の時点で未納になっているという時点でよく説明して、実際利用するときこうですよということを話をして、なるべくこれは増やさないようにお願いいたします。

以上です。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第13、議案第21号 令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第14、議案第22号 令和3年度天栄村水道事業会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第15、議案第23号 令和4年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 35ページをお願いいたします。

議案第23号 令和4年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,785万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,846万6,000円とする。

（債務負担行為の補正）

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

40ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正、追加でございます。

事項、除雪車整備事業（令和4年度）、期間、令和5年度まで、限度額、除雪車購入費6,000万円（除雪ロータリ）、除雪車購入費2,000万円（除雪ドーザ）。

債務負担行為設定の予算措置に基づき、令和4年度に購入契約を行い、翌年度、納車後に支出を行うものであります。

債務負担行為の補正につきましては以上でございます。

第3表、地方債補正でございます。

起債借入額の限度額の変更でございます。

臨時財政対策債につきましては、3,800万円から3,230万6,000円、ふるさと公園駐車場整備事業につきましては、2,690万円から3,710万円に変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

地方債補正につきましては以上でございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、11款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、補正額6万2,000円の増。減収補てん特例交付金の額の確定によるものでございます。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額1億7,865万2,000円の増。普通交付税の額の確定によるものでございます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、補正額100万円の増。新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を見込んでおります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額1,345万8,000円の増。戸籍法改正に伴い、システム改修作業に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金775万円、マイナンバーカード普及促進に係る個人番号カード交付事務費補助金69万8,000円、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金501万円を見込んでおります。

2目民生費国庫補助金、補正額26万9,000円。障害福祉システム改修に係る地域生活支援事業補助金及び介護保険システム改修に係るシステム改修補助金を見込んでおります。

3目衛生費国庫補助金、補正額106万8,000円の増。新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るワクチン接種体制確保事業補助金を見込んでおります。

17款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額205万1,000円の増。ペーパーレス会議システム構築に係る福島県ICT推進市町村支援事業費補助金を見込んでおります。

3目衛生費県補助金、補正額605万6,000円の増。地域自殺対策強化事業に係る交付金、土橋久保仮置場の除染土壌等仮置場原形復旧工事に係る除染対策事業交付金、湯本診療所での新型コロナウイルスワクチン個別接種の支援に係る支援金を見込んでおります。

4目農林水産業費県補助金、補正額161万7,000円の増、交付額の確定による環境保全型農業直接支払交付金、福島県沖地震により被害を受けた農業用ハウスの修繕等の支援と農地利用の集約化に向け生産効率の向上を図るための農業用機械の導入支援に係る担い手づくり総合支援事業費補助金を見込んでおります。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正額111万6,000円の減。令和4

年7月1日付でNTT東日本へ譲渡しました光ファイバ通信設備貸付料を減額するものでございます。

2項財産売払収入、5目圧雪車売払収入、補正額957万円、湯本スキー場の圧雪車売払収入を見込んでおります。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額1,260万4,000円、ふるさと納税のがんばれ天栄応援寄附金の増を見込んでおります。

20款繰入金、1項特別会計繰入金、2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、補正額900万円、令和3年度駐車場造成工事請負費の請差分に係る工業用地取得造成事業特別会計繰入金でございます。

4目後期高齢者医療特別会計繰入金、補正額3万5,000円。精算に伴う額の確定によるものでございます。

5目介護保険特別会計繰入金、補正額373万1,000円。介護給付費精算に伴う額の確定によるものでございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1億円の減。額の確定によるものでございます。

21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額7,855万7,000円。前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

次のページをお願いします。

22款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正額438万7,000円。イントラネット光ケーブル移設工事に係る物件等移転補償費、額の確定による多面的機能支払交付金の返還金、羽鳥湖高原交流促進センター浄化槽フロア等改修工事に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費等の補助金でございます。

3目過年度収入、補正額234万6,000円。前年度事業に係る国及び県の負担金等精算によるものでございます。

23款村債、1項村債、1目総務債、補正額1,450万6,000円。1節の臨時財政対策債につきましては、額の確定による減でございます。また、2節の緊急防災減災事業債につきましては、次の2目土木債の村道芝草鎌房線整備事業を1目の総務債へ組み替えるものでございます。また、カーポート整備の追加に係るふるさと公園駐車場整備事業でございます。

2目土木債、補正額1,000万円の減。組替えによるものでございます。

次に、歳出でございます。

まず、今回の補正のうち1節から4節までの人件費につきましては、4月の定期人事異動による職員の配置替えなどに伴いまして所要額の増減を行ったものでございますので、それぞれの目における説明は割愛させていただきたいと思っております。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、補正額 3 万 2,000 円。自動車借上料等の増でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 7 万 8,000 円の減。

2 目文書広報費、補正額 4 万 7,000 円の増。広報印刷等の増でございます。

5 目財政管理費、補正額 4,389 万 4,000 円の増。14 節、経年劣化による照明器具の更新として、役場庁議室照明等更新工事請負費 145 万 8,000 円、庁舎への侵入や無断侵入などの防犯対策としまして、入退室管理を図る役場庁舎出入管理システム設置工事請負費 249 万 3,000 円を計上しております。24 節、前年度繰越金の額の確定に伴う財政調整基金元金積立金 4,000 万円。

6 目企画費、補正額 947 万 7,000 円の増。10 節、大山住宅団地内の北公園及び南公園の街灯を修繕するための修繕費 33 万 2,000 円、11 節電話回線専用料 22 万 7,000 円、12 節 338 万 9,000 円、こちら大山団地内の北公園の樹木伐採をするための環境整備委託料 16 万 4,000 円、N T T 東日本への譲渡完了に伴う光ファイバ通信設備保守管理委託料 87 万 8,000 円の減、S D G s 及び行政デジタルトランスフォーメーションの推進の取組としてタブレット端末を用いて会議資料のペーパーレス化を図るため、ペーパーレス会議システム構築業務委託料 410 万 3,000 円、14 節 573 万 5,000 円、東北電力柱及び N T T 柱の移設に伴う光ケーブル移設工事請負費 212 万 1,000 円、鳳坂トンネル供用開始に伴いイントラネット光ケーブルの撤去が必要となることから、供用開始前に代替回線を引くため、バーチャルプライベートネットワーク拠点整備工事請負費 361 万 4,000 円を計上しております。

7 目支所及び出張所費、補正額 24 万円の増。施設修繕費を計上しております。

10 目ふるさと納税費 1,816 万 9,000 円の増。現在の寄附額が増額の見込みとなるための計上でございます。7 節報償品等 333 万 8,000 円、11 節寄附に係る決済等の各種手数料 71 万 1,000 円、12 節電算業務や受領証明書発行業務等に係るふるさと納税業務委託料 151 万 5,000 円、24 節がんばれ天栄応援基金積立金 810 万 4,000 円及びこども未来基金積立金 450 万 1,000 円を計上しております。

2 項徴税費、1 目税務総務費、補正額 81 万 6,000 円の減。

2 目賦課徴収費、補正額 17 万 6,000 円。前納報償金の額の確定によるものでございます。

3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、補正額 850 万 4,000 円の増。11 節郵便料 32 万 9,000 円、12 節、戸籍法改正対応のためのシステム改修として戸籍事務内連携作業委託料 775 万円を計上しております。

5 項統計調査費、2 目総務統計費、補正額 3 万円の増。消耗品などでございます。

3 項民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 70 万円の減。

2 目老人福祉費、補正額 50 万 8,000 円の増、10 節誘導灯修繕に係るデイサービスセンター

施設修繕費22万円、12節介護保険システム改修委託料8万8,000円、18節、補助対象の要件緩和に伴い高齢者エアコン購入事業補助金20万円を増額計上しております。

5目障害対策費、補正額215万9,000円の増。12節障害福祉システム改修委託料45万1,000円、22節、前年度国県負担金等の額の確定に伴う精算返納金170万8,000円を計上しております。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額279万3,000円。1節から8節、会計年度任用職員の拡充に伴う所要額の増でございます。10節児渡及び上松本地区公園内の遊具修繕費13万2,000円、22節、前年度子ども・子育て支援交付金等の額の確定に伴う精算返納金251万5,000円。

3目保育所施設費、補正額600万2,000円の増。

5目子育て世帯生活支援特別給付金事業費、補正額172万4,000円。額の確定に伴う精算返納金でございます。

6目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、補正額242万2,000円の増でございます。額の確定に伴うものでございます。

3項国民年金費、1目国民年金費、補正額3,000円の増。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額56万3,000円の増でございます。

2目予防費、補正額674万円。7節ワクチン接種に係る医師報償100万円、10節抗原検査キット購入に係る新型コロナウイルス対策用消耗器材100万円、ワクチン接種会場に係る灯油代10万円、11節ワクチン接種の通知に係る郵便料80万円、国保連合会手数料16万8,000円、22節、前年度の国庫負担金等の額の確定による精算返納金367万2,000円を計上しております。

3目環境衛生費、補正額717万5,000円の減、27節新型コロナワクチンの接種に係る国保（診療施設勘定）特別会計繰出金874万2,000円の減。額の確定によります簡易水道事業特別会計繰出金156万7,000円を計上しています。

5目保健センター施設費、補正額73万6,000円、14節、更新期目を迎えました電気設備更新のため保健センターの修繕工事請負費40万円を計上しております。17節、老朽化した調理室の冷凍冷蔵庫更新のため33万6,000円。

7目放射能対策費、補正額501万6,000円の増。土橋久保仮置場の原状回復工事の補完工事を行うものでございます。12節除染土壌等仮置場原形復旧工事設計委託料130万円、13節土地賃借料71万6,000円、14節除染土壌等仮置場原形復旧工事請負費300万円を計上しております。

2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額40万円の増。春日山地区のリサイクルハウス設置工事でございます。

次のページ、6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、補正額187万円。

3目農業振興費、補正額4,605万9,000円の増。10節需用費で39万円、消耗器材及び施設修繕費、11節手数料43万6,000円、12節てんえいふるさと公園駐車場内のカーポート整備に係るてんえいふるさと公園駐車場整備工事設計業務委託料140万5,000円、14節カーポート整備に係るてんえいふるさと公園駐車場整備工事請負費1,562万円、てんえいふるさと公園農林水産物直売所店舗用の陳列棚などの備品を製作するための木製什器製作工事請負費578万3,000円、17節、サービスカウンターや冷蔵ケースなどの備品購入としまして、てんえいふるさと公園農林水産物直売施設備品に2,050万円、米の品質向上を図るため穀粒判別器91万1,000円、22節、多面的機能支払交付金の額の確定による精算返納金101万4,000円を計上しております。

5目農業施設費、補正額491万9,000円、14節農業施設等に係る維持工事請負費200万円、27節、額の確定による農業集落排水事業特別会計繰出金391万9,000円、板屋々敷配管移設工事の設計見込額の変更による天栄村水道事業会計繰出金100万円の減を計上しております。

6目水利施設管理費、補正額5,000円の増。

7目国土調査費、補正額3,000円の増。

8目水田農業構造改革対策費、補正額130万円の増。飼料用米の取組面積が26ヘクタール増加したため、水田利活用推進助成金を増額計上しております。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額1,028万3,000円の増。18節の農業規模拡大を図る農家を支援するため、農業経営規模拡大支援事業費補助金としまして、対象予定者11名、810万4,000円、また、福島県沖地震により被害を受けました農業用ハウスの修繕等の支援としまして、対象者に対して、農地利用の集積化に向けた生産効率の向上を図るための農業用機械の導入支援としまして、対象者1名に係るものとして、農地利用効率化等支援交付金217万9,000円を計上しております。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、補正額600万円の増、羽鳥湖高原交流促進センターブロー等改修工事請負費を計上しております。

2項林業費、1目林業総務費、補正額47万円の増。

2目林業振興費、補正額320万円の増、林道大向線の維持工事請負費を計上しております。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、補正額95万円の増。18節、村内での創業等を促進するため、一定要件を満たす者に対して創業に係る経費の一部を支援するため創業等支援補助金を計上しております。

3目観光費、補正額17万6,000円。10節、観光PRのためのパンフレット制作費用など47万3,000円、12節登山道の環境整備委託料の減、29万7,000円の減。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額6,000円の増。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額3,103万5,000円の増。10節除雪車両等の修繕費520万円、14節維持工事請負費2,400万円、17節、冬季間の安全確保のため凍結防止剤散布機の購入費として131万円を計上しております。

2目道路新設改良費、補正額350万7,000円の増。

9款消防費、1項消防費、3目消防施設費、補正額30万円の増。18節、消火栓更新に係る水道事業会計負担金及び簡易水道事業特別会計負担金の計上でございます。

5目防災行政無線管理費、補正額75万9,000円。防災行政無線の免許更新のための申請業務委託料でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額1,533万5,000円の増。7節適応指導教室に係る講師謝礼77万6,000円、10節湯本中閉校に伴う記念品及び記念誌等の作成に係る消耗器材33万9,000円、印刷費等で199万1,000円、12節環境整備委託料72万6,000円、統合小学校、幼稚園、保育所に係る統合小学校等基本計画策定業務委託料957万円、教育系ネットワーク回線構築委託料95万7,000円、18節、原油価格・物価高騰に伴う子育て世帯の学校給食費の負担抑制を図るため、原油価格・物価高騰等対応給食費補助金501万円を計上しております。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額324万9,000円の増、1節から8節まで牧本小学校の特別支援教育支援員の拡充による計上でございます。10節、感染防止等に係る換気を伴うエアコン使用のため電気料が増加したことに伴い、電気料83万6,000円、大里小及び牧本小に係る学校施設修繕費51万9,000円、13節では自動車借上料11万5,000円、17節防犯対策用施設管理器具としまして11万3,000円を計上しております。

2目教育振興費、補正額8万2,000円。11節学力・知能検査手数料3万3,000円、13節自動車借上料4万9,000円。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額431万5,000円の増。1節及び3節湯本中の業務員及び天栄中学校の学校支援員の拡充による計上でございます。14節天栄中学校駐車場区画線改修工事33万円、17節、天栄中体育館のステージ用スピーカーなどの更新としまして、施設管理用器具139万2,000円を計上しております。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額685万4,000円の減でございます。

次のページでございます。10節、換気を伴うエアコン使用に伴いまして、電気料48万7,000円を計上しております。

6項保健体育費、2目湯本保健体育費、補正額9万8,000円の増。体育館等の施設修繕費でございます。

3目学校給食センター費、補正額1,000円。

4目天栄体育施設費、補正額8万3,000円の増。漏水修繕のための施設修繕費を計上して

おります。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額16万4,000円の減。

以上で説明を終わります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） ただいま議案審議の途中でございますが、昼食のため午後1時30分まで休みます。

(午前11時46分)

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 56ページの17節ですか、ふるさと公園の直売施設の一番下、この穀粒判別器、これはどんなことをやる機械なのか、ちょっと詳しく説明してください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

穀粒判別器につきましては、米の品質の重要な要素の一つであります整粒歩合を判別する機械でございまして、例えば色がついた着色米、それから胴割米、それから粉碎米、そういったものの判定、米の品質が判定できるというもので、今、役場のほうの産業課の窓口に食味計というのがありますが、それと一緒に設置しまして住民の方に測っていただきまして、米の品質等を測っていただけるということを目的に設置したいと思っているものでございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） これは、直売所のほうで、いわゆる米を販売するために必要なものなんでしょうか。どういう意味でそれを直売所に設置するのか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらは、直売所ではなくて、役場の産業課の窓口のほうに設置して、生産者の方、全ての方が測れるようにというようなことで考えております。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 直売所に設置するわけではないということですね。役場の産業課のところに設置するということですね。分かりました。

それともう一つなんですけれども、来年5月オープンということで、中に入る、いわゆるテナントさんの募集のチラシが先日入っていましたけれども、これももう間もなくなんで、あと半年ちょっとであれなんですけど、現在の直売所、季の里で利用している建物、これの利用というのはどんなことを考えておられるのか。何か決まっているのか、何か現在そういう会合を持って何に使うか、そんな話を進めているのか、その辺どうなっているんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） ただいまの質問はあれですか、直売所の中の施設の……大変失礼しました。お答えいたします。

まず、今、もともとの直売施設のほうということですね。こちらにつきましては、まずトイレ等はそのまま使っていただきたいというようなことと、あとそれから、今の直売施設の部分については、直売所は新しく造るわけですから、こちらのほうのスペース、例えば、何らかの会議ができるスペースであったり、それから、ほかから来た、例えば、教育旅行とかで実際に農作業体験とかされる方の研修施設とか、そういったことに利用することでただいま検討しておるところでございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 何か以前の、村長かな、ちょっと話では、食堂か何かをとというふうな話もあったような気がするんですが、現在は、そういう研修施設とか、そんなことで使おうという話で進んでいるということですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今、食堂という話がありましたが、何かそちらのほうで会合をやったりする際に、直売所のほうで作っていただいたものをそちらに運んだりしていただいて、飲食的なものも取れるような会合スペースというようなことでイメージしております。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ございますか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 同じ56ページの17備品購入費なんですけれども、直売所に今まで結構なお金がかかっていますけれども、これというのは、いわゆる売店部分のいろいろな備品等々だと思えますけれども、前から売店に関しての備品とか設備の改修とか、いろんなもので結構お金が使われたりしているんですけれども、備品とか、消耗品とか、いろいろある

んですけれども、これについてのどこまで村が買いそろえるというふうな決まりというか、そういうものはあるんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

特に決まりというものはないんですけれども、天栄村の農林水産物直売施設ということで、基本的には、ここの中で使うものについては全て村のほうで準備してというようなことで認識しております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今、課長は、村の物販するのに全て村で買いそろえるというようなことでしたが、その全てというのはどの程度までか。消耗品、いろんな、例えば食堂であれば、箸とかスプーンとか、食器とか、どの辺なのか。あと、物販のスペースであれば、もちろんワゴン、物品そろえるワゴンとかというのはありなんでしょうけれども、そのほかにいろんなものがあると思うんですよ、一つの道の駅でいろんなものを売るわけですから。その辺何から何まで全て買い与えてやる、そういうことなんですか、全てというのは。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず基本的に、備品と言われるもの、この中でいえば、先ほど議員おっしゃったように、例えばカウンターであるとか、ラックであるとか、それからカートであるとか、そういったもの。そして、例えば今回、食堂施設も併設いたしますので、その食堂施設に係る椅子、テーブル、それから、多目的トイレ等もありますので、そこに使うおむつ交換台とかおむつ用のベッド、そして、従業員の方のロッカー、あとはもちろん、ショーケースというか、ショーケースの冷蔵ケースとか、そういったものは今回のもので買うというようなことになっております。

ただ先ほどおっしゃったような箸とか皿とか、こういったものはこの中にはちょっと含まれておりませんし、できれば、今あるものを取りあえずは利用していただきながらということと、あとまた、そこに付随する、付随というか、そのほかにかかってくる消耗品とか、いわゆる備品とまで呼べないようなもの、そういったものについては指定管理していただく団体のほうで準備していただくような形なのかなと思っております。

先ほどちょっと全てという話はしましたが、ここに今回上がっていないものについては、お互い協議しながら、どうしてもこちらで取りそろえる大きなものというものについてはこちらかなと思うんですが、その辺の特に小さい消耗品であるとか、軽微な備品、そういった

ものについては、話し合いをしながら決めていきたいなというふうに思います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今、特に決まりはない。話し合いをしながら決めていくということなんですけれども、来年オープンして、これ、今後10年、20年とやっていくわけなんですけれども、その中で何か、ただ話し合いだけで決めていく。機械が故障したとか、大きいものはあれでしょうけれども、何かきちっとした決まりみたいなものをつくっておかないと、何か我々の分からないところで話し合っただけで、今度、こういうやつが備品が必要だから役場でそろえてください、はい分かりましたみたいな形で、何ぼでもお金を費やすというのはいかがなものかなというふうに思うんですけれども、その辺の決まりというのをつくる気はないですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

当然こちらの施設に関しましても、村のほうと指定管理の委託契約を結ばせていただくわけでございますので、その中で、そういった取決めについて明確なものを今後は整備してまいりたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） それで今、課長が、指定管理者を今後決めていくということなんですけれども、指定管理者は、今後の予定として、いつ頃募集をかけて、いつ頃までに決める予定ですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

現在の道の駅といいますか農林水産物直売所の指定管理につきましては、令和5年まで、来年までの3年間で指定管理を結んでおります。ですので、当然、新しくなるわけなので、その残りの1年間については、現在のままやっただけなんですけれども、それにしても毎年、運営の協定みたいなものを結んでおりますので、そちらのほうを整備して、また、指定管理の期間が終了する年の秋口ぐらいから、また新たに募集をかけるというようなことで予定しております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 確認なんですけれども、今の季の里天栄の指定管理の期間が令和5年まで、新しい直売所、これが来年からできる。それは継続になるんですか。私はてっきり、新しい直売所は全く別の建物なので、また新たに指定管理を募集して、今の季の里の振興公社は季の里がなくなり次第、指定管理が終了するというふうになるのかなと思っていました。

すけれども、それはどうなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

大変申し訳ございません。私の認識がちょっと間違っておりまして、来年5月に一応オープン予定ということで、新たにその指定管理を募集するというようなことでございます。日程等々については、今後ちょっと調整していきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） それで、新しい指定管理者を募集して、多分新しい道の駅、直売所は、その指定管理者が管理して営業して経営するということになるんだろうと思いますが、村としてはやっぱり、せつかく多くの金を投じて建てた、オープンした道の駅ですから、お客さんがいっぱい来て、そういうふうなことを願うということだと思わんですけれども、今回提出された備品類、ショーケースだ何だかんだと、まだ指定管理者が決まっていない、経営する人が決まっていない時点でこういうものが必要だろうということで、要るかどうか分からない備品をこうやって計上して買うのであれば、多分無駄になる部分もかなりあると思うんです。なので、新しい指定管理者、社長とか駅長とかがきちっといる中で、多分そういう人たちは、その道の駅に対していろんなモデル、こういう道の駅にしたいというようなこともあるかと思うんですよ。そういう人たちと話しながら備品を購入するということにしないで、これ、誰が考えたんですか。要するに、これが必要だ、あれが必要だ、カートが必要だ、陳列ケースが必要だというのは。これは、どこで考えられたんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

備品の拾い出しにつきましては、既に予定の平面図等できておりまして、この中に、全て書き込まれているものがあります。ですので、こちらは設計会社さんのほうから、一般的に必要なものということで想定して拾い出しております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 課長、そういうふう考えたときに、自分がこの道の駅の経営者になったときに、どんな道の駅にしようか、こうやりたい、ああやりたいと思うんですよ。それ、設計者が考えた陳列棚とかの配置とか、そういうことって、自分やりたいと思いませんか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

あくまでも固定物ではなくて、当然、可動式のを今回、備品類として上げさせていただいております。中については、ある程度、そのレイアウトなんかも、自由も利くと思えますし、その辺の裁量はあるのかなというふうには考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 多分これこのまま2,000万もかけて買って、恐らく、本当にきちんと使い切るなんてことはあり得ないと思うんです。それよりは、新しいその道の駅の駅長なり経営者なりと、本当に話し合って、こういうものを売るためにはこういう陳列ケースが必要なんだとか、こういう冷蔵庫が必要なんだとか、そういうのをきっちり話し合って無駄のないように、こういう備品類はそろえるべきだと思いますが、どうですか、そういう考えはないですか。もし、オープンまでに間に合わなかったら、指定管理の募集を早めてやればいいんじゃないですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

備品類につきましては、今の青写真の中で、今回これが必要だというようなことを上げさせていただいているのは先ほど申し上げたとおりなんですけど、当然、上げたからそれ全て買うというわけではなくて、十分に精査して、また、そういった新しい管理者が早期募集が可能で、新しい指定管理者がすぐ決められるのであれば、そういう方の意見も聞きながら、意に沿ったものを入れていきたいなというふうに考えます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今、課長が、上げたから全部買うのではないというようなことも言いましたが、そんな大ざっぱな予算、これを上げるといふんだらば、やっぱりきちっと話し合って本当に必要なものを買うというふうなことにすべきだと思いますよ。

それから、もう一点聞きたいんですけども、さっき、渡部議員が新設のテナントの話をしていましたが、この中で、これ産業課が募集しているんですけども、賃借料、月額売上げの15%以内と書いてありますよね。この道の駅の経営のやり方というのは、もう指定管理者に全部任せるんですか、それとも、この部分とこの部分は村で口出しするみたいなものがあるんですか、どうなんです。何か、指定管理者が決まっていなくて、売上げの15%とかと、これ言っちゃっていいんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

テナントの部分の15%というのは、一応15%以内というようなことで15%を上限にするという意味で15%と書かせていただいております。

当然、テナントに入る入居者、そちらを選ぶ際には、当然村で行う村の施設の直売所ですので、ある程度そこには村が入って事業者等の選抜等を行っていききたいなというふうに思っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） そもそもの話に戻らせていただきますが、ここにテナントスペースを2つ設けた意味というのは何だったんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

テナントにつきましては、やはり、通常の農林水産物直売所だけではなくて、ほかの道の駅とかも見て回ったりしたんですが、やはり、集客ができる、逆に言えば、このテナントのところを目的にこの道の駅を訪れると、そういうことになればいいなというふうなことからテナントスペースを造ったわけでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） そうですね。このテナントというのは、この直売所の恐らくキーポイントになるかと思うんですよ。魅力あるテナントがいかに入れるか。もしかしたらそのテナントを目的に来る人がいるかも、そう考えたときに、何か売上額の15%、13%か分からないですけども月、とかというんですけども、それだったら平場の売場と変わらないじゃないですか。私は、テナントと聞いたから、そのテナントのスペースを十二分に利用して、そこでもしかしたら調理する業者が来るかも分からない。そこだけで、売り子さん、店員さん1人か2人用意するかも分からない。そういうふうに考えた場合、産業課が最初から、指定管理者も決まらないのに売上げの何%で出店する人いませんかみたいなことをやっちゃっていいんですか。それこそ、新しい指定管理者の駅長とか、経営者としっかり話し合っ、この道の駅のコンセプトはこうなんだからこういうテナントを入れなきゃ駄目だとか、そういう話をしてからの話じゃないですか。どうですか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 1時57分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1時58分）

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お時間をいただきましてありがとうございました。

先ほどの備品類の決め方というのがちょっと私の説明が至らなかった部分で、一部誤解を与えた部分があると思うんですが、今の備品類については、平面図を基に、現在、道の駅をやっている季の里天栄振興公社のスタッフさんにもいろいろお話を伺いながら、こういったものが必要だということで、ほかの道の駅等も視察しながら決めたものでございます。

また、テナントにつきましては、やはり今、議員おっしゃったように、何を、どういう業者さんが来るかも分からない、中で調理するかもしれない、給排水等も造るかもしれない、そういったことも鑑みまして、早期に募集をして、その、ある程度ニーズに合わせていくことができるんじゃないかというようなことで、早めの募集というようなことを行っているわけでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 早めの募集というけれども、指定管理者が決まっていないうちで早めの募集をしても、思うんですけれども、この道の駅の運営に関しては指定管理者に本当に一生懸命頑張ってもらって、村のそういう産業とか、農家とか、商工業者とか、それからいっぱいお客さんが来れば雇用も発生するでしょう。そういうようなものにつなげていくというのが目的でしょう。それを考えると、やっぱり指定管理の方に一生懸命頑張ってもらう。そのためにはある程度裁量、村であんまり口出さないで任せるといようなことじゃないんですか。それ決まってもいないのに、早めにテナント募集してとかという話はちょっと早過ぎるんじゃないですか。もう、すぐにでも指定管理者を募集したらいいんじゃないですか、もうオープン決まっているんです。それからの話じゃないですか。そう思うんですけれども、村長どうですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

当然、議員おっしゃることは十分分かりますが、テナントの中で、どういうものをしていきたいか、村の直売所は村の振興のため、地域の農家、あとは商工業者、地場産業の発展のためというようなことがありまして、その中で、例えば電気が三相の電気が必要であるとか、排水がこことここに欲しいとか、給水が必要であるといった場合に、今現在も基礎工事が始まってきております。それによって、物によっては、そこに配管の必要性が出てきたり、電気の仮設の部分、仮にそういうものも引かなくちゃならないということが出てきますので、

そこは早めに募集をかけた中で、趣旨に沿った、そのテナントに入る方、そういう方というようなことで選定しながら進めていきたい。

あとはまた、商工会からも地元の商工業者の中でも、一つのテナントとして借りたいというようなそんな声も聞いておりますので、早めにそこは選定しながら、そして今、議員ご指摘のように、道の駅の発展へ、新たなものについては早めに指定管理者を選定して進めていかなければならないと思っておりますので、そのように早めに、なるべく早め早めに進めさせていただきたいというようなことで考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） なので、指定管理者も早めに募集してもらって、それまでは、こういう備品類とか、そういうのはちょっと待ったほうがいいんじゃないですか。一つの提案として申し上げます。

やっぱり本当にいい道の駅にするというんだったら、やっぱり主体的な指定管理者の意見というのは一番重要視、重視していかなければならないというふうに私は思うんですけども、その辺どうですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 先ほど産業課長からもお答えしたように、新しい道の駅を造っていく中で、その備品の購入というようなことで、私もそれほど急ぐ必要はないかと思っていたんですが、もう冷蔵庫等、いろいろものを聞くと、今ようやく大分普通には戻りつつあるんですが、半導体がやっぱり足りなくて、冷蔵庫も早めに注文しないと全く1年、2年かかってしまう。その中にはそういう備品もあったり、あとは可動式のものであればそれは心配ないんですが、必要最低限のものを購入するというようなことで、あとは、指定管理者を受けたところでその足りない部分は補っていただくというようなことで考えておりますので、その中でよその道の駅も見てきて、冷蔵庫、冷凍庫、最低限これだけは必要だというようなもので備品のほうは上げさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 5月のオープンで、それまでに冷蔵庫が間に合わないかも分からないとかというふうに言われると、そうなのかなと思うんですけども、でも、やっぱりこれ無駄が起きないように、備付けの冷蔵庫とかはもうできるんでしょうけれども、逆に可動式の冷蔵庫とか陳列ケースというのは、それほど時間がかかるものでもないと思うんです。だから、その辺本当に、設計した人の思いどおりの陳列ケースとかそういうんじゃなくて、本当に指定管理者の思うような商売をさせるような方向でやっていただきたいというふうに思います。

あと、テナントに関しましては、私は、一番いいのは月ぎめのテナント料というので決めて、幾らになるか分からないですけども、それから、出た利益というのは全部テナントのもうけと、そのぐらいやってやないとやっぱり一生懸命にならないと思うんですよ。売上げの何%からというふうな決めでは、それほど一生懸命にならないというふうな思いがあります。やっぱり、ある程度利益を上げるというか、そのテナントの方にうんともうけてもらうというような方法でないと、やっぱり一生懸命もやらないし、いいテナントも来ないと思うんです。その辺、もちろん村の商工業者でやるんだったらそれが一番いいんですけども、その辺は考えていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありますか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 先ほど渡部議員が質問したんですが、穀粒判別器91万1,000円なんですけど、これは農家からの要望で買うようになったんでしょうか。それとも、村で何かあって買うようにしたんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

穀粒判別器については、先ほど申し上げましたが、米の整粒値を測るというようなことで、こういったものも、例えば食味コンクール全国大会に出していただいたり、うちの村の食味コンクール、そういったものの数値を上げるためにも、見たいというような農家さんの要望があって、それを検討した結果、導入したいなというようなことになりました。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 私もこのような機械を初めて聞いて、見たこともないし、どういう使い方をするんだか分からないんですが、先ほど説明したように、胴割米、それから破砕米、それから着色米、それから整粒米の歩合、どのくらいのあれがどうかと、いうようなことを測るというのには、これだけのことだったら、こんな機械じゃなくて、米の検査員が使っている器具があるんです。これで目視で全部できるんですよ。まず、よく今、農協に行くと分かりますが、検査員が持っているんです。それに、米粒をぱっと入れて、100粒なら100粒入れて、その中に整粒米が何ぼあるか。それから、胴割の場合には鏡のケースがあるんですが、鏡がついているんですよ。そこに米を入れると胴割が見えるんですよ。着色は当然目に見えて分かりますが、そういったことで簡単にできるわけなんですよ。ここまで機械買わなくたって、その検査員の道具さえ、そんなに金かからないんですが、それで見れば簡単にできるわけなんですけど、この機械によってそんなに変わらないと思うんですが、わざわざこれ

ほど高い金出して買うというのもちょっと私は、課長のほうでどういうふうに見てきてこれ
がいいんだかと、やり方が違うんだというようなことがあれば教えてください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり検査員に見ていただくというのも一つの手かなとは思いますが、
今、役場のほうでは産業課のところに米の食味計を常時備えております。こちらのほうは、
農家の方、いつでも、刈取りしながらでも、常に食味値を測れるというような機械がありま
す。そこに来た際に一緒にこういったものができればいいねというような話もありまして、
そういった声もあったものですから、食味を測ったときに一緒に整粒値も測っていただいた
らよろしいのかなというような発想からでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そこに来て測るのは、機械で測って何%なんて言っているような米を
食味のコンクールに出すようではしょうがないと思うんですよ。やっぱり簡単にあそこに、
白と黒のカルトンというお米を入れる皿、それを置いて、鏡を置いて、整粒歩合を測る米粒
が入る皿を置くと。それで全部、こんなもの買わなくたって、自分の家で自分で直接そこで
分かるわけなんですよ。わざわざ機械にかけてあなたの米は整粒の米が何ぼですよなんてい
うこと出さなくたって、自分の米はそこでもう当然すぐ分かるわけなんですよ。米のよしあ
しなんて見るだけなんですよ。食味は食べてみなきゃ分からないんですが、外見だけはすぐ
そこで分かるのに、ちょっとこれ私も見たことないですが、どんなことしてどういうふうにな
るとか、ゆっくり見せてできればいただきたいなと思って、パンフレットでもいいんです
けれども、そういうことの中で本当に必要だなと思うんだったら買う人があると思うんです
が、ただそれだけの話だったら、この穀粒判別器は俺は要らないと思うんですが、どうでし
ょうか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

2時半まで休みます。

（午後 2時13分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時30分）

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お時間をいただきましてありがとうございました。先ほど農協さんにも検査員がおられるというなお話も伺ったんですが、なかなか農協さんの検査員は、私、正直何人いるかもちょっと分からない状態で、当然役場の職員についてはそういった資格も持っていませんし、当然見ることもできない中で、先ほど申し上げましたが、米の食味計が役場にありまして、秋口になると大勢の方が役場のほうに訪れて、自分の米を測ってほしいというようなことを言うていただくときに、こちらを使っただけならば目視検査よりも正確にさらに速いスピードで、このパンフレットには5秒というようなことで書いてございますので、こういったことで皆さんのほうに天栄産のお米の品質の向上、それを図るために導入したいというようなことでお願いできればなと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 機械のことについては大分、今見せられて分かってきたんですが、食味コンクールに出すための米を作るといって、それを買うっていうのはおかしいと思わないですか。それは見た目をきれいにするための機械であって、それにかけてから今までの米が食味が変わるということはないんじゃないですか。味度計があるなら味度計で、もうそれでほぼ決まりなんじゃないですか。わざわざ米をそれにかけて、いいやつだけ選んで金賞を取るために出すと。そして、私の米は金賞を取れましたとみんなに宣伝しながら売るといふ。そのやつは、その人の米全て、何十俵って米をその機械にかけてきれいにするんならいいんですけれども、それは消費者をだますような話じゃないですか。そのために金賞のレッテルを貼って、売っている米は別だというんだったら、これはちょっとおかしいんじゃないですか。私はこれは買う必要はないと思います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 私がお答えさせていただきます。

私も村長査定をやって、この中で議員おっしゃったように、穀粒判別器って、それは何かな。初めて聞くようなお話だったものですから、その中で聞いてきまして、今刈取りで天候に左右されて刈取り遅れをしたり、そうした場合に胴割れになってしまったり、あとは耕運で白化をしてしまったり、今どうしても黄色くなってしまったお米であるとか、判別がなかなかできないでいるというようなこともありました。それで、より品質のいいのを持っていくためには、農家の皆さんも自分たちで見てもなかなかその判別がつかない。そういうことで、これから米食味コンクール、村の大会もやっておりますが、農家さんの皆さんのやっぱり意識、それだけよりいい米を作っていく。その必要性は私はすごく感じています。

先日、会津若松市に行ってきたまして、昨年、令和3年産のコシヒカリの米でも1万4,000円で業務で売れているんですよ。なぜこれだけの差が、距離しかない中でこんなにやっぱり

差が出てしまう。これはやっぱり品質のよさ、食味のよさ、これをきちっとやっぱり訴えて、もっと農家の皆さんの所得が上がるような、そんな取組をしていきたいし、天栄米をやっていくことによって、天栄産米全体の底上げに私はつながってくるなというようなことで、村長査定の中でも必要なものだなという私も認識をしましたので、議会の皆さんにもぜひご理解をいただいて、今後、農家がより品質のいい、よりうまい米を作って、それを販売して、幾らでも、米価下落の中でございますが、所得が上がるような取組を村で支えていきたいというふうな思いでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 村長も分かっていないんですよ。米の、今言った農家が胴割れだか、着色している米だか分からないと。ましてや専門農家でやっている方が分からないということはないんですよ。胴割れなんて、どんな小さな米でも鏡のカルトンの上に乗けると、見るとひびが入っているのは全部分かります、一目で。乳白色だって、当然黒と白のカルトンの中に乗けてみてください、分かるから。いい米を作るのには、だから、何百俵もそれをいい米で売るのは、そういうのを全部外したいというなら、大きい機械を買って、みんな農家で持っている、生産者が持っている米をその機械を通して売んならまた別だ。もう米はあれですよ、脱穀した後は決まっちゃっているんですから、どうしようもないんですから。直すときにはそのときに、流すときに粒選を大きくして悪いのを落とすとか、きれいにするとか、そういうことをしないでよくはならない。もう一回なっちゃったやつ、そんなやつをどうするというんですか。その機械を買ったからといって直すわけないでしょう。何百俵もの米を直すことができますか。いい米に直しますか。できないですよ、もう皮を剥いてからは。そこを言っているんですよ。どうしようもないですよと、もうそうなってからは。だから、この機械を買ったって、カルトンを買ったって、機械を買ったって。目視だって、この検査は全部できますよと私は言っているの。ただ、金賞をもらうがためにそれを使うというんでは、これは消費者をだますことでしょうか。いいところみんな、悪いやつは全部外して、本当にいいところだけ取って出して、金賞をもらいました。売っている米はその米じゃないでしょう。全部きれいにくず米を取った中のいいのだけにして、その前のが入っているわけだから。全部きれいにするなら分かりますけれども。だからといって、米の味が変わるということもないと思いますよ。

だから、米の食のあれでしょう、検査しているときには乳白だって、御飯を炊いちゃったら分からないでしょう、乳白米と普通の米。白い米の乳白というのは分からないでしょう。あの米だって分からないでしょう。目視でも、食べているときに、これは乳白の米だなんて全然分からないでしょう。村長は現場でやったことがないから分からないんだよ。こういったことは私らは現場でやってきたから覚えていて、意味がないなと思ったから、やめたほう

がいいと私は言っているんですよ。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 2時39分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時49分）

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） じゃ、今の件についてはやめまして、次に移らせていただきます。

57ページの羽鳥湖高原交流センターの、ここには促進センターブロワ等改修工事請負費600万とあるんですが、この説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

ブロワといいますのは浄化槽用の送風機というようなことで、羽鳥湖高原交流促進センターは浄化槽の設備が、1段下がった道の駅の裏手のトイレの中に浄化槽が入っております。その浄化槽が経年劣化というようなことでなかなか今後厳しいというようなことで、今ですと、国のほうの二酸化炭素抑制の補助金が、そういったブロワを環境に優しいブロワに替えることで補助がいただけるというようなことがありまして、こちらのうちの2分の1を歳入のほうでも上げさせていただいておりますが、そういったものを使って、こちらを整備したいというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 分かりました。了解しました。

次に、58ページの商工振興費、創業等支援補助金95万、これはどういう使い道なんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらにつきましては、村内で新たに事業を起こす、そして、その経費というようなことで例えば内装工事であるとか、そういったハード面の工事がかかる方について村のほうで支援したいというようなことで、上限を30万として、結果経費の2分の1、どちらか安いほうをとというようなことで、今回に関しては30万を見込んでおります。

条件といたしましては、村内に事業所を設け、年度内に創業を行う者、または操業してか

ら3年を経過していない方ということで、前にやった方についても対象にするようなつくり込みになっております。

また、ただ創業するというだけじゃなくて、今、商工会のほうで行っております村商工会の創業支援事業計画、そういったものに計画をちゃんとつくって、そして創業する上でのノウハウを学んでいただくような、そういった支援事業の支援を受けた者というようなことで、そういった方について上限30万ということと、商工会のほうに事務費として諸経費の5万ということで95万を計上させていただいております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ちょっとその創業というのが分からないんですが、これは店舗の改装という意味なの。店舗なんかの改装というか、どういうこと、どういう事業ということなの。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

新たに事業を起こすに当たっての店舗の工事、もちろんそちらのほうも該当になりますし、例えば電気工事であったり、排水工事、空調、トイレの新設・開設、看板の設置工事、そういったもろもろのものを対象にしてつくり込みたいなと思っております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 30万で3件くらいしか見ていないわけなんです、具体的には何か全然分からないの。看板上げたりするの。店の改装なんだか、看板代なんだか。そんなような大した大きな事業ではないと思うんですが、何か言っていることがちょっと理解できないんですが、具体的に説明してください。3件くらいだからあれでしょう、これとこれと大体見てんだというような、自分のほうで予算に上げたんだから、どういった事業をやるんだか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

新しく創業するにかかる経費というようなことで店構え、店舗であったり、そういったものに使っていただけるというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 分かりました。

次に、観光費47万3,000円。消耗品、それから、印刷製本費、修繕費等がございます。大したお金ではないんですが、この消耗器材とは何なのか。パンフレットはどんなパンフレットを作るのか。観光案内所の看板修繕費というのはどこに、何ぼくらいあるんだか、何か所くらいあるんだか、その辺を説明していただきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、観光に関する消耗器材の部分なんですけど、こちらについては、今年も夏の羽鳥湖高原ウオークとかやったんですけども、そのイベントの際にスタッフが上に着るビブスというんですけども、係員がちょっと分かりづらいという話がいつもあるものですから、そういったものを整備させていただく。村の職員及び協力員の方が着るものということで、それを100着分の予算を上げさせていただいております。

それから、印刷製本につきましては、てんえいむら見て歩きという観光ガイドマップが従前からございます。そちらの数がなくなってきておりますので、そちらのほうを3,000部増刷したいというようなことでございます。

それから、観光案内看板修繕費となっております。項目は観光看板となっておりますが、こちらにつきましては、各集落ごとの案内看板を見ていただいたことがあると思うんですけども、今回については、中郷の郷戸地区の案内看板が旧道側についているということで、なかなか案内看板にならないというようなことで国道294号線側に移していただきたいという要望がありまして、この経費を計上しております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） イベント用のジャンパーだか何だか知らないけれども、そんなものは別として、ガイドマップなんかと、あと、観光用の案内の看板修繕、これは観光協会に村で補助していますよね。補助金を出していますよね。観光協会ではこういうのに使うために補助しているんじゃないんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらの、観光看板と書いてありますが、集落の案内看板ということで、こちらにつきましては村のほうで整備した看板というようなことで、こちらを直すときには村のほうで直さなくちゃならないのかなというふうなことでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 看板なんかは最初は村で作ってくれるもの、これは仕方ないと思うんですけど、その後、観光協会のほうに当然、補助金をくれているんだから、こういったものはそっちで管理するべきではないか。村で全部ここまで管理しなきゃならないんですか。ガイドマップを作ったり、案内看板を作ったり、観光協会のやる仕事がないんじゃないんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、案内看板のほうなんです、これは項目上、昔、観光の費用を使って作ったものですから、観光案内看板という表記になっておりますが、各集落ごとの案内看板というように、こういったものが破損したり、塗り直しとかいう場合については村のほうでやるというようなことで私は認識しております。

それから、観光パンフレット、こちらにつきましても、確かに観光協会は観光協会です。いろいろな事業をやっておりますので、そういった部分の運営補助というようなことをして、観光協会は観光協会です。いろいろな刊行物も作っておりますが、村のトータル、総合的な観光パンフレットについては今までも村のほうで作っていたというようなことでご理解いただければと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） パンフレットは別として、看板についても大体分かりました。

だけれども、村で観光協会に補助金を出している。補助金というのは事業を行った後で補助を出すというのが普通なんです、そういうことなんです。事業をやった後に対して、その事業に対しての補助ということだから、事業が終わった後出すということが普通なんです、そういうやり方をしているんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

観光協会につきましても補助につきましても、4月から事業が始まって3月までで終わるというようなことになっておりますので、あくまでも普通に観光協会の方から会費を頂いて、それで運営していくんですけれども、その運営には足りないというようなことで村のほうで運営補助金を出しておりますので、3月の精算払いではなくて、事前に概算払いということ、で払った中で事業をやっているというふうなことでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ということは、観光協会は事業補助じゃなくて、運営補助をしているということですか。運営補助ということ、それは補助になるのか、補助は補助なんだろうけれども。ちょっと今金が足りないから、運営費が足りないから出すというようなことですが、でも、ちょっとこれは誠に申し訳ないが、私は確認したわけではないんですが、観光協会は補助以上に金が余っているというじゃないですか。それほど余っているのに補助を出すんですか。どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

多分議員おっしゃられていることは、昨年の決算の内容で繰越金が出ているというようなことで、お金が余っているんじゃないかというような話かと思うんですけども、観光協会につきましても、年間100万というようなことで定額で出させていただいているんですが、その中でなかなかちょっとここ1、2年、事業がうまく、コロナ等もありましてできなかったことから、本来であれば予定していたものができなくなってしまったというようなことで、そこのお質だと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 事業費と事業運営費等とは違うと思いますよ。どちらですか。村では事業費なんですか、事業運営費とどっちで出しているんですか、補助金。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

観光協会の事業の、観光協会自体の運営補助金というふうなことでお出ししております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうすると、事業運営費とすれば、事業をやらないためにそれだけ残ったということですが、村でちょっと補助金がおかしいんじゃないですか。事業がやれない、事業は事業でしょう、何の事業か知らないけれども。事業として出したわけだ。協会というのは法人の負担金で運営をして、負担金ももらっているんですよ、と思うんですが。そんな中で運営費として出すというのが、ちょっと任意の団体の中に運営費で出すというのはちょっとおかしいんじゃないですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、まず、観光協会を運営していただくのに、収入としては観光協会の会員さん自体の会費というものを納めていただいているわけでございます。そのほかに、観光の事業ということで村の観光振興に要するいろんな事業であったり、取組であったり、そういったものやっていたらいいというような中で、当然会費だけでは足りない部分をお出ししているというようなことでございます。ただ、先ほども申し上げましたとおり、若干コロナ禍の中で事業が停滞したものがありまして。ただ、それが1年間でたまったということではなくて、ずっと今まで脈々とやってきたものが若干余ってしまったというようなことです。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 村ではどうなのでしょう、これ。運営が会費ではできないから、運営費として補助しているんだか、事業をやるための補助をしているんだか、どっちなんです、はっきりしてください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

観光協会については、村の観光協会として、観光の振興のために独自のいろんな取組をやっておられます。例えば環境美化作業活動であったり、そうですね、例えばヤーコンバスを運行していただいたりというようなことで独自にやっていただいております。会費を払っていただいて、観光協会会員のためにもなっているんですけども、村全体のいろんなそんなイベントのお手伝いであるとか、そういったこともやっていただいているというようなことも含めて、観光協会が1年間に行う事業に対する補助をしているというようなことでございます。なので、先ほどから申し上げていますが、観光協会の事業をやる、運営していくための補助というふうに捉えております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） さっきのは何か運営のために出すという話。今度は事業のためという、どっちなの。どっちでも分からないで、ただ出しているんですか、いいように。それではおかしいですよ。

そして、こういった団体がこれほどの補助を出していると。そして、事業ができなかったから余って、繰越しもあるけれども。相当なる繰越金を出したと。だから、その辺ははっきりしてもらいたいんですよ。事業を運営するために出したんだか、いろんなイベント等の事業をやるために補助を出しているんだか。そこがはっきりしないと、事業はやらなかったんだから、事業の補助金は、イベントなんかやる事業はやらなかったんだから、そのイベントの補助金を出すのはおかしいわけですから。補助金というのは物事が終わって、後、この事業をやりましたから、補助を議会でも通っているから下さいというんだったら分かるけれども。何をやるんだか分からないで、最初からくれます、議会で決まったからくれますとって、あんたのものですというのは、これはちょっとおかしいじゃないですか。事業補助というのは、運営事業と事業補助とは違うと思いますよ。運営していくために必要な補助金を出してあげますよというのと、事業をやる、こういうイベント事業をやりますから、このお金はあげますよ。そのあげます、そのやつは事業をやらなかったら、村さ返してもらおうとか。それが、いや、俺はもらったんだからええわというような考え方はおかしいんじゃないですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

観光協会に対する補助、こちらにつきましては、観光協会のほうで年度当初に観光協会の総会をやられて、その上で、結局、今年度の収支の予算の計画をつくられるわけです。そして、その上で、こういうことと、当然村からの補助金を頂いてというようなことで収支の計画に入っております、その計画を我々のほうで見ながら、こういったことをやっていただくというようなことであればということで、そこに対して100万円の補助を今しているところでございます。ですから、あくまでも今までの、結局、繰越金とかそういったことも含めて、今年はいった事業計画でやりますよと。ですから、100万欲しいですよというような話で、それに対して、うちのほうでは交付決定を出して、交付しているというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） だから、予算を取るときにこういう事業をやりますからと、村のほうに申請が上がったと。議会にかけて、これだけ下さいということで承認された。そこまではいいですよ。だけれども、その事業をやらないのに補助金をくれるというのはおかしいでしょうと言ってるの。補助金というのはあくまで事業を完了したときでしょう、村で補助金を交付するのは。申請どおりの事業もやらないで補助金をもらっちゃった。余ったから、これは俺のものだというのはちょっとおかしいんじゃないですか。やらない事業の分の補助金は返すべきじゃないんですか。コロナでできなかったから余っちゃったと。その補助金は返すべきじゃないんですか。違いますか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、当然事業をやることを見込んで、うちのほうでは補助を差し上げております。それで、結局使わなかったものというのは、ただ、その部分がちょっとグレーな部分がありまして、結局、それが純然たる村からだけの補助金だけで賄っているのかと言われれば、大半が、大半というか、観光協会の会員さんの会費で積み立てられている部分もあるので、確かに100万払っているけれども、繰越しが100万以上残っているのは確かに会計上はおかしく見えるとは思いますが、ただ、そこについては当然、あまりにも多ければ、そこは例えば来年度で調整するとか、お返しするとか、そういったことも必要なかなと思いますし、ただ、今申し上げましたとおり、ただ単に観光協会の繰越しの部分だけを見ていただくと、純然たる補助金だけが繰り越しているわけではないというようなことで、

ちょっとその辺については精査させていただきたいなと思いますが、そういったことでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 課長、あまり勘違いしないでください。私は、事業運営にかかった金はそれはしょうがないと思うんですよ。事業をやめちゃったと。イベントなりの事業をやめちゃったと。その計画を組んでいた補助金は使わなかったわけだから、その分は本来は返すべきじゃないのかと。返すべきだし、村で大体くれるべきじゃないんじゃないのかと、私は言っているんですよ。だから、今後、補助のくれるのにも、運営はこれはやってかなきゃならない、会費だけでも容易でないとすれば、それなりの運営の負担金を出すと。まさか会費以上には出さないでしょう。会員の会費以上には補助金はないわけだから、同等くらいまでは使わないとは思うかもしれないけれども、幾らくれたか、それはばれます。ただ、やる事業に対してと分けてください、今度、予算を組むときに。この事業をやるので、これだけと。その事業をやらなかったんだから、その事業は、大体くれる自体がおかしいんだから。くれねばいいのに、返してもらわなくていいんだから、くれないと。事業をやる前にもう議会で通しましたからくれますよでは、こういう結果が出ちゃうわけだから、事業が終わった後、それらの事業の、最終申請した事業の補助を交付したらいいんじゃないですか。そのように改善してください。まだ細かいことは分からないですから。

だから、とにかく営利団体でないんでしょう、観光協会というのは。だから、それだけの、100万余ったら100万返せと言っているんじゃないの。営利団体でないんだから、本当は事業ができなくてたつて繰越しをやっているわけだから、それなりの計画をつくって、やっぱり今度は補助を減らすべきでないんですか。だって、観光協会でそんなに金を持っている必要ないですし、営利団体じゃないんだから。その辺改善をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありますか。

9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 61ページの委託料。統合小学校等基本計画策定業務委託料について、説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

今回の補正で統合小学校等基本計画策定業務委託料として957万計上させていただいておりますが、こちらは村で今後、計画を進める広戸、牧本、大里小学校の統合小学校、新設する予定の統合小学校に係る基本構想と基本計画ということで、あと、すみません、さらに幼

稚園と保育所も含めた中で構想を計画しておりまして、こちらにつきましては、中身につきましては、それぞれの計画、条件等の整理、それから法令上の確認、それから、計画、イメージ図の策定等を計画したり、あとは年次計画ですね。具体的な建設年度まではいまだ不確定ではございますが、何年ぐらいで想定してできるかとか、そういったことを想定した中で委託をかけていきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 小学校に関してはもう新校舎建設ありきで計画を立てるということに決まったんですか、どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

決まったということではなくて、あくまでも小学校のあり方検討委員会や、これまで小学校の統合委員会も開いてまいりまして、そちらの委員会のほうからも意見や答申をいただいて、やっぱり新設する小学校をお願いしますということでありましたので、一応村としてはその方向で今のところ検討を進めているということでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） そうしますと、基本計画ができてきまして、その後、村のほうでは、例えば既存の小学校に一つにまとめるということも考えられるんでしょうか、そういう場合も想定されるのか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

今のご質問であると、今のところ、3つの小学校を一つにということ考えてはいるんですが、それとはまた。

○9番（大須賀溪仁君） 例えば1つの小学校にまとめるような場合も想定できるのかとか。

○教育課長（関根文則君） 失礼しました。そういったことも今までのあり方検討委員会等でも意見いただいております、やはりそれぞれ今ある小学校も老朽化も進んでおりますので、新たにまた改修とかすると、また費用もそれなりにかかってしまうということもありますので、今のところですとやはり新設の小学校を建てたほうがいいのではないかというご意見が多くて、村としてもそういった方向で検討を進めているということでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 今の保育所、幼稚園も計画ができてから、例えば認定こども園にするとか、そういうのが、方向性を示して、それができてから方向性を示すということなんで

すか。保育所なんかは緊急を要してすぐ移転したほうがいいのか、そういう話も出てきますけれども、やっぱりもう少し時間がかかるということなんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

今回の委託に関しましては、あくまでも基本構想、基本計画ということで、建設までには、まず、今回の基本構想、基本計画があって、今回はあくまでも、簡単に説明しますとイメージをつくるというような形で想像していただければと思うんですが、まずはイメージ、皆さんの要望、今までのご意見とかをいただいた中でイメージをつくって、今度は基本設計というものを次の段階ではしなくちゃならないですね。次に基本設計をした中で具体的に、じゃ、そこで実際の建築年度とか、そういったことを打合せして、具体的に進むのは基本設計を組んだ後になりますので、今の段階ではあくまでも保育所にしても幼稚園にしても、こういうのがいいのではないかというようなイメージをつくるような、そんなふうに思っただければなと思います。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） それはどこかの業者に依頼するんですか。イメージだったら我々とか、考えつくのかなと思うんですけども。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

やはりイメージといっても、専門的な経験であったり、専門的な知識がないとなかなか、やっぱりイメージといってもある程度具体的なイメージに持っていくものですから、やはり専門家に委託するというご理解いただければと思います。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 依頼先はもう決まっているやつはどういったところなんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

今のところは具体的にどういったところでやるかというのは決まっておりませんが、ある程度県内であったり、県の近くであったり、やはりそういった経験を持っているところを中心に考えておまして、今後は入札なり、場合によっては業者の専門性によっては随意契約になる可能性もありますが、今のところはまだ決まっていないというところでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありますか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今回の質問に関連しますけれども、前は小中学校の在り方についてというような検討委員会が出したんですよね。そのときに私も一般質問で村長に、村としてはどのような案を持っているんですかと聞いた。また、青写真なりそういうことも作成しているんですかと。まだそこまでいっていないみたいですがけれども、あれからもう4年過ぎますよね。そうすると、今の課長の答弁を聞きますと、幼稚園も保育所も入っているとなりますと、ある程度の執行部のほうで案がなければプロの方に、業者に委託するといっても、どこの業者とまだ決まっていないということですがけれども、村長と教育長にお聞きしますけれども、小中学校のあり方検討委員会が、今度はそこに幼稚園と保育所が入るということはどのようなビジョンになっているんだか。いきなり委託料として950万ですか、957万の委託をしますと。どういうふうな村のほうで案も何もなくて、いきなり業者に頼むというのもちょっとおかしいんですが、教育長、次、村長にどのような考えを持って、どのように考えているんだか、4年もたっていますからお聞きします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まず、今議員からご指摘ありましたように、学校のあり方検討委員会、その後、統合委員会ができて、統合委員会からいろいろアンケートも取ったりした中でのご提案というようなことで、小学校については中学校、幼稚園の近くで新しく造っていただきたいというご要望をいただきました。そして、なおかつ村では、今保育所があるところが土砂災害危険区域に入っているというようなことをございますので、なるべくこの幼稚園を中学校に近いところに移設もしなければならないというような経過がありました。

その中でこれは専門性を持った方、学校の教室やその規模、そういったものをどのぐらいの大きさ、教室も幾つあって、体育館も、じゃ、どのぐらいのものというようなことで、今回計画を立てていただく。それによって、ある程度大まかな予算が出てくるわけです。保育所についても、保育所を移転をすぐするのはいいんですが、幼稚園も現在、老朽化をしてくれています。そうした中で、保育所、幼稚園別々に建て替えをする、移設をするといった場合と、そこに、前にも言ったように認定こども園、それで済めば一つのものとして使えるので、ある程度財政的に負担がないような形でいけるか。そのことを検討していく中で、専門の方々に計画を練っていただいて、方向性を決めていく。そして、これからの計画、予算もこのぐらい、それによって、文科省であるとか厚労省のほうの予算、あとは今回ご承認

をいただいた過疎地域持続的発展計画の中にも織り込んである。その中で方向性を見いだし
ていくというような流れでいきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、小中学校の統合のあり方委員会の中から、委員の中から、
今度は保育所と幼稚園のほうの意見も出たので、そして、今の保育所もハザードマップの危
険地域に入っている。幼稚園も老朽化しているということで一つにまとめて、そういうふう
な計画を専門家に頼むと、そういうふうな理解でいいんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

小学校については、統合委員会からご提案をいただいた中での今、進め方でございます。
保育所と幼稚園については村で、保育所はもう土砂災害の危険区域にあるというようなこと
で、こちら移設というようなことがあったものですから、それに合わせて、今度、幼稚園
も大分老朽化がしていますし、裏に山があるというようなことがあったものですから、また
そこでお金をかけるのであれば、ある程度保育所、それが幼稚園と別々でいいのか、あとは
認定こども園でいいのかと、それを検討するために今回、その設計で計画を立てていただく
というようなことでございます。一緒にそこは計画を立てながら方向性を見いだしでいき
たい。それで、保育所の移設、あとは統合の小中学校の新築というようなことで進めてまい
りたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうしますと、今の村長の答弁からしますと、結局はどういう在り方
をするための委託料ということですか。小・中学校の基本計画策定業務委託料。例えば場所
とかそういうのは入らないで、どのような構想でどのように造る、その委託なんですか。何
かその辺よく分からないんですけれども、どっちなんですか、それは。場所設定とかそう
いうものが入っているんだか、それとも小学校だけ一つの小学校にまとめて新しいことをやる
んだか。そうじゃなくて、全然、全部の構想をどういうふうにするんだかというのを委託
するんだかと、その辺がはっきり分からないんですけれども、これはどちらなんですか。課長
で大丈夫なの。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

まず、今、これから具体的に学校を建てるというふうにする場合に、まず、流れが、まず、
今回発注する構想をつくって、その後に今度は基本設計というのがあって、今度、最後に実

施設設計で、要は3段階に分けて、これから進めていかななくてはならないんですが、まずは大まかな全体像をつくるのが今回の計画で、まずは新設する小学校をどのぐらいの規模か。以前からご質問いただいていた、どのぐらいの規模でどのぐらいの概算金額がかかるのかというのを小学校と、あと、幼稚園、保育所ごとにそれぞれ、今回、基本の構想、計画というのを作成していただくと。それを基に、今ほど村長が申し上げたように、その構想を基に、今度は具体的に、じゃ、この場所にだったらこの建物が建てられるという。ですから、今の段階、今回の段階では、土地、どこに具体的に建てるというのは決まっていない状態で、あくまでもこういう建物をこのぐらいの規模で建てるのがいいのではないかという、まずは大枠の構想をつくっていただくという、そういった内容になります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、今の答弁を聞きますと、構想を委託するということですか。そんなこと何も業者に頼まなくて、村でできるでしょう。別に専門家に頼む必要ないでしょう、そんなこと。村長、教育長、皆さんいるんだし、そんなこと。わざわざ957万もかけて、そんな委託することないでしょう。村のほうでどのような構想をして、自分で今の幼稚園も老朽化している、保育所もハザードマップに入っていると。そんなこと委託しなくて村でできるでしょう。そのことを委託すると、今、答弁したんじゃないですか。私はそういう構想とか、土地とかそういうのが決まって、その構想の委託だと思った。全然違う。構想の委託、そんなの村でできるでしょう。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

これまでも統合委員会等で先進地視察も行ってまいりましたし、この間も議員さんと一緒に和歌山県に行ってまいりまして、やはりどの事務局もまずは構想から始まっております。構想というのも、やはり私たち行政ではありますが、やっぱり建築となりますと専門知識がないと、その構想というのも本当に絵を描くだけの構想であればできるかもしれないんですが、具体的に造るまでに持っていくまでの構想というものはやはり専門家じゃないとできないということで、国のほう、あと、文科省のほうでも、学校を造るまでの流れというのがありまして、まずは構想、計画を練って、その後に基本設計があつて、その後に実施設計という、大まかに言うと3つ段階を踏まえてから、新しい学校ができるというような流れになっておりますので、単純に誰でもいいから絵に描いて構想を練るといような、そんな形ではございませんで、ある程度専門知識を持った中で、具体的に進めるために必要な構想になりますので、その辺はご理解いただければと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 最初は小中学校の在り方についての検討委員会、それに今度は先ほど村長が言ったとおりに、幼稚園も老朽化している。そして、今の保育所もハザードマップに入ったから、早急に建て替えなくちゃ駄目だという、それは理解しています。その構想を結局プロの方に頼むんだという、そういう答弁だわね。だから、私は、そのぐらいのことは村でできるでしょうと言っているの、何も専門家に頼まなくたって。構想するだけだもの。そして、それから、今度はどのように建てるのか、土地はどこにするとかという、その辺ぐらいまでは村である程度のことを考えて、全部、検討委員会の中に話を聞いて、それを今度はまたプロに委託する、専門家に頼むということなんですか。何かあまりにも時間がかかっている割には全然進んでいないのに。じゃ、一番最初からそういうふうなあり方委員会なんかをやらなくて、そういう人らに一番最初に頼めばよかったんじゃないの。4年間もかかって検討委員会をやって、諮問して、答申かけて。そして、今度は基本計画策定業務委託料って、頼むんだらば、最初からそこに頼めばよかったんじゃないの。何のための検討委員会だったの。あれほど何回も何回も検討委員会をやって。

村長にも一般質問で聞きましたよね、案はあるんですか、どのような構想があるんですかと。構想も何もなくて、最終的には専門家にお願いしますということで、そういう話なの。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これは学校、教室の今、広さであるとか、専門性を要したもので、ある程度計画を立てていく。それによって、学校を建築する場合の予算が概算で出ますので、それがないと概算が出てこないんですよ。あとは、それによって補助金がつく、つかないというのがありますので、なるべくそういった補助を活用した中で学校を進めていく。体育館にしても面積、これから、子供たちの教室についてもこういう広さが必要だし、こういう多目的のものも必要だというようなことで、学校建築についても我々ではなかなか分からない部分はありますので、そこは専門の方にお願いをして基本の計画を立てていただく、その計画の委託の事業費でございます。これをやらないと先に進んでいかない。ただ単なる構想で、この位置で、その部分についてはアンケートがあつたり、統合委員会からご提案をいただいた中で、中学校、幼稚園の近くというようなことで、そのものはある程度はつかんではおりますが、学校の教室であるとか、どういう教室が今子供は必要だとか、そういうのを専門性を持って計画を立てていく、そのための委託費でございますのでご理解をいただければと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これ以上長くなっても、執行部のほうでそういう考えでいるということ、私は、じゃ、今まで何のための検討委員会なんだかというふうに思えるところがあり

ますけれども、これ以上質問しても恐らく同じ答弁の繰り返しになりますので、一応終わりますけれども。

村長さんにこういうことは、こんな4年間もかかって、これからまだ、そういうことは自分たちで分からないから、こんな専門家に頼むなんて、そんなばかげたことをやらないでください。ちゃんとその前に、もう始まるときにある程度のそういうふうな構想をしてから、始まってからもう4年もたっていますよ、これ。これから、土地設定してから、構想が始まると思ったら、あと何年かかるんですか。それまで保育所とか、大雨なんか降ったときに大丈夫なんですか。一日も早くやらなくちゃだめですよ。ハザードマップであそこは危険地域なんですよ。幼稚園なんかも老朽化しているんですよ。あれからもう4年以上たっているんじゃないですか。とにかく早急にやるようにしてもらわなければならないですけども、ここで私が反対しても仕方ありませんけれども、もう少し早急にやってください。そして、今さらこんなことはあり得ないと私は思いますよ。

もう1点だけさせてもらいます。これで終わります。

60ページの12節ですか、防災行政無線再免許申請業務委託料というのは、これは今の防災無線の免許なんですけれども、これはどのようなあれなんですか、詳しく教えてください。

また、それは何年に1回とかそういうのが更新されるんだか、その辺までも教えてください。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

防災行政無線の再免許の申請ということで、これは5年後となります。こちらは東北総合通信局、こちらのほうへの申請ということで、この書類を作るための委託料でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 内容を教えてくださいと言ったんです、どのような内容なのか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

免許申請に係る情報等、基本の資料等の作成、あと、親局、中継局など屋外子局、こういった子局の更新申請の手続に係る書類の作成と、そして、その申請のそれぞれの手数料になってきております。そのほかに申請に係る諸経費等もかかってくるかと思えます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうしたら、これは委託業者がやるということだって、村の人がこれを最近、免許を取るとか、そういうことではないんですね。分かりました。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第16、議案第24号 令和4年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 66ページをお願いいたします。

議案第24号 令和4年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

令和4年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ528万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,657万3,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ478万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,700万円とする。

令和4年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

69ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定。

歳入、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金、補正額1万4,000円の増、こちらは東日本大震災の税の減免に対する補助金でございます。

2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、こちらはマイナンバーカードの健康保険証利用の促進を勧奨するリーフレットの作成に要する補助金でございます。

次のページをお願いいたします。間違えました、申し訳ありません、69ページをお願いいたします。

7款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金、補正額523万5,000円の増。前年度の繰越金でございます。大変失礼しました。

70ページをお願いいたします。

歳出、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、7目保険給付費等交付金償還金、補正額15万3,000円の増、こちらは特別交付金のうち特定健診分の返還額の確定による増でございます。

9款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額513万4,000円の増でございます。

71ページをお願いいたします。

続きまして、診療施設勘定。

歳入、1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、補正額100万円の減。

2目社会保険診療報酬収入、補正額10万円の減。

3目後期高齢者診療報酬収入、補正額400万円の減。

4目一部負担金収入、補正額50万円の減。

1目から4目につきましては、いずれも診療所における外来診療収入でございますが、今年度におきましても、新型コロナウイルスワクチンの接種の業務にご協力をいただく予定でございまして、外来収入が2割程度減少すると思われ、減額の補正予算を計上したところでございます。

続きまして、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額874万2,000円の減、こちらにつきましては一般会計からの繰入金でございまして、令和3年度からの繰越金が各種接種業務に従事したことにより必要額となったため、一般会計の繰入金を当初の予算より不用になると見込まれるため減額としたものでございます。

続きまして、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,905万7,000円の増、前年度からの繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額6万9,000の増、こちらは、村民以外の方にワ

クチン接種をした場合の接種代でございます。

73ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額35万6,000円の増、こちらにつきましては、一般職及び会計年度任用職員の報酬及び各種手当の増でございます。

また、12節にオンライン資格確認保守業務委託料といたしまして4万円ほど計上しておりますが、診療所でのマイナンバーカードの保険証利用に伴いまして、そのシステムを安全に運用できるように保守点検を行うために業務委託を計上したものでございます。

続きまして、3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額442万8,000円の増でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくをお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第17、議案第25号 令和4年度牧本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第25号 令和4年度牧本財産区特別会計補正予算につ

いてご説明申し上げます。

令和4年度牧本財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91万2,000円とする。

令和4年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

76ページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額12万円の増、繰越額の確定によるものでございます。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額15万5,000円の増。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、2目財産管理費、補正額27万5,000円の増、牧之内字日向窪地内の支障木伐採のため、支障木除去委託料を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第18、議案第26号 令和4年度大里財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第26号 令和4年度大里財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和4年度大里財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額27万円のうちで、歳入を補正する。

令和4年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

78ページをお願いいたします。

歳入予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1万2,000円の増、繰越額の確定によるものでございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1万2,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第19、議案第27号 令和4年度湯本財産区特別会計補正予算につ

いてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長、星裕治君。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 議案第27号 令和4年度湯本財産区特別会計補正予算について
ご説明申し上げます。

令和4年度湯本財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額43万8,000円のうちで、歳入を補正する。

令和4年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをご覧ください。

歳入予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、3款繰入金、2項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額3万6,000円の減、
一般会計繰入金の減であります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、3万6,000円の増、こちらは前年度繰越金の額の
確定によるものでございます。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第20、議案第28号 令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 議案第28号 令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について。

令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,023万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,575万4,000円とする。

令和4年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

83ページをご覧ください。

歳入歳出事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,023万7,000円、前年度繰越金の確定でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額930万円、12節委託料につきましては、環境整備費としまして、ハイテク大山工業団地内の樹木の一部伐採費用として30万を計上しております。

27節繰出金につきましては、一般会計に900万円を繰り出すものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額93万7,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 27節の900万ですか、一般会計繰出金。これはたしか駐車場の問題ですか。これの内容を教えてください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらの繰出金につきましては、昨年度の事業が確定し、繰越金が先ほど議員おっしゃっ

たとおり、駐車場工事の請差が出たものですから、そちらの関係で繰越金が出たものでございます。こちらのほうについて、一般会計にお戻しするというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第21、議案第29号 令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 84ページをお願いいたします。

議案第29号 令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,307万5,000円とする。

令和4年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

86ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額30万5,000円の増、前年度繰越金の確定によるものでございます。

歳出、2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額30万5,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第22、議案第30号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 87ページをお願いいたします。

議案第30号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,198万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,413万円とする。

(地方債の補正)

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

89ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、地方債の追加でございます。起債の目的は地方公営企業災害復旧事業で、限度額は3,000万円。起債の方法は証書借入れまたは証券発行。利率は年1.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借換えすることができる。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額391万9,000円の増、一般会計からの繰入金で、板屋々敷地区排水路改修工事に伴う中継ポンプ制御盤移設工事等によるものでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額193万4,000円の減、前年度繰越金の確定によるものでございます。

8款村債、1項村債、1目事業債、補正額3,000万円の増、地方公営企業災害復旧事業債として、本年3月に発生した本県沖地震の影響で下水道管路が埋設してある道路やマンホール周りが陥没してきたため、復旧工事を行う財源として借り入れるものでございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額3,198万5,000円の増、14節工事請負費におきまして、地震の影響により下水道管路埋設部分の道路舗装復旧工事や、板屋々敷地区排水路改修工事に伴う中継ポンプ制御盤移設工事等の増によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第23、議案第31号 令和4年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 92ページをお願いいたします。

議案第31号 令和4年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村二岐専用水道特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ264万9,000円とする。

令和4年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

94ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額38万6,000円の増、前年度繰越金の確定によるものでございます。

歳出、2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額38万6,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第24、議案第32号 令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 95ページをお願いいたします。

議案第32号 令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,508万1,000円とする。

令和4年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

97ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、補正額90万円の増、湯本字居平地内にある消火栓1か所の交換を予定しているため、その工事費負担金を計上している

ものでございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額156万7,000円の増、一般会計からの繰入金でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額156万7,000円の減、前年度繰越金の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額90万円の増、14節工事請負費におきまして、湯本字居平地内の消火栓交換工事1か所分を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第25、議案第33号 令和4年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 99ページをお願いいたします。

議案第33号 令和4年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算についてご説明申し上げ

げます。

令和4年度天栄村簡易排水処理施設特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183万6,000円とする。

令和4年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

101ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額14万9,000円の増、前年度繰越金の確定によるものでございます。

歳出、2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額14万9,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第26、議案第34号 令和4年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 102ページをお願いいたします。

議案第34号 令和4年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

令和4年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,507万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,347万7,000円とする。

令和4年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

104ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額3,507万2,000円の増、こちらは前年度からの繰越金でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

歳出、4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額1,200万円の増、こちらは基金の積立てに要する経費でございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、補正額927万7,000円の増、こちらは、令和3年度に交付された介護給付費の国・県の負担金分が確定したため、令和4年度に返還するために計上したものでございます。

続きまして、2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額373万1,000円の増、こちらにつきましても、令和3年度の給付費の村負担分が確定したため、令和4年度に返還するために計上したものでございます。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額1,006万4,000円の増でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第27、議案第35号 令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 106ページをお願いいたします。

議案第35号 令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,515万2,000円とする。

令和4年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

108ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額39万6,000円の増、こちらは前年度からの繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額6万1,000円の増、こちらは広域連合に納める納付金の増額によるものでございます。

続きまして、4款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額3万5,000円の増、こちらは繰越金の確定に伴う村への繰出金でございます。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、30万円の増でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第28、議案第36号 令和4年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 110ページをお願いいたします。

議案第36号 令和4年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条、令和4年度天栄村水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条、令和4年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益、補正予算額60万円の減。

支出、第1款水道事業費、第1項営業費用、補正予算額59万5,000円の減。

第4項予備費、補正予算額5,000円の減。

(資本的収入及び支出)

第3条、令和4年度天栄村水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、第3項補償費、補正予算額100万円の減。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正予算額100万円の減。

令和4年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

114ページをお願いいたします。

令和4年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

(収益的収入及び支出)

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、2目受託工事収益、補正予算額60万円の減、消火栓交換工事に伴う収益で、当初3か所予定しておりましたが、このうち1か所を湯本地区の簡易水道分で予定していることから減額するものでございます。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、3目受託工事費、補正予算額60万円の減、先ほど説明いたしました消火栓交換工事に伴う減額によるものでございます。

4目総係費、補正予算額5,000円の増、通勤手当の改定に伴う不足分の増でございます。

4項予備費、1目予備費、補正予算額5,000円の減。

(資本的収入及び支出)

収入、1款資本的収入、3項補償費、1目補償費、補正予算額100万円の減、板屋々敷地区排水路改修工事に伴う配水管移設工事における補償費の減額でございます。

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、補正予算額100万円の減。収入でもご説明いたしました板屋々敷地区配水管移設工事における工事費の減額によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情審査報告

○議長（服部 晃君） 日程第29 陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、本定例会初日に総務常任委員会に付託となっていました事件1件について、総務常任委員会委員長からの審査の結果を求めます。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

〔総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○総務常任委員会委員長（小山克彦君） 令和4年9月9日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、小山克彦。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

記。

受理番号4、付託月日、令和4年9月6日。件名、子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書。審査結果、採択。委員会の意見、保育の現場は、コロナ禍によりますます多忙化しており、人員不足はさらに深刻なレベルに来ている。小学校では配置基準が改善され35人学級、実質的には20人台の学級が想定されているが、その小学生よりも年齢が低い4から5歳児の保育所における配置基準は、30人に1人の保育士のままである。よって、安心・安全で質の高い保育が格差なく保障されるよう、国においては、保育士確保のための予算を確保し、配置基準を見直すよう意見書を提出する。措置、地方自治法第99条に基づく意見書提出。

以上です。

○議長（服部 晃君） 報告が終わりましたので、受理番号4、子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出について、総務常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長（服部 晃君） 日程第30、各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順により申出願います。

議会運営委員会委員長、円谷要君。

〔議会運営委員会委員長 円谷 要君登壇〕

○議会運営委員会委員長（円谷 要君） 令和4年9月9日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、円谷要。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申出を許します。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

〔総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○総務常任委員会委員長（小山克彦君） 令和4年9月9日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）総務常任委員会所管業務に係る調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申出を許します。

産業建設常任委員会委員長、渡部勉君。

〔産業建設常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（渡部 勉君） 令和4年9月9日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）産業建設常任委員会所管業務に係る調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申出を許します。

議会広報常任委員会委員長、揚妻一男君。

〔議会広報常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（揚妻一男君） 令和4年9月9日、天栄村議会議長、服部晃殿。天栄村議会議会広報常任委員会委員長、揚妻一男。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）議会広報発行のための取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が1件ございますので、この際、日程に追加し、日程第31として日程の順序を変更し、先に議題としたいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題として日程を一部変更することに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

(午後 4時40分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 4時41分)

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第31、発議案第1号 子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、小山克彦君。

[4番 小山克彦君登壇]

○4番（小山克彦君） 発議案第1号 子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和4年9月9日。

提出者 天栄村議会議員 小山克彦

賛成者 天栄村議会議員 円谷 要

賛成者 天栄村議会議員 熊田喜八

天栄村議会議長、服部晃殿。

提出理由。

現在、保育現場は新型コロナウイルス感染拡大も影響し、ますます多忙化しており、実働に合わない処遇や実態に合わない人員配置基準により、保育士不足が深刻なレベルに達している。

しかしながら、小学生よりも幼い4歳児・5歳児の配置基準は、70年以上一度も改善されず、子ども30人に対し保育士1人のままである。

将来を担う子ども達の安心・安全な環境を提供するため、保育士の増員は急務であることから、その関連予算を確保し、配置基準を引き上げるよう国に求めるため。

意見書送付先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（少子化対策）

意見書については、別紙のとおりです。

- 議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（服部 晃君） お諮りいたします。
以上で本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。
よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。
よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎招集者あいさつ

- 議長（服部 晃君） ここで招集者である村長から、閉会に当たり、挨拶があります。
村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 令和4年9月天栄村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、9月6日から本日までの4日間にわたりまして、令和4年度一般会計補正予算をはじめ、村政当面の重要案件につきまして慎重なご審議を賜るとともに、令和3年度決算につきましても認定いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会で成立を見ました各会計補正予算、さらには会期中に賜りましたご意見やご提言を踏まえ、引き続き各種施策に全力で取り組んでまいります。

秋の訪れが感じられる季節となり、議員の皆様方におかれましては、これからも何かとご多忙のことと存じますが、健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） これで招集者挨拶を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（服部 晃君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和4年9月天栄村議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦勞さまでございました。

（午後 4時46分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年11月29日

議 長 服 部 晃

署 名 議 員 大 浦 ト キ 子

署 名 議 員 小 山 克 彦

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
報告1号	地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について	9月6日	—
諮問1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9月6日	適格適任の旨答申
議案1号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	9月6日	同意
2号	天栄村過疎地域持続的発展計画の策定について	9月6日	原案可決
3号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9月6日	原案可決
4号	天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	9月6日	原案可決
5号	天栄村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9月6日	原案可決
6号	字の名称の変更について	9月6日	原案可決
7号	工事請負契約の締結について	9月6日	原案可決
8号	財産の処分について	9月6日	原案可決
9号	令和3年度天栄村一般会計決算認定について	9月9日	認定
10号	令和3年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について	9月9日	認定
11号	令和3年度牧本財産区特別会計決算認定について	9月9日	認定
12号	令和3年度大里財産区特別会計決算認定について	9月9日	認定
13号	令和3年度湯本財産区特別会計決算認定について	9月9日	認定
14号	令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について	9月9日	認定
15号	令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について	9月9日	認定
16号	令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について	9月9日	認定
17号	令和3年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について	9月9日	認定

議案番号	件名	議決月日	結 果
18号	令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について	9月9日	認 定
19号	令和3年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について	9月9日	認 定
20号	令和3年度天栄村介護保険特別会計決算認定について	9月9日	認 定
21号	令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月9日	認 定
22号	令和3年度天栄村水道事業会計決算認定について	9月9日	認 定
23号	令和4年度天栄村一般会計補正予算について	9月9日	原案可決
24号	令和4年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	9月9日	原案可決
25号	令和4年度牧本財産区特別会計補正予算について	9月9日	原案可決
26号	令和4年度大里財産区特別会計補正予算について	9月9日	原案可決
27号	令和4年度湯本財産区特別会計補正予算について	9月9日	原案可決
28号	令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について	9月9日	原案可決
29号	令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について	9月9日	原案可決
30号	令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	9月9日	原案可決
31号	令和4年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について	9月9日	原案可決
32号	令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について	9月9日	原案可決
33号	令和4年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について	9月9日	原案可決
34号	令和4年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	9月9日	原案可決
35号	令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月9日	原案可決
36号	令和4年度天栄村水道事業会計補正予算について	9月9日	原案可決

議 員 提 出 議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
発議1号	子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を求 める意見書の提出について	9月9日	原案可決

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
4	令和4年 6月14日	子どものために配置基準 引き上げによる保育士増 員を求める意見書の提出 を求める陳情書	福島県福島市渡利字大 豆塚7 さくら保育園気付 福島県保育連絡会 代表 大宮 勇雄	総 務 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件 名	結 果
4	令和4年 9月6日	子どものために配置基準引き上げによる保育士増員 を求める意見書の提出を求める陳情書	採 択